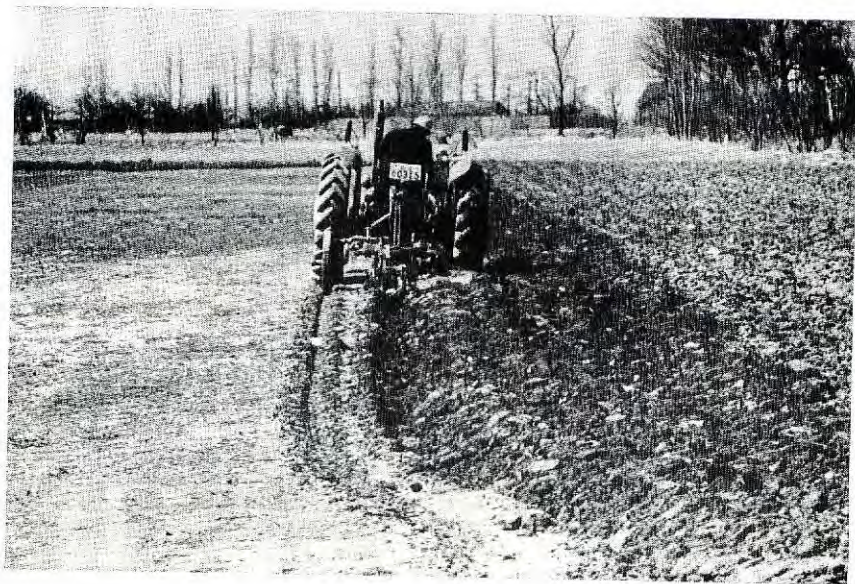


北海道議會時報

特集 第一回定例道議會

第9卷第4号

昭和32年4月



北海道議會事務局

— 第 4 号 目 次 —

議会の動き

第一回定例道議会	一
本 会 議	二
決議・意見書	六
各派交渉会	七
常任委員会	六
特別委員会	八
予算特別委員会	
決算特別委員会	
総合開発調査特別委員会	
道南のいか凶漁対策特別委員会	
請 願・陳 情	三

会 合

全国都道府県議会議長会	二三
-------------	----

雑 録

地方行政疑義問答集	二四
地方自治法第九十九条の二の解釈	
議会の解散及び議員の解職請求について	

北海道議会議席表 (32・3・7現在)

図書室だより

三月のメモ

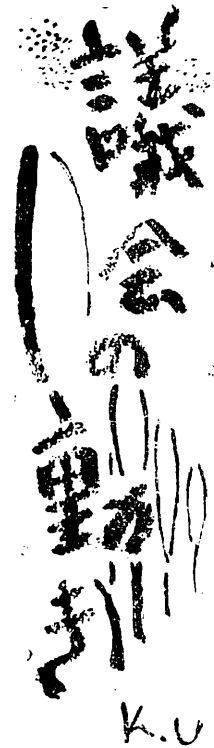
表紙写真

春

耕

—札幌郊外—

北海道議会議務局撮影



第一回定例道議会

- ① 第一回定例道議会は二月二十六日に招集され同日開会、会期を三月三十一日まで三十四日間に決定の後、三十一年第二回定例会より継続審査の自動車取得税の撤回を承認、冷害凶作救済に対する感謝決議を可決し、翌二十七日には、昭和三十一年度当初予算案をはじめ、三十一年度歳入歳出追加更正予算等が上程され、知事の提案説明があつて、議案調査のため二十八日より三月六日まで一週間休会した。
- ② 休会明け七日には更に追加議案が提出され、同議案調査のため、一日間休会し、九日より代表質疑、十二日より一般質疑に入り、知事の施政方針の五つの柱である農業漁業中小企業の安定、近代工業の開発、東南アジア、中国、ソ連邦貿易の振興、社会福祉の増進にそれぞれ質疑が集中され、十五日をもつて、全部の質疑を終了、直ちに予算特別委員会を設置、十六日より三十一日まで各部所管の質疑が活発に行われ、更に予算小委員会を設置して意見調整を行い、当初予定の会期より五日間延長の後、三十二年度予算は、四月五日未明可決された。
- ③ 提出案件の処理状況次のとおり。

議案

第一回定例道議会に知事から提出のあつた案件

提出月日	番号	件名	議事経過
二、二七	一	昭和三十一年度北海道歳入歳出予算	原四、案可決五
同	二	昭和三十一年度北海道恩給基金歳入歳出予算	同
同	三	昭和三十一年度北海道学校職員恩給金歳入歳出予算	同
同	四	昭和三十一年度北海道農産物検査費歳入歳出予算	同
同	五	昭和三十一年度北海道水産物検査費歳入歳出予算	同
同	六	昭和三十一年度北海道林産物検査費歳入歳出予算	同
同	七	昭和三十一年度北海道酪農検査費歳入歳出予算	同
同	八	昭和三十一年度北海道貯蓄資金歳入歳出予算	同
同	九	昭和三十一年度北海道医科大学費歳入歳出予算	同
同	一〇	昭和三十一年度北海道病院費歳入歳出予算	同
同	一一	昭和三十一年度北海道地方競馬費歳入歳出予算	同
同	一二	昭和三十一年度北海道自転車競技費歳入歳出予算	同
同	一三	昭和三十一年度北海道電気事業費歳入歳出予算	同

提出者	提出 案件	議 決 の 状 況					計
		原案 可決	同意 議決	修正 議決	認定 議決	承認 議決	
知事	二六(四)	一〇五(三)	四(一)	(一)	(一)	(一)	二六(五)
議員	一七	一五	一	(一)	(一)	(一)	二七
計	一四三(四)	一二〇(三)	五(一)	(一)	(一)	(一)	一四三(五)

() は三十一年第二回及び第四回定例会より継続審査のもの

④ 本会期中の緊急質問

○春季闘争事件について

林 議 員 (自民)

○米軍による真駒内キャンブクロフォード内に惹起した日本人女子寮
搜索事件並びに千歳キャンブ内日本人ボーイラーマンの勤務条件の制
限問題について

井 口 議 員 (社)

○日本海ます流網試験操業船の許可問題について

松 尾 議 員 (自民)

本 会 議

○二月二十六日 午後二時十分、荒議長開会を宣し、引き続き開議、会

議録署名議員の指名、諸般の報告の後、日程に入り、日程第一会期決
定の件を議題に供し、会期は、三月三十一日まで三十四日間に決定、
次に昭和三十一年第二回定例議会より継続審査の議案第二十一号北海
道条例の一部を改正する条例案に対する特別委員会の審査経過につ
いて、斎藤委員長(社)より報告があつて、午後二時二十三分休憩、

同	二九	北海道職員互助会に対し資金貸付の件	同
同	二八	北海道市町村備忘資金組合に対する事業資金 貸付の件	原四、 案可決五
同	二七	地方宝くじ発売に関する件	原三、 案可決八
同	二六	北海道有林野事業費積立金運用の件	同
同	二五	一時借入金金の件	同
同	二四	一時借入金金の件	同
同	二三	北海道起債に関する件	同
同	二二	北海道起債に関する件	同
同	二一	昭和三十一年度北海道中小企業振興資金貸付 事業費歳入歳出予算	同
同	二〇	昭和三十一年度北海道農業改良資金貸付事業 費歳入歳出予算	同
同	一九	昭和三十一年度北海道有財産整備資金歳入歳 出予算	同
同	一八	昭和三十一年度北海道用品事業費歳入歳出予 算	同
同	一七	昭和三十一年度北海道夕張川二股発電所建設 事業会計予算	同
同	一六	昭和三十一年度北海道母子福祉資金貸付事業 費歳入歳出予算	同
同	一五	昭和三十一年度北海道印刷所費歳入歳出予算	同
二、二七	一四	昭和三十一年度北海道有林野事業費歳入歳出 予算	原四、 案可決五

同二時四十一分再開、諸般の報告の後、日程に追加し、継続審査の議案第二十一号北海道税条例の一部を改正する条例案撤回の件を議題とすることについて諮り、異議なくそのことに決定、これを諮つて、異議なく撤回を承認することに決定、次に冷害凶作対策に関する経過について、知事より報告を聴取、次に日程に追加し、中山議員（自民）外八名提出の決議案第一号冷害凶作救援に対する感謝決議案を議題とすることについて諮り、異議なくそのことに決定、本件は、趣旨弁明を省略して原案のとおり決定、午後二時四十八分散会。

北海道税条例改正審査特別委員長報告

私は、本年第二回定例会において設置せられました北海道税条例改正審査特別委員長として、ここに本委員会に付託せられました議案第二十一号北海道税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして審査の経過の概要を御告申し上げたいと存じます。

本委員会は去る八月二十三日設置せられるや、直ちに委員会を開き、正副委員長の互選を行うとともに、付託議案の審議日程及び運営の方法等について協議いたしましたのであります。次いで、九月十九日委員会を開き、これが審議を開始いたしましたのであります。自來六カ月間、委員会を開催すること十五回に及び、その間、府県における自動車取得税創設の実態を調査する等慎重に審議を進めてまいつた次第であります。

しかし、本条例改正の目的は、現下窮迫せる道財政再建の一環として法定外普通税としての自動車取得税を創設し、自動車の取得価格に対し、一律百分の一・五%を課税し、本年度三千八百万円、平年度およそ八千万円の財源確保を目途としたものであります。

本委員会といたしましては、全国的に見て本税創設を伝えられておるところがありますけれども、実施している府県は、当時、山梨、愛媛、徳島の三県にすぎず、その後、三重県が実施決定に至つた次第であります。かかる現況から本道において創設する場合、担税力において、あるいは開発の面において、果して妥当なるやいなやを十分解明審議を尽すべきでありますので、まず第一に、審議に

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇
北海道訓路湖陵高等学校屋内運動場増築に関する予算外義務負担の件	建物の購入に関する予算外義務負担の件	警察職員宿舍の購入に関する予算外義務負担の件	道職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担の件	道職員宿舍の購入に関する予算外義務負担の件	北海道共同作業施設事業資金貸付の件	北海道学校給食会に対する資金貸付の件	財団法人北海道住宅公社に対する資金貸付の件	消費生活協同組合運転資金貸付の件	授産事業資金貸付の件	北日本航空株式会社に対する資金貸付の件	中小企業維持振興資金貸付の件	北海道信用保証協会に対する資金貸付の件	樹苗価格安定資金貸付の件	北海道漁業協同組合連合会に対する資金貸付の件	私立高等学校に対する資金貸付の件
同	同	同	同	三、三一 原案可決	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

必要な資料の提出を理事者側に求めた次第であります。

すなわち、本道における自動車業の経営実態に関する調査、自動車車種別料金標準原価に関する調査、道内地区別並びに府県別自動車用年数に関する調査、中古自動車評価基準に関する調査、自動車税において本道が三割軽減の措置をしている根拠に関する調査、自動車取得税への負担に関する試算調査、自動車取得税実施府県の実態等の項目について、それぞれ資料の提出を要求したのであります。

第二にこの要求資料に基づきまして、九月二十日より関係部課長その他係員の出席を求め、内容の調査を行つたのでありまして調査の過程において必要とする資料も逐次追加提出を求め、実態の把握に努めた次第であります。

第三に、提出資料により一応の質察を続行いたしましたのでありますが、委員会における理事者側資料解明の状況から見ても、府県と本道における地域差、運賃差、自動車業経営の実態、あるいは府県における自動車取得税創設の経緯等については具体的な実態を把握することが困難でありますので、本税創設府県及び創設を伝えられる府県に対し、二班編成をもつて調査を行うこととした次第であります。すなわち、第一班は、山梨県及び宮城県、第二班は、愛媛県及び岡山県について十二月五日より十三日までの間において視察調査を行つた次第でありまして、去る十二月十七日の委員会において視察班より詳細な報告が行われたのであります。

第四に、以上の府県の調査報告を審議を続行いたしましたのでありますが、昨年十二月二十八日の委員会において、本付託案件は、三十一年度の道財政再建の一環として提出されたものであり、従つて本年度最終の定例会ともいふべき第四回定例会において結論を出すべきであるとの意見と本案件は、いまだ充分審議を尽くしておらず、且つ、年末を控え一両日会期を延長するとしても、万全なる審議は得られずとの意見があつたのであります。結局、次の定例会まで継続審議することとした次第であります。しかし、本年に入り、一月二十八日に委員会を開催し、結論を得るまでの日程を協議し、翌二十九日より三十一日まで質疑を行い、二月一日より八日まで意見の調整に努めた次第であります。以下委員会において質疑あるいは論議せられました主な点をあげます。

自動車運輸事業はすでに、自動車税、軽油引取税負担の上に、損害保険料の支払い、整備士の設置などにより、その負担能力は限界に來ていること。本道は開

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	二、二七
六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六
興行場法施行条例の一部を改正する条例制定の件	北海道みつばち転飼条例制定の件	札幌医科大学附属病院使用料条例の一部を改正する条例制定の件	北海道立病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例制定の件	北海道立工業試験場使用料及び手数料条例制定の件	北海道教員保護所条例制定の件	北海道教育研究所条例制定の件	北海道教員養成所条例制定の件	北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	北海道警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	北海道婦人相談所設置条例制定の件	議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産、營造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例の一部を改正する条例制定の件	北海道支庁設置条例の一部を改正する条例制定の件	北海道職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	北海道税条例の一部を改正する条例制定の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	三、三一 原案可決	三、一八 原案可決	同	四、正議決五

発途上にあつてしかも、公益性格を有する自動車運輸事業は、むしろ助長の方途を講ずべきであること。トラック、バス、ハイヤー営業の実態には、相当の懸隔があり、且つ自家用車を含めての一律課税については、検討の余地があること。他の府県と比較し、本道は、半歳にわたる積雪と雪解けによる泥濘などにより、稼働日数と運行キロ数においては修繕費などの管理費において更に、自動車の耐用年数において比較にならず最悪の条件にあること。

自動車取得税実施府県の財政状況は、本道よりも低位であり、いずれも財政再建の指定団体であり、且つ本税の内容も時限法としていること等の質疑、あるいは論議があつたのであります。しかし、委員会においては、遂に意見一致に至らず、二月八日の委員会において、以下申し上げる諸点、

すなわち、第一に、本案は、昭和三十一年度単年度の道財政健全化に関する計画の一環として提案され、自來継続審議せられていたが、この間に、本道は四十年來といわれた冷害凶作に見舞われ、これがため、本案審議の母体をなす道財政健全化計画は全面的に変更を余儀なくせられ、本案は、その審議の根拠を失つたものと認められること。

第二に、本案は、さしあつて昭和三十一年度の財源確保を当面の目的として提案されたものであるが、三十一年度はすでに過ぎ去らんとしており、今かりにこれを可決したとしても、これによつて所定の財源を確保することは徴税技術上不可能であり、この意味からも、本案は、審議の適格性を失つたものと認められること。

第三に、本案は、昨年の第二回定例会で提出され、知事は、道税につきましては、道財政の現況にかんがみ、新たに法定外普通税として自動車取得税を創設し、云々と説明しているが、これが審議のためにすでに半年有余を経過しこの間に中央政情も、本道の財政事情も大幅に変化する新たな諸情勢の推移によつて動案するに、提案当時とは状況を全く異にし、本案は、現段階においては、審議の必要性を失つたものと認められること。以上三点の理由により、この際、知事に対し、本案件の撤回を勧告することに委員会の意思を決定すべきであるとの動議が多数をもつて決定せられた次第であります。以上をもつて本委員会における審議の経過について報告を終わります。

同	六二	北海道中小企業設備合理化促進条例制定の件	原案可決
同	六二	札幌都市計画豊平地区美園土地地区画整理事業施行規程制定の件	原案可決
同	六三	札幌都市計画西郊地区西八軒土地地区画整理事業施行規程制定の件	同
同	六四	道有財産の売買契約締結に関する件	三、一八 同意議決
同	六五	道有財産の売買契約締結に関する件	同
同	六六	道有財産及び物品無償譲渡の件	三、三一 同意議決
同	六七	道有財産又は營造物に関する災害共済委託の件	三、一八 原案可決
同	六八	北海道道の路線認定及び廃止に関する件	三、一五 原案可決
同	六九	公有水面埋立地を厚岸郡厚岸町の区域に編入するの件	三、三一 原案可決
同	七〇	公有水面埋立地を松前郡松前町の区域に編入するの件	同
同	七一	公有水面埋立地を利尻郡東利尻村の区域に編入するの件	同
同	七二	公有水面埋立地を礼文郡礼文村の区域に編入するの件	同
三、七	七三	昭和三十一年度北海道歳入歳出追加更正予算	三、一八 原案可決
同	七四	昭和三十一年度北海道恩給基金歳入歳出更正予算	同
同	七五	昭和三十一年度北海道学校職員恩給金歳入歳出更正予算	同
同	七六	昭和三十一年度北海道林産物検査費歳入歳出追加更正予算	同

○二月二十七日 午後二時五十分開議、あらかじめ時間延長を行い、諸般の報告の後、日程に入り、**日程第一議案第一号乃至第七十二号、報告第一号乃至第四号**を議題に供し、議事の都合により同二時五十八分一旦休憩、同七時三分再開、**日程第一議案第一号乃至第七十二号、報告第一号乃至第四号**を議題に供し、**知事の施政方針演説並びに提案説明**があり、ついで**教育長より三十二年度教育行政方針**について、説明を聴取、次に**日程**に追加し、休会について諮り、明二十八日より三月六日まで一週間休会することに決し、午後九時二分散会。

知事施政方針

昭和三十一年第一回定例北海道議会の開会に当りまして、三十二年度の道行政に対する私の所信を卒直に披瀝して各位の深い御理解と、積極的な御支援、御協力をお願いする次第であります。

まず本道の社会経済の現状と施策遂行の基本的な態度について申し上げます。最近の日本経済は昭和三十年以来拡大の基調を継続し、昨年は国内投資を原動力としてさらに急速な発展を続け、その規模は先に策定された経済自立五カ年計画が想定した発展度合を遥かにこえ、海外からも驚異の眼をもつて注目されるほどの繁栄を示したものであります。

本道の経済においても日本経済の一環として経済規模は拡大したのであります。が、農業及び漁業は凶作、凶漁に見舞われ、また、終始活況を続けた鉱工業も全国の上昇度合に及ばず、輸出も前年の伸びを遥かに下廻り、全体としての経済拡大の度合は全国平均の一二％に対して約六％に止まるものと推定され、景況は著しく低いという注目すべき特徴をあらわしたのであります。この結果、道民生活の向上度合も全国平均のそれに遥かに及ばず、生活水準を示す消費支出の伸びは都市一・一％増、農村一％減で全国の都市八・五％増、農村五％増にくらべ著しく低位に止つております。

まず、被害額約四百億円という大正二年以来実に四十二年振りの大凶作に見舞われた農業についてみますと、農業所得は前年より三〇％以上も減少し、農家負債の累計額は六百億円を上廻るものと考えられ、特に開拓農家の窮状ははなはだ

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	三、七
九三	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七
道職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担の件	北海道起債議決変更の件	北海道起債議決変更の件	北海道起債議決変更の件	北海道起債議決変更の件	北海道起債議決変更の件	北海道起債に関する件	北海道起債に関する件	昭和三十一年度北海道中小企業振興資金貸付事業費歳入歳出追加更正予算	昭和三十一年度北海道農業改良資金貸付事業費歳入歳出追加更正予算	昭和三十一年度北海道有財産整備資金歳入歳出更正予算	昭和三十一年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳入歳出追加更正予算	昭和三十一年度北海道有林野事業費歳出更正予算	昭和三十一年度北海道病院費歳入歳出追加更正予算	昭和三十一年度北海道医科大学費歳入歳出追加更正予算	昭和三十一年度北海道医科大学費歳入歳出追加更正予算
三、三一 原案可決	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	三、一八 原案可決

しいものがあるものであります。また、漁業においても漁獲高は春にしんといかの凶漁を主因として、不振であつた前年を更に四%下廻り、沿岸零細漁民の貧困にますます拍車をかけることとなり、そのために農村、漁村においては種々の社会問題の発生が憂慮されている現状であります。

次に、零細企業の経営につきましては、全国的には徐々に好況の滲透を受けて若干の改善をみたのでありますが、本道においてはほとんど改善されることなく、これらの企業の不渡手形や、貸金未払は依然として多く、昨年秋ごろからは前年をも上回る増加の傾向をさえ示し、零細企業経営は却つて悪化の様相を呈したのであります。さらに、雇用の面においては、常用雇用が全国平均では増加を示しているにもかかわらず、本道では逆に若干の減少を示し、臨時工、家族従業者等の不安定な就業者及び日雇労働者が増加するという好ましくない現象をあらわしているものであります。

このように本道経済が全国に比し著しく停滞したのは凶作、凶業の影響も少なくないのでありますが、その本質的な要因は本道経済の体質そのものの中にあるのであります。

それは申すまでもなく本道の産業は農業、漁業、林業、鉱業の原始的な産業が大部分を占め、製造工業の地位が極めて低く、しかも製造工業の中でも食料品、木材木製品等の軽工業が大半を占め、北海道総合開発第一次五カ年計画の段階において漸次近代工業の発展をみておりますが、戦後の日本経済の目ざましい発展の主導力である鉄工業、とりわけ近代化学工業や、機械工業、耐久消費財工業等の占める地位がなお極めて低いため、日本経済の発展と歩調を揃えることができなかったということでありま。

また、本道産業の大宗である農業、漁業の構造自体の中にも多くの問題を包蔵しているものであります。

本道の農業は凶作頻度が高く最近では二十八年、二十九年、三十一年と相次いで凶作に見舞われておりますが、その原因は本道特有の気象条件によるものであります。本道農業が自然条件に適した経営形態を持っていなかった点にもあるものと判断されるのであります。

漁業については二十八年を境として年々生産減少の傾向を続けており、この原因は沿岸資源の枯渇と海況の変動によるのでありますが、一方、本道の漁業が自然条件の変化に適応することのできない原始的生産方法をとっていることがより

同	九三	北海道立高等学校屋内運動場増築に関する予算外義務負担の議決変更に関する件	同
同	九四	有畜農家創設特別措置法に基く有畜農家創設事業資金の融資に伴う損失補償に関する予算外義務負担の議決変更の件	同
同	九五	北海道国民健康保険診療報酬審査委員会審査手数料条例を廃止する条例制定の件	同
同	九六	財産取得に関する件	同
同	九七	物品購入の契約締結に関する件	同、三、三一 同意議決
同	九八	物品購入の契約締結に関する件	同
同	九九	物品の譲渡契約締結に関する件	同
同	一〇〇	物品の譲渡契約締結に関する件	同
同	一〇一	道営住宅入居者の明渡請求に関する調停申立等の件	同、三、三一 原案可決
同	一〇二	上川郡東鷹栖村と比布村との境界変更の件	同、三、一八 原案可決
同	一〇三	空知郡砂川町と滝川町との境界変更の件	同
同	一〇四	公有水面埋立地を小樽市の区域に編入するの件	同、三、三一 原案可決
同	一〇五	北海道起債議決変更の件	同、三、一八 原案可決
三、一八	一〇六	昭和三十一年度北海道歳入歳出追加予算	同、四、一五 原案可決
同	一〇七	昭和三十一年度北海道歳入歳出追加予算	同
同	一〇八	昭和三十一年度歳出予算繰越使用に関する件	同

被害を大きくしたものであり得るのであります。

これらの道経済的特徴的な体質のために、戦後の道民所得の年平均増加率は全国より低くなつており、その上人口の増加率は逆に本道の方が遥かに高くなつておりますので、道民一人当りの所得の平均増加率は全国の七・二％に対して三・七％と大幅に下廻り、道民生活の向上度合は全国のそれに及ばなかつたことを物語つてゐるのであります。

このような本道経済の現在の体質のままではその発展は常に低位におかれ、道民の生活水準の向上もまた期し難いと考えらるものであります。わたくし共は予てよりその改善の必要性を痛感し、総合開発推進の過程におきましても強くそのことを主張し、そのための努力を傾けてきたのであります。この問題は、北海道の歴史的発展の過程において形成されてきた本質的なものであり、また、国の政策とも密接な関係を有しておりますので、単に北海道の側からの努力のみでは解決できない困難な問題なのであります。

しかしながら、わたくし共はそれが如何に困難なものでありましても、四百八十万円道民の総力を集めて、あらゆる機会を捉えて国の理解と認識を得ることに努力し、本道の農業、漁業等第一次産業を世界的水準に高めるための再編成と、本道特有の資源を高度に活用する近代工業の飛躍的発展をはかり、道民生活の安定向上を実現して地域福祉社会を建設するといふ大きな理想に向つて進んで行かねばならないと固く信ずるものであります。

従つて、道政の課題は自ずから明らかになるのであります。本道の地域的悪条件を克服して産業の高度化をはかり、本道経済の遅れを是正するとともに、産業発展の担い手である農民、漁民、労働者の生活を擁護し、その福祉を増進するため、渾身の努力を傾けて参ることのであります。

このような観点に立つて私は本年度におきましては、

農業漁業中小企業の安定

近代工業の開発

東南アジア、中国、ソ連邦貿易の振興

社会福祉の増進

に重点をおき、総合開発推進の過程において積極的に遂行して参る所存であります。

以下これらについて具体的に御説明申し上げます。

報告

提出月日	番号	件名	議事経過
二、二七	一	専決処分報告の件	三、一八 承認議決
三、一八	一〇九	北海道職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	四、一五 修正議決
同	一一〇	北海道地方警察職員の定数に関する条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	一一一	工事請負契約の締結に関する件	三、三一 同意議決
同	一一二	工事請負契約の締結に関する件	同
同	一一三	工事請負契約の締結に関する件	同
同	一一四	河西郡川西村及び大正村を廃し、その区域を帯広市に編入するの件	三、二七 原案可決
同	一一五	茅渚郡落部村を廃し、その区域を山越郡八雲町に編入するの件	同
同	一一六	公有水面埋立地を静内郡静内町の区域に編入するの件	三、三一 原案可決
同	一一七	昭和三十一年度北海道歳入歳出追加予算	三、二七 原案可決
三、二七	一一八	北海道起債議決変更の件	同
同	一一九	ジャージー牛導入に伴う予算外義務負担及び契約の締結に関する議決変更の件	三、三一 原案可決
同	一二〇	工事請負契約の締結に関する件	三、三一 同意議決
同	一二一	北海道副知事選任につき同意を求める件	三、二七 同意議決

北海道の農業は従来より寒地農業の確立が強く叫ばれ、既に昭和初期の打続いた冷害凶作を契機として、畑作安定を目的とする農業合理化方針が確立され、北海道農業の安定への途が開かれたのでありますが、戦時中の戦争目的遂行のための作付統制によりこれが全く破壊され、今なおその影響から脱却できないでいる現状であります。

従つて、畑作の重要性が極めて高いにもかかわらず、畑作物の生産は依然として停滞ないしは減退の傾向をみせ、農業生産力、農業経済力についての地域差及び階層差が著しく、資本力の脆弱な多くの中下層農家は、農業経営の基盤造成が出来ないため、冷害の被害を増大している実情にあります。また、米作偏重の国の農業政策にわざわいされ、畑作を主体とする本道農業は、市場条件の面においても極めて不安定な状態におかれ、農家経済を著しく圧迫しているのであります。

この現状に対処して、本年はこのような自然的、社会的悪条件の脅威に絶えず懸されている中下層農家に重点をおいて本道農業の安定をはかつて参る所存であります。

そのため、まず水田地帯に対しては、一般に技術の高度化によつて生産の合理的な発展を期する一方、冷害発生頻度の高い地域においては、新規造田に慎重を期するとともに田畑兼営の有畜化を図り、また、畑作地帯に対しては特に輪作方式をとり入れた有畜経営の確立、農業の機械化の促進、土壌の保全により経営の安定を期する考えであります。また、特に中下層農家の有畜経営確立のために簡易畜舎施設についての融資措置を講じた次第であります。

これらの経営安定化方策は、基本的に経営規模の拡大に努めながら、地域別、階層別の実態に即し、地域農業計画として推進する必要がある、その基盤として農家集団の育成強化をはかり、農家の自主的な研究実践活動の上に、その実効を挙げたいと存じている次第であります。

また、低位経済力農家は自己資本が少なく、資金導入の途も閉され、経営改善の実を挙げ得ない実情にあるので、農業改良資金制度を充実し、その融資対象の重点をこれらの農家に指向するように運用の適正化に努めるとともに、新たに資金融通の途を開くため、現行制度金融の条件を緩和する措置の実現に努めねばならないと存するのであります。

さらに、農業経営の安定に必要な農業改良普及事業を強化することは勿論、市

同	二	専決処分報告の件	同
同	三	専決処分報告の件	同
同	四	専決処分報告の件	同
三、七	五	専決処分報告の件	同

三十一年第四回定例会より継続審査中のもの

提出月日	番号	件名	議事経過
一一、二六	報告六	昭和三十年度北海道各会計歳入歳出決算に關する件	四、意見を附し認定議決
一一、一七	二三	北海道漁港管理条例制定の件	修四、正議決
同	四七	上ノ国村石崎漁港施設の維持管理に關する事務の事務委託に關する協議の件	同、四、意、議決
同	四八	乙部村乙部漁港施設の維持管理に關する事務の事務委託に關する協議の件	同
同	四九	熊石村熊石漁港施設の維持管理に關する事務の事務委託に關する協議の件	同
同	五〇	大成村太田漁港施設の維持管理に關する事務の事務委託に關する協議の件	同
同	五一	瀬棚町中歌漁港施設の維持管理に關する事務の事務委託に關する協議の件	同
同	五二	島牧村厚瀨漁港施設の維持管理に關する事務の事務委託に關する協議の件	同
同	五三	寿都町寿都、政治、横洞、鮫泊漁港施設の維持管理に關する事務の事務委託に關する協議の件	同
同	五四	岩内町敷島内漁港施設の維持管理に關する事務の事務委託に關する協議の件	同

町村及び農業団体との協力体制を確立するとともに、農業技術職員の技術水準の向上をはかる措置を講ずることとした次第であります。

なお、連続した災害によつて果増傾向にあつた農家負債につきましては、昭和三十一年度に途を開いた負債整理資金二十億円の融通とその利子補給の措置を、三十二年度においても継続し負債整理を促進する一方、昨年の冷害凶作による負債累増についての実態を精密に調査し、国に対してもその抜本的な対策の樹立並びに自作農維持創設資金枠の拡大について強く要望しその実現に努めるとともに、農畜産物の価格安定、消流改善、農業災害補償制度の強化等についてもそれぞれ努力をはらつてまいりる所存であります。

特に戦終以来、本道に入植した開拓農家二万七千戸は、立地条件の劣悪、国の実行すべき建設工事の遅れ、入植資金枠の狭小等のため、経営上幾多の障害に直面し、さらに、連続した冷災害の打撃によりまして、浮沈の瀬戸際に立つものが多し現状であります。

従つて、これら開拓農家に対しましては、建設工事の完全実施、営農資金枠の拡大、貸付諸条件の緩和等について特別の配慮を講ずるよう強く政府に要請するとともに、道自体としても営農指導の徹底について万全の措置を講じて参る所存であります。

しかしながら、寒地農業の確立は決して容易なものではないのでありまして、国の農業政策と密接な関係を有する問題であり、国の適切な施策を俟つて始めて達成されるものであります。以上申し述べました対策のうち、特に寒地農業確立のための新たな資金融通制度と農家負債整理はその実現なしには本道農業の安定を期し得ない根本課題であり、その解決は国の立法措置による以外には方法がないと考えられますので、私としては道議会と一体となり対策案を作り目下中央に対して強く折衝を続けている次第であります。

また、これらの施策は農家自身の自覚と努力の上にはじめてその効果を發揮するものでありますので、農家並びに農業関係団体は昨年の凶作を貴重な体験として、北海道農業の在り方を充分検討し、その改善に奮起されることを期待するとともに、私は農民諸君と一体となつて一層の努力を払つて参りたいと存する次第であります。

最近四、五年間における本道の漁業総生産量は、昭和二十八年の三億貫を頂点として漸次下降している実情であります。特に昨年は、本道漁業に重要な地位を占めている石狩、留萌、宗谷管内の春にしん漁業が僅か一万六千石にとどまり、昭和十三年の大凶漁をさらに下廻り、いか漁についても近來にない大不漁に終つたのであります。

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	二、一七
七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五六	五五
豊浦町豊浦漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	三石町三石漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	浦河町秋伏漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	様似町様似漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	白糠町白糠漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	興部町汐留漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	雄武町雄武漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	利尻町仙法志漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	礼文村元地・香深井・知床漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	苦前町苦前漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	小樽市祝津漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	塩谷村志路漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	余市町島泊漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	古平町古平漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	神恵内村神恵内、赤石漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件	泊村泊、興志内、茶津漁港施設の維持管理に関する事務委託に関する協議の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同四、三 意議決

沿岸漁業の不振に対して道東のさけ、まず流網、さんま棒受網漁業は豊漁に恵まれ、さけ、まず流網漁業は一万貫を上廻り、さんま棒受網漁業は三千七百貫にも及び、戦後最高の記録を印したのであります。さらにアリニシヤン海城及び西カムチャツカ海城における北洋漁業は、漁獲量五千万尾に達し本道漁業生産をかなり補っているものがあります。

然しながら、本道漁家の八〇%以上は沿岸漁業に依存しており、しかも現状は海況と資源の変動に即応して生産をあげることができない点に沿岸漁業対策の重要性があるのであります。

また本道漁業生産の主体をなすものは一時的多獲魚であるため魚価は著しく安定性を欠き、屢々豊漁貧乏という現象を生じ、しかも豊凶変動の激しい一時的多獲魚の単作経営に依存する結果、その所得の変動がはなはだしく漁家の生活安定を期し得ない実情にあります。従つて、資源の実態と変動に即応して生産手段の高度化、漁業経営の多角化をはかることが必要となるのであります。

このため本道はまず生産手段の高度化による沖合転換を促進する目的をもつて、これに必要な資金の導入と技術の普及徹底を強力に推進する一方、浅海増殖、淡水増殖等沿岸資源の増養に努め、また、経営の多角化、共同化により漁業経営の安定に努力し、さらに漁家負債の整理促進、漁業協同組合の整備強化、共販体制の拡大、水産物価格の安定並びに水産加工の改善に必要な対策を推進することによつて、漁業経済全体としての安定をはかつていく所存であり、これらの対策は、にしん地帯、いか地帯に重点を置きながら、その他の地域をも含めて地帯別総合安定対策として推進していく所存であります。

然しながら、これらの施策は、漁業の非近代的構造が漁民の自主的意欲に基いて根本的に改善されなければ、その効果をあげることができないものと判断されますので、この際は漁民諸君の一層の自覚を期待し、ともに新しい漁村の建設に努力してまいりたいと存じます。

また、北洋漁業が本道漁業再建のために有する意義は極めて大きく、特に沿岸資源の枯渇ないしはその漁民生活確保の対策として重要な意義をもつものであります。今後北洋漁業にますます期待しなければならぬと考えるのであります。このような観点から北洋漁業については、特に本道に基地を持つ中型底曳網漁業による未利用資源の開発のための調査試験を行うとともに、その生産物の処理加工及び消流についても充分検討を進めて行くこととした次第であります。

議員から提出のあつた案件

会 議 案

同	七二	臼尻村臼尻漁港施設維持管理に関する事務の事務委託に関する協議の件	同
同	七三	尻岸内村山背泊漁港施設の維持管理に関する事務の事務委託に関する協議の件	同
同	七四	稲島町稲島、吉岡漁港施設の維持管理に関する事務の事務委託に関する協議の件	同
同	七五	松前町江良、白神、茂草、静浦漁港施設の維持管理に関する事務の事務委託に関する協議の件	同

提出月日	番号	件 名	議事経過
三、一八	一	北海道押売等防止条例制定の件	三、三一 原案可決

提出月日	番号	件 名	議事経過
二、二六	一	冷害凶作救援に対する感謝決議	二、二六 原案可決
四、四	二	昭和三十二年度予算案に対する要望決議	否四、 決五
同	三	原水爆の禁止に関する決議	原四、 案可決五
同	四	総合開発調査特別委員会調査経費等に関する決議	同
四、三	五	道南いか凶漁対策特別委員会調査経費に関する決議	同
四、五	六	東南アジア視察施行中止勧告に関する決議	否四、 決五

の一步接近をはかり、またその可能性について先進諸外国の実情を調査研究して充分検討したいと存じます。特に木材糖化につきましては、第一次糖化についてフルフルール製造の応用試験を終了しましたので、さらに政府及び民間の協力の下に中規模プラントによる中間工業化試験を行うことと致しました。

なお、このような本道産業の将来の飛躍的な発展に備えて輸送力の拡充が必要とされますので、津軽海峡隧道の実現促進に特段の努力を傾けて参りたい所存であります。

総合開発による本道産業の発展に伴い生産物の販路の拡大はますます必要になつてくることは明らかでありまして、今後は国内市場のみならず海外市場の開拓が一層重要性をおびてくるものと判断されるのであります。本道の貿易を振興するために従来から国内各地に物産幹旋所、ニューヨーク、ロンドン、サンフランシスコ、サンパウロに通信員を、香港には駐在員を置き種々対策を推進して参りましたが、今年は本道貿易の戦前の実績、戦後の傾向、本道産業の将来の発展、国際事情の変化を勘案し東南アジア、中国、ソ連邦貿易の開発振興に一段と努力したいと存するものであります。

そのため、これら地域の開発計画、産業構造並びに住民生活の実態を充分調査研究し、これらと本道物産との結びつきを真剣に検討の上対策を樹立推進して行く考えであります。

まず東南アジア貿易は、戦前には石炭を主軸とし、煉乳、するめを輸出して石油、鉄鉱石、生ゴムを輸入して居りましたが、必ずしも量的には大きくなかつたのであります。戦後東南アジア諸国は新興独立の意気に燃え、インドを始め国土開発計画を推進しているもので、技能知識のみならず生産消費財の需要度はなほ大きく、本道からの輸出も相当伸びをみせており、従来の農水産物の他にスエメント、化学肥料、鉄鋼製品、農機具、漁網が増加し、本道総輸出額の一五%を占め、輸入においては鉄鉱石が主で、昭和三十一年実績では、従来アメリカに依存していた額を遥かに上廻っている状況であります。

このような戦後の変貌は、東南アジア諸国に産業構造の変革がみられ、工業化の道を進みつつあることによるもので、これらの理由から機械設備の需要が増加しております関係上、鉄鋼製品、農機具、スメント等の伸長の可能性は強く、消費水準の上昇とともに生活物資の需要も増大するものと思われまゝ。道はこのような傾向に着目して香港に駐在員を置き必要な調査を行わしめてきましたが、今

412	留萌市に小学校新設の件	留萌市長	林文務	同
411	道々美幌斜里線中一部路線変更の件	美幌町長	同	同
410	ブロック生産業者育成強化の件	道建材ブロック協会会長	建設同	同
409	大成村上浦漁港簡易工事施行の件	大成村長	水産同	同
408	簡易水道事業に対し道費補助の件	常呂町長	同	同
407	函館市に精神薄弱児童通園施設設置の件	函館市長	厚生採掘	同
406	小農経営安定施策としての中びな貸付制度新設の件	道養鶏農業協同組合長	農務同	同
405	道費による機械貸与制度復活の件	小樽商工会議所会頭	同	同
404	函館、大間間新連絡路開設要望の件	函館市長	労働工採掘	同
403	愛別村地内荏溪川を準用河川に昇格の件	同	同	同
402	愛別村地内狩布川を準用河川に昇格の件	愛別村長	同	同
401	道々釧路臨港線舗装改修工事施行の件	釧路市議会議長	建設同	同
400	道々釧路臨港線の学校給食パン代補助費確保の件	同	同	同
399	道立高等学校の学級増設並びに独立校舎新設の件	札幌市議会議長	同	同
398	高等学校定時制専任教員充足の件	北海道高等学校長協会定通部会長	同	同
397	室蘭栄高等学校々舎移転改築の件	室蘭栄高等学校改築期成会長	林文務	同

後はこれを足がかりとして東南アジア諸国との貿易の安定増大をはかりたい所存であります。

この機能を充分果すため香港に貿易出張所を新設することとし、なお四、五月頃北海道議会並びに業界の方々と共に東南アジア経済視察団を組織し、私自身もタイ、ビルマ、インド、パキスタン、セイロン、マレー、ヒリツピン諸国を歴訪して本道の実情を紹介し本道に対する認識を深めしめるとともに、全国知事会においても推進しておりますアジア善隣国民運動の目的の一端をも達成するため微力をつくしたいと存じております。

次にソ連邦、中国との貿易につきましましては従来から道内輿論として強く呼ばれているのでありますが、ソ連邦については、戦前北洋船団の活躍に附随した移出入分を含めれば本道輸入総額の四八・八％、輸出においては一二・七％で貿易の大宗をなしていたのであります。戦後は対共産國貿易の制限、所謂コムの制限、通商協定の未締結のため低調にはなっておりますが、昨年末国交の回復をみ、通商協定の締結も近い将来に実現することが予想され対ソ貿易は今後新しい局面を迎えるものと思われれます。

最近ソ連邦は対日貿易拡大の熱意を示しており、さらに昨年決定された第六次五カ年計画はシベリア開発を重点とするもので、これに要する建設資材並びに開発に伴う人口増による生活必需物資の需要増大は必至と考えられ、これら物資の相当量を日本から輸入することを想定すれば、本道は地理的優位性を占めておりますので、セメント、船舶、鉄鋼製品、化学肥料、空艇、魚網、ゴム製品、玉葱等を輸出し、木材、石炭、クローム鉄、塩化カリ等を輸入することも期待されるものであります。

また、中国貿易については既に戦前において、本道総貿易高の四〇％に及ぶ実績を占めたこともあつたのでありますが、戦後は非常に衰退し、二十七年から二十九年まではこんぶの輸出、大豆粕の輸入に止つておりましたところ、三十年から品目も増え総輸出入額は十億円を上廻りましたが、戦前の実績にはほど遠い実情であります。しかし、戦前の輸出において、木材、こんぶ、塩ます、玉葱、するめ、貝柱、雑穀等本道経済にとつて重要な品目を網羅していた点や、また中国北部と本道との地理的関連性及び中国の第一次、第二次開発五カ年計画が現在及び将来に於て需要する建設資材、生活必需物資も厩大であることから、本道の中国貿易は今後逐年増加することが予想され、見本輸出の時代から長期安定の計画

428	427	426	425	424	423	422	421	420	419	418	417	416	415	414	413
道々美唄炭山、美唄駅前線の路面鋪装工事実施の件	美瑛町道改良工事及び橋梁架設工事施行の件	知内村元町涌元間海岸侵蝕防止施設着工の件	知内村玄の子泊一小谷石間海岸道路着工の件	道立養護学校設立の件	天塩川下流改修工事施行促進の件	北海道農業試験場上川支場美深分場復活設置の件	小樽市勝納川修築工事実施の件	札幌市に総合博物館設置の件	北空知地区に道立北空知水稻試験場設置の件	民有林造林道補助金復活交付の件	刑務所出所者に対する道立厚生施設設置及び既施設強化の件	遠軽警察署庁舎移転実現の件	国民健康保険直営診療施設充強化の件	道南海域におけるいか漁業指導調査実施の件	開拓保健婦の道職員定数化の件
美唄市長	美瑛町長	同	知内村長	道精悍薄弱児育会会長	天塩川下流改修促進期成会長	下川町長	小樽市議会議長	道図書館協会々長	沼田町長	士別市長	小樽区保護士会長	遠軽町長	士別市長	函館市長	道開拓保健婦会々長
同	同	同	建設同	林文務教同	建設同	農務同	建設同	林文務教同	農務同	林文務教同	厚生同	総務審査統	厚生採扱	水産同	開農拓地審査統

貿易の段階に入るものと考えられるのであります。

右のようなソ連邦、中国との貿易拡大の見通しに立つて道としては今後関係機関との連繫のもとに調査、紹介、宣伝等必要な対策を考究して参りたいと存じます。

昭和三十一年末の労働情勢は、日本経済の好況の一般的影響の下に漸次好転してきてはおりますが、雇用についてみますと臨時日雇の不安定な雇用が前年対比で全国の一四％増に對し、本道は二七・七％と大幅に上廻っており、逆に安定した常用雇用は全国の一四％の増加に對して本道は〇・四％の減少を示しているのであります。また、賃金についても全国の上昇率が前年の七・二％に對し本道は一・六％という低位にあります。これは就労者の約八〇％強までが経営、資本能力の低位にある小企業に従事していることにもよりますが、さらに第一次金属製造業の賃金上昇率の増加は著しいけれども、運輸、通信、公益事業、卸小売業がむしろ減少したからであり、このため業種別、規模別に格差が著しく増大したのであります。

最近このような賃金傾向に對する対策として、全国的に賃金制の問題がとりあげられておりますが、道といしまして、これに對処して北海道労働審議会に賃金専門部会を設置して本道賃金の調査を行い、その実態と特質を明らかにするとともに職業指導を強化して雇用の安定、生活の向上をはかつて行きたいと存する次第であります。なお、今後の労働情勢の推移に即応して失業対策についても適切な措置を講じて参りたいと存じます。

最近の国民生活は、急速に改善向上の方向を示し、昭和三十年国民所得推計による一人当り実質個人消費支出は、昭和九年から十一年を基準として一四％に達し、又家計調査でても都市、農村を合せた国民消費水準は一五％に到達しているものであります。このような改善向上は、平均的な数字を示すものでありまして、その背後には最低の生活水準に停滯している被保護世帯、日雇世帯等低所得層が相当数存在していることは極めて重大な問題であります。北海道においても、被保護世帯は二十八年の二万六千世帯から三十年四月には三万四千世帯と増加して来ており、更にボーダーライン層といわれる貧困階層は約十七万世帯以上を数え、全世帯の二十％を占めている実情であります。

また、本道にあつては、第一に、人口増加率は極めて高い反面、所得の伸びが全国のそれより低いため、一人当りの所得の伸びも全国より低位にあること。第

陳情

429	遊興飲食税納期日変更の件	道遊興飲食税納税協力会長	務同
文書 番号	件名	陳情者	委員託 付会結 果
673	札幌医科大学に医学進学課程設置の件	札幌医科大学後援会長	総務 審議 査統
674	美唄警察署庁舎新築の件	美唄市長	同
675	北見市西相内地区を留辺蘂町に境界変更方促進の件	境界変更留辺蘂町編入期成会々長	同
676	信用組合に對する資金源増強措置の件	道信用組合協会長	労働 審議 査統
677	道軽地方労働会館建築費に對し道費助成の件	道軽町長	同
678	甜菜の鉄道運賃等級是正の件	日本甜菜製糖株式会社取締役社長	同
679	浦河町労働会館建築に對し助成の件	浦河地区全官公庁労働組合協議会議長	同
680	標茶高等学校に農業大学（同程度の技術者養成機関）併置の件	釧路地方総合開発促進期成会長	総務 同
681	道南馬鈴薯輸送難緩和措置の件	函館中央青果株式会社代表	労働 同
682	日雇労働者の賃金確保措置の件	道地方本部執行委員長	同
683	道外移出牛馬に對する運賃割引制度設定の件	道馬事協会々長	同
684	石油資源開発株式会社に對する政府出資方要望の件	全国石油鉱業労働組合中央委員長	同
685	釧路市道春採中央道路改良工事施行の件	釧路市長	建設 同

二に、積雪寒冷の自然的条件による住居、光熱費等必需的支出が多く、また物価高という面から生活費が割高となつてゐること。第三に、戦後本道の生産力は全く停滞していたにもかかわらず引揚者、復員者、緊急入植者等の人々を一時に多量に受入れたこと。第四に、積雪寒冷の時期には著しく稼働の機会が減少すること等の悪条件が貧困発生に拍車をかけてゐるのであります。特に累年の冷害凶漁による被保護世帯、要保護世帯の増加は著しく、昨年の冷害によつて被保護世帯に転落すると予想されるものは三千五百世帯と見込れてゐる現状であります。

社会福祉対策の推進は、道共々の責任において行ふべきものであります。現状はなお防貧、救貧の実を充分果し得ない状態にあることは否定できない事実であります。私は今日まで社会福祉の増進を道政の基本目標の一つとして掲げ、この実践に終始一貫努力を傾けてきたのであります。このような現状に対処いたしましてまず社会福祉協議会を通じて地域社会福祉の増進に努め、更生資金、生産資金、母子福祉資金の拡充、さらに保育所、母子寮等社会福祉施設の整備充実による要保護世帯の自主的更生、被保護世帯の生活確保に努めて参る所存であります。

健康は生活の基本であり疾病が貧困の大きな原因の一つでもありますので、保健所及び医療機関の整備充実によつて保健衛生対策を強化するとともに、医師及び技術者の量的確保と質的向上を期して札幌医科大学を一層充実することとした次第であります。また、冷害凶漁の打撃の大きかつた地域に対しては特に意を用ひ巡回診療と学校給食の徹底をはかつて参る所存であります。

次に、本道における住宅不足は約十万五千戸に及び、住宅難のため道民は不自然な生活を強いられてゐる現状にあります。このことは特に都市の低所得者の場合にはなほだしく、また住居費の割高がその生活を著しく圧迫してゐる実情にあるので、住宅対策は低所得者に重点をおき、主として母子、身体障害者のための低家賃賃貸住宅の建設をはかるとともに厚生年金住宅の対象を中小企業の従業員に拡大して住宅難の打開に努めて参ることとした次第であります。

なお最近憂慮されてゐる婦女子の不当雇用については、啓蒙活動と取締りについで諸般の措置を講じたところであります。社会的関心が高まりつつあるこの機会を逃すことなく、さらにこの活動を展開して冷害凶漁地帯のみならず、ひろく道民の運動たらしめてその絶滅を期したい所存であります。

北洋漁業につきましては昨年日ソ国交回復によつて漁業条約の発効をみるに至

701	700	699	698	697	696	695	694	693	692	691	690	689	688	687	686
域中型機給底曳網漁業の操業禁止区域擴張の件	牛の乳房炎防除並びに乳質改善事業実施の件	農業改良普及事業強化の件	乳牛経済検定事業拡充強化対策の件	移動図書館事業拡充強化の件	大沼道立公園を国定公園に昇格の件	天塩高等学校に農業課程設置の件	留萌市に水産高等学校設置の件	養護教員定員配置の件	林道開設事業に対し事業費一割道費負担の件	茅室高等学校道立移管促進の件	道道大江小樽線補修工事施行の件	三和村地内黒松内川及び熱野川を道費河川に昇格の件	シブノツナイ川の準用河川昇格及び改修工事実施の件	道路整備促進対策の件	釧路市雄別線北斗駅間道路架設の北斗橋を永久橋架換工事施行の件
釧路十勝地区漁業協同組合運営委員長	道酪農協会長	道普及職員協議会長	道乳牛経済検定組合連合会長	道移動図書館運営協議会長	函館市長	同	留萌地域総合開発期成会長	当別町教育長	道林道協会々長	茅室町長	赤井川村長	三和村長	紋別市長	北海道町村会々長	釧路市長
水産同	同	同	農務同	同	同	同	同	同	同	林文務教同	同	同	同	同	建設審査統

り、目下日ソ漁業委員会が開催され北洋漁業の諸制限、諸規制について具体的な協議が進められておりますが、本道に与える影響ははなはだ大きいので私共はその成行に重大な関心を払うとともに、関係漁業の完全操業を確保するに足る漁獲量の確保と資源維持、斯業育成の立場に立つ諸規制の合理化をわが国の代表を通じて強く反映し、その実現を図る方途を推進して参りたいと存する次第であります。

なお、領土問題につきましては今日まで永年にわたり道民世論を結集して広汎な道民運動を展開し、さらにこれを国民運動にまで盛り上げ道民の悲願達成に努めてきたのでありますが、日ソ交渉の経緯から見ても、その解決は決して容易な問題ではないのであります。今後、領土返還は当然日ソ平和条約締結の際その内容として解決されるべき問題でありますので、私は平和条約が私どもの期待する方向において締結されることを心から念願するとともに、その推進方策については道民ならびに道議会と充分協議して進めて参りたいと存じます。

累年悪化の一途を辿ってきた地方財政は、最近における政府の地方財政措置と地方団体における自主的努力と相俟つて、漸く赤字累増の傾向から脱却しはじめたのでありますが、これは実質的には多分に行政水準の切下げによつて行われていたのであつて、今後政府が根本的な改革の措置を講じなければ真に健全化の基礎を確立することができないのであります。

特に公債費の累増、歳入構成の不健全等速やかに改善是正を必要とする要素を数多く包含しているものでありまして、これらの要素を除去しなければ三十二年度以降地方財政は再び悪化の傾向に向ふことは明らかであります。

道財政につきましては、三十年度以降各位の御協力を得て財政健全化計画を策定し、極力歳入の増収確保と歳出の合理的節減に努力して来たところでありまして、御承知のとおり昨年は未曾有の冷害、凶漁に見舞われ、これらの対策に要する経費の計上による負担の増嵩を余儀なくされた許りでなく、道税及び税外収入の減少をみるにいたりしましたので、その財源措置について強力に固に要請いたしました結果、新たに特別交付税の増額、起債の承認等によりある程度財源を確保し得たのでありますけれども、その打撃がきわめて深刻でありまして、今後の財政運営に重大な影響を及ぼすものと考えられるのであります。

かかる状況の下に、今後の道財政運営の基本的態度といたしましては、行政水準の低下をきたすことなく、財政の健全化を維持するため、一方においては、全国地方自治団体と共に一丸となつて地方交付税の税率二・八・一%までの引上げ、公

717	716	715	714	713	712	711	710	709	708	707	706	705	704	703	702
民有林買収調整に関する件	北海道立養護教諭養成所校舎新築の件	治山治水実施機構強化の件	美唄市に道管教護施設設置の件	青函航送貨物輸送難打開対策の件	函館地方医療共済商工協同組合に對し道費助成の件	富良野高等学校屋内運動場改築の件	民有林造林事業に對し道費補助の件	北海道学校給食会に對し学校給食貸付金貸付の件	阿寒地区民有未墾地維持の件	道管天塩川土地改良区第二幹線頭首工改良工事施行の件	低所得者に対する家族計画普及指導強化の件	私立保育所職員（保母）処置の件	さけ、ます流網漁業小型漁船の地先海面における合理的操業実施措置の件	漁業振興対策の件	漁港簡易工事費及び漁港管理予算増額の件
道林地買収調整期成会々々	道養護教諭養成所後援会	道治山治水協会会長	美唄市長	小樽商工会議所会頭	函館地方医療共済組合商工協同組合理事長	富良野高校体育館建築期成会長	道森林組合連合会長	道学校給食会々々長	阿寒地区民有未墾地維持期成会長	士別市天塩川土地改良区理事長	道受胎調節実施指導員協会々々長	道保育所連合会々々長	釧路国地区漁民代表	道水産会長	道漁港協会会長
同	同	林文務	厚生同	同	労働同	同	同	林文務	同	開農	同	厚生	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

債制度の合理化等に関する措置の実現に努力を払い、他方において、道自体としては開発途上にある特異性から公債償還、起債枠の制限緩和及び地方交付税の増額についての特別措置並びに災害資金の利子補給に対する財源措置を講ずることを今後強力に国に要請して参らなければならぬと存じます。また道自らも可能な限り、歳入の増収確保、歳出の節減合理化、予算の効率的執行によつて財政の健全化に向つて努力して参る所存でございます。なお、昭和三十二年度道財政健全化に関する見通しにつきましては、別途御説明を申し上げますので、各位の何分の御協力をお願い申し上げる次第でございます。

以上、北海道の現状分析と施策の方向について申し述べましたが、本道経済の後進性と非近代性の故に、本道は日本経済の目ざましい繁栄の中にありながらその発展を阻まれ、道民生活は本州のそれに比べ幾多の悪条件の下に置かれている事実を再確認せざるを得ないのであります。特に農業、漁業、中小企業は依然として不安定な状態に置かれており、これらの産業に対する安定方策が極めて緊要であるにもかかわらず、その根本的な方策はまだ確立されていない現状であります。

北海道総合開発の最大の狙いは、これらの問題を解決しつつ産業の高度化と近代化を実現し福祉の向上をはかるものでなければなりません。第一次五カ年計画の段階を過ぎ、ここに第二次計画の初年を迎えたのであります。私は、このような目的をもつて道議会と共に第二次計画を策定し、昨年七月北海道開発法に基く意見として内閣に提出しているにもかかわらず今なお計画の決定をみていない現状であります。若しこのまま推移するならば第二次計画もまた第一次計画の轍を踏み、国家計画としての確定も実効ある推進も期待出来ない結果となることを憂れるものであります。

このような現実を目の前にして、私は決意を新たに奮起せざるを得ないのであります。なお行政執行の態勢につきましては率直に自己批判を行い、綱紀の章正と行政の民主化に一層の努力を重ね、正すべきものは正し、かつ互に相成めよりよき道行政の遂行に当ることを固く決意するものであります。

道議会議員各位の絶大なる御支援と御協力を切にお願いする次第であります。

733	732	731	730	729	728	727	726	725	724	723	722	721	720	719	718
北海道賦払信用組合設立認可の件	開拓地営農確立予算復活実現の件	厚岸町トライベツ開拓地冷害救農対策の件	鮭漁業に代る鮭刺網漁業の合同の件	道有牝牛中貸付制度継続実施の件	後志管内の道路交通確保の件	江部乙、滝川両町合併反対の件	大樹町の隔離病舎設置費に對し補助の件	大樹町開拓不振地区の土地改良事業実施の件	大樹町の農道新設及び団体営土地改良事業実施の件	月形町地内旧石狩川架設月形橋木造部分架換の件	大樹町地内紋別川改修工事施行の件	大樹町地内町村道中島線及び丁丹原野線を道々に昇格の件	大樹町地内生花苗川改修工事施行の件	大樹町地内丁丹川砂防工事施行の件	道々広尾豊頃停車場緑大樹町曉成地内補修工事施行の件
道賦払信用組合設立発起人代表	北海道開拓者連盟委員長	長厚岸町トライベツ連合会	後志支庁管内漁業者代表	空知開拓農業協同組合長	後志町村会長	両町合併反対期成会々々長	同	同	大樹町長	月形町長	同	同	同	同	大樹町長
労働二同	同	開農拓地同	水産同	開農拓地同	建設同	総務審査統	厚生採扱	同	開農拓地同	同	同	同	同	同	建設審議統

知事説明要旨

昭和三十一年度道費予算案について御説明申し上げます前に、昭和三十一年度道財政の健全化に関する計画の推移並びに昭和三十一年度における道財政の見とおしについて申し上げます。

まず最初に昭和三十一年度道財政の健全化に関する計画の推移について申し上げますと、昭和三十一年度におきましてはさきに昭和三十一年度から繰越して参りました実質赤字額を約五千万円解消することを目途といたしまして「昭和三十一年度道財政の健全化に関する計画」を策定しこれを忠実に実施いたしましたのでありますが、その後予期しなかつた冷害凶作及び凶漁の事態が発生し、また政府決定による期末手当〇・一五カ月分の増額支給並びに国税の更正決定による道税の払戻、その他結核医療費、伝染病予防費、失業対策事業費等義務的経費増額の諸要因が相重りまして、さきに樹立いたしました財政の健全化に関する諸方策については相当の変動を余儀なくされるに至つたのであります。

この場合、財政健全化計画策定以後の最も大きな変動の要素である冷害凶作及び凶漁の道財政に及ぼした影響について申し述べたいと存じます。

まず冷害凶作及び凶漁の昭和三十一年度道財政に及ぼした影響といたしましては、

救農土木事業、種穀確保等歳出における道負担額の増

六億九千六百万円

道税及び税外収入等歳入の減

三億四千四百万円

合 計

十億四千万円

であります。これが補填のため受けた特別の財源措置は、特別交付税約一億三百万円であり、外に将来に負担を残すものとして四億三千二百万円の起債を認められた次第であります。

右の特別交付税の増額は、本年度の冷害凶作に対して特に

救農土木事業の完全実施

予約米概算金の延納措置

地方財政対策の確立

の三点を従来と異つた観点で強調した結果、道費資金の利子補給金に対する特別の財源補てき措置を含めて交付を受けたものであります。

② 継続審査中のもの

請 願

文書 番号	件 名	付託 委員会	審査の 結果
734	道々千歳川緑道路改良工事継続 施行の件	担振支庁管内町村議会議 長会長	建 設 同
735	豆類価格安定対策の件	道農業協同組合中央会十 勝支部長	農 務 同
736	石狩川水質浄化実施の件	江部乙町空知土地改良区 理事長	建 設 同
737	石狩花畔土地改良区志美地区更正 計画樹立の件	石狩花畔土地改良区理事 長	開 拓 同
738	太平洋岸十屯未満鮭鱒流縄漁業の 合理的操業の件	太平洋岸十屯未満鮭鱒流 縄漁業対策協議会長	水 産 同
739	利根道立公園区域拡大の件	稚内市観光協会会長	林 務 同
740	開拓適地として北見市所在道有林 解放の件	北 見 市 長	開 拓 同
386	生活保護法による療養中の患者に対する冬期救護の件	厚 生 委 生 采 扱	厚 生 同
371	道立養護学校設置の件	文教林務同	文 教 同
372	室蘭工業高等学校校舎並びに教育課程増設等の件	同	同
384	北海道函館盲学校校舎及び寮舎改築の件	同	同
385	道立養護学校設置の件	同	同
393	肢体不自由児を対象とする道立養護学校設置の件	同	不 採 扱

次に、昭和三十二年度以降に明らかに残された義務負担額といたしましては
一、営農資金利子補給額
九億四千九百万円

二、公債償還費

合 計

六億二千九百万円
十五億七千八百万円

でありまして、更に昭和三十二年度におきましては、冷害凶作及び凶漁の事後対策として約二億五千万円に上る特別の歳出の増加及び歳入の減少が見込まれるのであります。

これに対し、現在のところ期待し得る特別の財源措置としては、営農資金利子補給額に対する四七・五％と公債償還費に対する二八・五％に相当する額が特別交付税において見込まれるのに過ぎないのであります。差引冷害凶作及び凶漁の本道財政に与えた打撃は、最低十七億円に達することとなる見込みであります。

次に、財政健全化計画策定後の財政状況の変動及びこれに対する具体的対策の概要を申し上げます。

まず財政健全化計画策定後の状況変動についてであります。

冷害凶作及び凶漁に因る財政負担としては

歳出における一般財源の増

二億六千三百八十五万円

歳入の減

三億四千三百八十六万円

合 計

六億七百七十一万円

となり、また節約のため執行保留とした単独事業の内冷害凶作及び凶漁等の対策費として保留解除による歳出の増

七千二百九十五万円

期末手当増給による歳出の増

一億一千六百四十七万円

失業対策事業費等の義務的経費及びその他の緊急経費

三億三千八百八十六万円

これに起債の不承認による歳入の減

六千五百六十万円

を合せました

十二億百六十一万円

がその後の要措置額として見込まれるのであります。

これに対し財政健全化計画の実効を確保するためにとつた諸措置といたしましては、主として道税及び税外諸収入の徴収強化及び本道の特殊事情に基く地方交付税の確保等に重点をおいたのでありますが、幸い道税については、経済事情の好転等により、また地方交付税については、冷害凶作に対する特別増額並びに期末手当増額支給分に対する国の財源措置等について見とおしを得ましたので概ね

364	395	382	379	374	373	354	348	347	346	345	334	301	299	273	394
由仁町伏見地区開拓促進の件	羽幌高等学校学級増加の件	全道私学に対し道費助成の件	道立月形高等学校学級増加の件	木古内高等学校道立移管の件	道立江別高等学校普通課程一学級増募の件	町立芽室高等学校を道立に移管の件	江部乙高等学校を道立に移管の件	北海道釧路商業高等学校通常課程二学級増募の件	北海道網走向陽高等学校普通課程学級増加の件	北海道釧路工業高等学校に建築課程設置の件	岩内高等学校学級増設の件	町立江部乙高等学校を道立に移管の件	町立浜頓別高等学校を道立に移管の件	町立芽室高等学校を道立に移管の件	天塩高等学校に農業課程設置の件
農地開拓採択	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	文教林務不採択

次の諸対策を講ずることが出来る見こしを得た次第であります。

すなわち、まず歳入面においては道民税、事業税、不動産取得税等の自然増並びに徴収強化等により

入場譲与税において
六億九千四百五十四万円
三千八百七十五万円

地方交付税において
一億一千五百三十六万円
二千八百八十万円

競馬、競輪等の公営企業収入において
一千五百八十五万円

使用料、手数料及び雑収入において
の増収を見込む外、借換債二億七千万円を確保することにより十一億五千六百三十

十万円を、また歳出面においては、経理資金の円滑な運用等により一時借入金

の利子四百九十九万円を節減し、更に職員共済組合給与金において三千四百万円を削

減して繰越すこととし、歳入、歳出合わせて、十一億九千五百二十万円を措置す

ることとした次第であります。

以上の諸措置の完全な遂行によりまして、昭和三十一年度においては、単年度

における実質赤字の発生を完全に防止するとともに、過年度より繰越してまいり

ました実質赤字額三億二十九万円についてもそのうち約五千万円程度を解消し得

ることとなり、従つて昭和三十一年度への繰越赤字見込額は、概ね、二億五千万

円程度に止め得る見とおしにある次第であります。

以上は、昭和三十一年度における健全化計画の推移について申し述べたのであ

ります。

次に昭和三十一年度における道財政の見とおしについて申し上げます。

昭和三十一年度の道財政は、地方財政計画の内容、地方公務員の新給与切替の

詳細、投資的経費に対する地方交付税の配分方法、起債許可方針の細目等の重要

な諸問題が未決定の段階にありますので、その的確な見とおしを立てることは甚

だ困難な実情にあるのでありますが、現在推定し得る状況の範囲においてその推

移を概観いたしてみますに、昭和三十一年度と較べて概ね次のような変動を余

儀なくされていると云うことが出来るのであります。

すなわち、まず歳出におきましては昭和三十一年度最終予算見込額に対し一般

財源において

公 債 費

冷害営農資金利子補給金

給与切替に要する経費

五億七千五百万円

三億四千七百万円

七億四千六百万円

陳 情

415	407	381	404	392	391
国民健康保険直営診療施設拡充強化の件	函館市に精神薄弱児童通園施設設置の件	本道在住中国帰国日本戦犯者に対し援助措置の件	函館、大間新連絡統路開設要望の件	土地改良のかんがい揚水機電力料金後払要望の件	土地改良区の賦課金を公租公課金に募定の件
同	同	厚	商工労働	同	同
同	採	生	採	同	同
	採	不	採		
	採	採	採		

605	595	593	479	423	379	336	2	文書 番号	件	名	付託 委員会	審査の 結果
根室町、和田村、歯舞村三町村合併促進の件	海区委員の十一級職引上げ及び報酬引上げの件	歯舞村を町村合併策定計画より除外の件	忠類村の自立と境界変更の件	消防施設税（仮称）の設定の件	根室町、和田村、歯舞村三カ町村合併促進の件	南北両定点気象観測完全復活要望の件	旧大津村浦幌町合併に伴う財産引継に関する件				総	務
同	同	同	同	同	同	同	同				務	不
同	採	同	不	同	同	採	採				採	採
	採		採			採	採				採	採
	採		採			採	採				採	採

昇給昇格による給与費 二億七千九百万円
生徒児童の増加による教員の増加等に要する経費 七千万円

開港公共事業費の増加により 三億七千六百万円
公共補助事業に対する起債の制限により 五億七千八百万円

がそれぞれ増加を見込まれます反面

臨時的経費において 二億一千二百万円
その他義務的経費等において 三億七千六百万円

の減額が見込まれますので 二十三億八千三百万円
差 引

が増加することとなりますのであります。

一方これに対し歳入においては、地方税法及び地方交付税法の改正等による新
規財源賦与額を含めて一応見込み得る額は

道税において 六億八千六百万円

地方譲与税において 三億四千二百万円

地方交付税において 十二億八千五百万円

税外諸収入において 五百万円

の増収がそれぞれ見込まれます反面

借換債において 二億七千万円

繰越金において 四億四千三百万円

の減収をみますので、 十六億五百万円
差 引

が歳入における増収と見込まれるのであります。

従つて先程申し述べました歳出の増二十三億八千三百万円より歳入の増収分十
六億五百万円を差引きました 七億七千八百万円

が昭和三十二年度における財源の不足額となるのであります。

このような財政の窮迫の原因は、
一つには、全国共通の問題であり昭和三十二年度の地方財政全般に対する財源
措置が主として

(1) 国税減税に伴う地方財政の収入減を補てんするに必要な交付税の率の引上げが

634	611	610	609	608	607	606	637	612	569	475	364	666	662	602	619
愛館工業高等学校に採鉱冶金課設置の件	学校給食標準保護児童パン代補助増額の件	標茶高等学校内部施設充実並びに同高校に農業大学併置の件	小樽緑陵高等学校体育館改築の件	美幌高等学校旧校舎改築の件	函館盲学校校舎及び寮舎改築の件	根室高等学校校舎改築の件	道内信用組合に対する資金貸付の件	青函連絡航路貨物運賃の廃止要望の件	北海道大学工学部に石炭化学研究室附置方促進の件	野幌築業充実対策の件	航空機購入資金に対する道出資要望の件	戦没者遺児の靖国神社参拝経費に対し助成の件	札幌後援指導所第四次生に対し職業訓練要望の件	小樽市に精薄児通園施設設置の件	釧路国支庁名称変更の件
同	同	同	同	同	同	文教林務同	同	同	同	同	商工労働同	同	同	厚生同	総務採択

行われなかつたこと。

(2) 公債費の累増に対する適正な財源措置が行われなかつたこと。

の二点においてははなはだ不十分であつたために、他府県におけると同様に道もまた一般的な財源不足に苦しまなければならぬことによるのでありますが、他方には、他府県と異なる本道独特の特殊事情によるものが大きく財政を圧迫している事実をあげることができると存するのであります。

すなわち、本道における特殊事情といしましては

一、冷害営農資金の利子補給等をはじめとして、冷害凶作及び凶漁による財政上の圧迫が甚だしかつたこと。

二、開発公共事業に対する道負担額が増加したこと。

三、過去における開発公共事業及び冷害対策事業の財源に充当した起債の償還費が累増したこと。

の三点を掲げることができるのであります。

ここに、昭和三十一年度の冷害凶作及び凶漁が昭和三十二年度の道財政に及ぼす影響について検討いたします。

営農資金利子補給額

公債 償還費

冷害凶作及び凶漁対策のための諸経費

道税及び税外収入の減収推定

合 計

に達するものと見込まれるのであります。

また、開発公共事業の道財政に及ぼす影響について見まするに、まず公共事業の地方負担額は、

昭和二十五年を一〇〇とすれば、全国的には、昭和二十八年一九九、昭和二十九年二四一、昭和三十年一八六、昭和三十一年一四三、という推移を辿つてゐるのでありますが、本道の場合は、昭和二十八年五九三、昭和二十九年五四二、昭和三十年四八九、昭和三十一年五四六、と大幅な増加趨勢を示し、昭和二十五年においては二億九千八百万円に過ぎなかつた道費の負担額が、本年度は十八億八千七百万円にも達してゐるのであります。

更に、公共事業の地方負担額と税収入の対比を見まするに、全国的には、昭和二十五年は一〇・四％、昭和三十一年では六・四％となつておりますが、本

625	624	623	622	669	636	567	533	531	389	388	255	653	653	649	636
国営土地改良事業実施の件	道営かんがい排水事業実施の件	団体営かんがい排水事業新規地区着工の件	上川管内温水老朽溜池事業促進の件	北海道簿記学校に対し補助金交付の件	苫小牧西高等学校の学級増加の件	茅瑯高等学校を道立に移管の件	北海道函館西高等学校の学級増加の件	北海道余市高等学校の学級増加の件	美唄市に道立幼稚園設置の件	旭川市に道立幼稚園設置の件	木古内高等学校を道立に移管の件	北海道クラブ連盟に対し助成金交付の件	学校給食費の道費補助金追加計上の件	浦河高等学校漁業実習船新造の件	利尻町立定時制高等学校開設の件
同	同	同	農地開拓同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	採	不採	同	同	同	同	同	同
								採	採						

道の場合におきましては、昭和二十五年は九・七%でありましたものが昭和三十一年度においては一九・四%となり、昭和三十一年度には二一・四%と飛躍的に大きな比重を占めるに至つておるのでありまして、いかに大きな財源を開発のために投じているかを御理解いただけると思ふのであります。

しかも開発公共事業は本道の開発及び住民の福祉増進上いかにしても強力なる推進を図らなければならない事業であり、且つまた、このような開発経費に要する財源が国の方針により起債に求められていた関係上本道における公債の発行は必然的に増嵩を余儀なくせられておるのでありまして、更にこれに加えて昭和二十八年度以来の打続く冷害凶作はこの状況に拍車を加えておるのであります。

このことは昭和三十一年度当初の一般会計における現債額百五十四億四千七百万円のうち、その大半を占める額が昭和二十八年度及び昭和二十九年年度において借り入れられたものであり、更に、これを性格別に分類して見ましても、開発公共事業に伴う義務負担分が六十五億三千二百万円、全体の四二%を占め、また、一般補助事業分が十五億六百万円で一〇%を、更に、冷害対策事業分が三十五億三千三百万円で二三%を占めておるのでありまして開発及び冷害対策事業分は実に全体の六五%に上つておること、更に、単独事業分は三十八億七千六百万円で全体の二五%にすぎず、しかも、その大部分が道路、土地改良等の開発経費であることによつても明らかであります。

昭和三十一年度の予算編成に当りましては、以上申し述べましたような容易ならざる財源不足の事態に対処いたしまして、なお、財政の健全性を確保するため、国に対して所要の財源措置を講ずることを求めることは勿論、道自らも可能な限り歳入の増収確保と歳出の節減、抑制に努力する必要があると考えた次第でありまして、このため、

まず第一には

昭和三十一年度及び昭和三十一年度の道財政の健全化に関する計画の実効を維持することとし

第二には

昭和三十一年度における新たな対策として次の措置をとることとした次第であります。

すなわち、まず歳入面におきましては道税の徴収率を高めることにより二億百を、自動車取得税の創設により一億五百万円を、過年度税外諸収入の徴収率を高

726	706	705	665	604	558	675	664	511	663	630	629	628	627	626
大樹村の隔離病舎設置に対し補助の件	低位所得者に対する家族計画普及指導強化の件	私立保育所職員(保母)知遇の件	在外財産処理促進要望の件	北方方面戦没者遺骨蒐集実現の件	歌志内町隔離病舎新築に対し認可補助の件	北見市西相内地区を留辺蘂町に境界変更方促進の件	北見市東区三十二号線以西北区を留辺蘂町に境界変更方勧告の件	相内村字泉区一戸を留辺蘂町に合併の件	釧路管内開拓促進の件	農地災害防止施設事業推進の件	農地、農業用施設災害復旧工事補助金未交付分の早期交付の件	道営土地改良事業の地元負担金延納の件	道営軌道客土事業実施の件	耕地整備事業実施の件
同	同	同	同	同	厚	同	同	総	同	同	同	同	同	農地開拓採
採、択	不採択	同	同	同	生同	同	同	務同	同	同	同	同	同	択

万円めることにより一千百万円をそれぞれ増収いたしますとともに、歳出面におきましては、昭和三十二年度において更に普通旅費を二千百万円、経常的需用費を四千二百万円、それぞれ節減することとし、この結果、歳入歳出あわせて三億八千万円を確保することとしたのであります。

この結果、先程申し述べました歳入不足額七億七千八百万円は、右の措置による三億八千万円を差引いて三億九千八百万円となつたのでありますが、これに昭和三十一年度末実質赤字見込額中の当初予算未計上額約二億一千八百万円をあわせますときは、約六億一千六百万円が当初予算編成時における昭和三十一年度末実質赤字見込額となるのでありまして、単年度において約三億六千六百万円の赤字が発生するおそれがあると見込まれるに至つた次第であります。

今後の措置といたしましては、昭和三十一年度における新たな赤字発生の原因が、さきに申し述べましたように

- (一) 一般的に、全国共通の地方財源措置の不足によるもの
 - (二) 冷害凶作及び凶漁並びに開発公共事業の増加等による道の特殊事情に基づくもの
- の二点に集約されるところであるので、道と致しましては、今後次のような措置を講ずることにより、財政健全化を図りたいと考えているのであります。

すなわち、まず地方自治行政進展のため必要な地方財源を確保するため

- (一) 国税減税に伴う地方財源の減少等を補填するための地方交付税の率の引上げ
- (二) 累増する公債費の元利補給制度の確立
- (三) の二点につき、全地方公共団体と共に挙つて努力を続けまうとともに
- (一) 冷害凶作及び凶漁の財政に及ぼした圧迫に対する財源措置
- (二) 北海道の開発のために必要な経費に対する一般財源の賦与
- (三) 開発公共事業の特殊性による起債の増枠
- (四) 等本道の特殊事情に対する財源措置を強く国に要請いたし、以つて財源不足を解消する外、更に自主的な対策といたしましては
- (一) 道税及び税外収入について一層徴収強化を図つてその増収に努め
- (二) 従来の財政健全化方針

の実効を確保して消費的経常的経費に対するより一層の節減を図ることとし、両々相まつて少くとも単年度における赤字の発生を防止して財政の健全性を確保す

③、更に継続審査されるもの

請願

文書 番号	件名	付託委員会
170	恵庭町自衛隊演習地買収反対の件	農地開拓
308	恵庭町盤尻地区の自衛隊演習場用地買収反対の件	同
340	新冠村村有林アクマツプ地区開放中止の件	同
353	農林省十勝種畜場を入植地として開放の件	同
218	日雇労働者の簡易住宅建設の件	建設
243	美唄―浦臼間連絡路線の道道昇格並びに道営渡船施設設置の件	同
294	釧路市道北大通柏木町路線を道道に昇格の件	同
369	中頓別所在町村道を道道に昇格の件	同
389	道役河川別保川防災工事施行の件	同
150	道分高等学校を道立移管の件	文教林務
357	増毛町別刈地区道有林を農耕道地として開放の件	同
396	七飯村地内道有林横津岳地帯笹地貸付の件	同
166	後志水稲試験地を道立岩宇園芸試験地に併置の件	農務

る決意であります。

以上は現段階における道財政の見とおしについて申し述べたのでありますが、なお、具体的な措置については、その見とおしを得次第、可及的速かに対策を樹て、本議会に御報告いたしたいと存じますので、何卒御了承をいただきたく存する次第であります。

次に、只今議題となりました昭和三十一年度北海道歳入歳出予算案その他についてその大要を、御説明申し上げます。

昭和三十一年度の道費予算の編成に当りましては、さきに申し述べたような財政事情にありますので、財政の健全性を確保する従来の基本方針を些かも変更することなく、歳入の増収確保と経費の効率的な配分を企図し、特に、さき程施政方針において申し述べました

一、農業漁業中小企業の安定
二、近代工業の開発

三、東南アジア、中国、ソ連邦貿易の振興
四、社会福祉の増進

に重点を指向いたした次第でありまして予算の総額は

普通会計	四百四十八億一千二百四十四万円
特別会計	五十六億六千五百二十一万円
合計	五百四億七千七百六十五万円

と相成つた次第であります。

以下、普通会計の歳出の主なものから順次御説明申し上げます。

先ず産業経済費中、農業関係から申し上げます。

本年度においては、寒地農業の振興と経営の確立を推進するため、先ず地域農業の確立、適地適品種の普及奨励及び農業技術の改良、灌漑等高度の営農態勢の確立をはかり、農村建設総合対策の推進を図ることはもとより有畜農業を振興し、農家負債の軽減整理をはかつて、農業経済の安定充実を期し、指導の重点を部落活動の促進に置き、農家の自主的な経営安定のための意欲を島揚せしめて参りたいと存する次第であります。

まず集約酪農地域の設定につきましては、本年度は新規指定七地域と既指定地域を含めて二十五地域の建設推進に要する経費として

集約酪農地域設定費

六百二十一万円

文書 番号	件名	付託委員会
354	開拓林野行政の調査に関する件	農地開拓
陳情		
377	いか漁業総合対策案中するめ共販推進方針に対し是正要望の件	同
203	樺太東海城における鮭流網漁業試験操業実施の件	水産
383	道機構の中に私学宗教課設置の件	同
366	函館市にソ連邦領事館再開の件	同
342	在留中国人及び朝鮮人の身分保障等に関する件	同
256	千島返還等に関する件	同
174	恵庭町大字漁村所在道立種苗場用地弘下の件	同
142	願音防止条例制定の件	総務
285	天北開発株式会社に対し出資の件	同
249	幌延村に天北低品位石炭乾溜工場設置の件	同
110	小樽市に石油精製工場設置の件	商工労働
365	北海道稲作協会を特殊稲作研究所に指定の件	同
229	士別市に畑作農業試験場支場設置の件	農務

ジャージー地区設定費 四千八百九十四万円
集約酪農事務所費 二百五十万円

を計上いたしますとともに、家畜の改良、増殖を促進するため、優良なる種牡畜の購入貸付等に要する経費として

種牡牛購入施設費 一千二百六十七万円

種牡馬購入施設費 二千七百二十三万円

種中家畜購入施設費 二百八十三万円

を計上し、更に、飼料基盤の確立を図るため

草地改良事業費 五千九百九万円

湿地牧野改良施設費 六百八十九万円

飼料自給経営施設費 五百六十五万円

飼料作物採種圃設置費 三百三万円

また、家畜衛生の強化と家畜の改良増殖を促進するため

牛の伝染病予防費 一千五百八十八万円

馬の伝染病予防費 四千八百十五万円

馬の伝染性食血研究試験費 五百九十四万円

家畜保健衛生諸費 六百五十万円

乳牛の栄養障害防除費 百万円

家畜人工授精所運営費 七百九十一万円

肉畜増殖費 二百万円

種畜場運営費 三千三百六十七万円

種羊場の運営費 二千六万円

を見込みました。

次に農業技術の改良普及と農家の自主的生産活動を促進して農業経営の確立を図るため

農業改良普及員の活動費 三千二百十四万円

農業改良相談所の運営費 五百七十六万円

農業改良普及員研修費 二百七十二万円

地帯別農業振興対策費 八百三十六万円

乳牛経済検定組合の育成指導費 二百二十万円

を計上し、また優良種苗を普及して生産の拡充を図りますため

553	530	463	462	189	671	670	659	632	631	599	517	442	438	435	615
造林育成対策の件	津別ケミケツ湖周辺道有林を農耕地として開放の件	道立特殊学校新設及び特殊学級増設の件	給与三本建是正に関する件	追分町立高等学校を道立に移管の件	幌別町所在クツタラ湖観光循環道路の道道認定の件	蛇田町所在洞爺湖第二期護岸工事施行の件	広尾港修築工事早期完成の件	浦臼村道南一線道路の道道昇格の件	小樽市道若松線及び湊根内線の道道昇格の件	美唄市道七線道路を道道に昇格の件	十勝川水系音更川かんがい用水に関する件	道道幌加内旭川線の一部路線変更反対の件	幕別町止若地内一級国道幕別足寄線間を道道に昇格の件	苫小牧市中野一号道路新設に対し道費補助の件	開拓林地調整の件
同	同	同	同	文教林務	同	同	同	同	同	同	同	同	同	建設	同

道営原種農場の運営費 一千二百四十四万円
 直営馬鈴薯原種農場運営費 三百十六万円
 委託による原種生産事業費 六百七十六万円
 原種生産事業の管理及び種苗審議会の経費 四百五十五万円

を見込みました。

次に農家負債整理対策であります。農家負債が累増しつつある状況に鑑み更に実態調査を行うと共に昨年度より実施の負債整理資金融通に対し利子補給を行うための経費として 八千二百七十一万円を計上した次第であります。

次に冷災害による被害農業者の農業再生産に支障のないようにするため天災融資金法に基づき農家融資金高百五十二億七千五百余万円に対し 四億六千五百四十四万円

の利子補給を行うこととし、

また畑作共済制度調査費として

を見込むと共に、農産物の消流対策の一環として

農業倉庫設置費補助

を計上いたしました外

農業共済団体指導費

主要食糧集荷促進費

主要食糧需給調整費

冷害米麦荒渡費

を計上いたしました。

次に農業改良資金事業であります。特に本年度は牝牛貸付農家に対する簡易サイロ、及び畜舎の施設貸付資金五百二十二万円を合せて普通会計より特別会計への繰出金を計上いたしました。

なお農業試験場費として整備拡充費二千六百六十万円を含めて

また農業講習所の運営費
 農業研究所費

九千二百四十万円を
 五百八十一万円
 三百十四万円

514	506	466	367	365	292	180	667	661	660	655	654	645	614	346	650
釧路空港建設負担金援助の件	留萌市に木材糖化工場設置の件	旭川市に木材糖化工場設置の件	P S コンクリート工場設置要望の件	日石室蘭石油精製工場設置の件	北海道地下資源探鉱公社設立要望の件	室蘭市に外国原油精製工場設置の件	農業共済制度の発展育成対策の件	空知曜共試験地設置の件	とうもろこし一代雑種乾燥工場復旧の件	十勝管内における寒地農業確立の件	士別市に畑作農業総合試験施設設置の件	濃霧地帯農業試験場設置の件	会期米対策の早急実施要望の件	模範電化村育成に対する助成金交付方の件	教職員の給与等の支出命令権委任の件
同	同	同	同	同	同	商工労働	同	同	同	同	同	同	同	農務	文教林務

を計上いたしまして本道農政の遂行に遺憾なきを期したいと存する次第であります。

次に商工業関係経費について申し上げます。

まず中小企業の振興対策についてであります。

本道における中小企業は零細企業がその大部分でありますので、その生産性向上させるため機械貸付の制度を受益者の一部負担と、各市の助成との関連において実施することとして

中小企業設備合理化助成費 三千五百七十万円

を計上し、

また経営の合理化を促進するための経費として

工場鉱山及び商業の診断並びに指導費等 三百六十万円

能率指導所の経費 四百万円

工業技術及び熱管理の指導費等 四百四十万円

協同組合の育成強化費 四百七十万円

を見込み、引き続き企業の健全化を図つて参りたいと存じます。

更に金融の面につきましては、中小企業の信用力を補強し、貸出資金源の増大を図る方途として

北海道信用保証協会に対する貸付金 五億円

を継続する外、特に零細企業に対する金融事情が緩和されない実情に鑑み

中小企業維持振興資金 六億四千五百九十九万円

を見込みますとともに

これら対策の徹底を期しますため

中小企業相談所の指導助成費 五百九十万円

簿記学校設立補助 二百万円

を計上し、販路の拡大等関連施策と併せて中小企業の振興を図つて参りたいと存する次第であります。

次は貿易の振興についてであります。

本道の輸出貿易は逐年増大の一途を進み、本道産業経済の発展に寄与いたしておりますが、総合開発の進展に即応して新たな輸出市場の確保を図る必要がありますので、本年度におきましては、特に東南アジア及び中ソ諸国との貿易の伸長を期し、諸種の調査、道産品の紹介宣伝を行い貿易の拡大を図りますため

509	508	474	424	422	413	408	385	335	333	332	324	296	47	638	515
日、ソ交渉に伴う領土返還に関する件	西興部村を合併対象町村より除外の件	自動車取得税創設反対の件	常盤村を町村合併計画策定の対象町村より除外の件	壮瞥村を町村合併計画の対象町村より除外の件	発電税創設反対に関する件	更別村合併町村より除外の件	旧知恵文村地区八部落の美深町編入の件	法令に基がない寄附金負担の支出排除の件	北海道学芸大学に対し道費補助の件	旭川市に総合大学設置の件	元道立種畜場漁放牧地及び建物売渡の件	千歳警察署の職権乱用と人権侵犯調査の件	地方交付税中港湾費の配付の件	木材糖化工場誘致方要望の件	函館地方に木材糖化工場設置の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	総務	同	同

東南アジア貿易促進費	五百万円
中ノ貿易調査促進費	九十万円
香港貿易事務所の経費	四百六十五万円
神戸貿易事務所の経費	九十二万円
北海道貿易館費	二百八十八万円
を計上いたしました外	
貿易事情の普及及び海外市場の調査費並びに対外宣伝費等	五百三十二万円
を見込んだ次第であります。	
また国内市場対策といたしましては	
物産幹旋及び道外宣伝並びに関係団体の助成費	百五十四万円
道外物産展及び道外博参加の経費	百六十五万円
を見込み道産品の販路開拓に資して参りたいと存するのであります。	
次に工業振興についてであります。総合開発第二次五カ年計画に即応して、	
本道に適合する新規工業特に化学工業の振興とその開発及び既存工業の育成を図りますため	
工業開発及び工業振興対策費	二百六十八万円
を計上いたしました外	
工業試験場につきましては石炭化学、木材化学、含タン金属等、本道資源利用工業培養のための研究と、道内中小企業の技術指導並びに試験研究設備の更新を図ることとし	
を見込んだ次第であります。	
また電源開発の促進につきましては	
電源開発調査費	七百二十三万円
を計上いたしました外	
鷹泊えん堤管理費	百二十六万円
電力対策費	百三十万円
を見込んだ次第であります。	
更に地下資源の開発につきましては	
地下資源調査所の経費	一千七百八十六万円

528	525	524	523	496	487	432	431	430	402	356	618	617	554	512	510
釧路市、桂窓漁港建設の件	長万部町、静狩地区に自衛隊誘致の件	厚岸漁港及び床潭漁港整備の件	宗谷沖合海面たら延縄漁業に対し要望の件	豊林漁区三百二十一番海上秩序維持の件	太平洋沿岸十屯未満鮭鱒流網漁業の操業措置の件	海共第六十六号漁業権（第一種）漁場変更の件	鉱毒防除措置の件	海産物集合検査反対の件（十九件併合）	雄冬たらば、豊林漁区三二一におけるすけそだら刺網漁業の件	道立漁船給員養成所設置の件	中札内村を帯広市に合併の件	歯舞、色丹諸島富山県引揚者復帰実現方の件	白滝村を合併対象町村より除外の件	東藻琴村を合併対象町村より除外の件	小樽市にソ連邦外交機関設置の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	水産	同	同	同	同	総務

を計上いたしました。

次に漁業生産の基盤となる漁港の整備のため

漁港 修築費	四億七千二百二十一万円
漁港簡易工事費	七千万円
漁港局部改良事業費	六千万円
海岸保全事業費	八百三十三万円
漁港施設整備対策費	三十万円
漁港管理費	一千九十一万円

をそれぞれ計上いたしました。

また春にしん地帯、いか地帯における漁家の経済再建並びに漁業総合開発計画の推進、その他漁業規制の強化のため

にしん漁業地域漁業振興対策調査費	三百三十二万円
地域漁業計画策定費	六十一万円
道内及び特殊地帯漁村安定対策費	五十万円
漁業操業指導費	六百四十一万円
沿岸及び内水面漁業調整費	二百六十五万円
漁業取締費	二千五百四十八万円

を計上いたしました外

水産試験場費	五千二十五万円
水産孵化場費	二千七十七万円
森養鱈場整備費	六百九十四万円
海区漁業調整委員会費	二千七百八十八万円
水産練習所費	一千二十八万円

をそれぞれ計上いたしました。

次に開拓事業関係について申し上げます。

昭和三十二年度における新規の入植予定は、道外七百戸、道内七百戸、合せて一千四百戸でありまして、この戸数を基本といたしまして諸般の計画を策定いたしました次第であります。

すなわち、入植実施費

用地配分事業費	三百六十五万円
開墾費	一千五十一万円
	五億四千二百五十五万円

土壌改良事業費

小団地補助工事費

土壌調査費

機械開墾実施費

開拓補助事業事務費

を計上いたしますとともに、入植施設費として住宅の建設費補助

小学校建設費補助	二億四千五百七十七万円
中学校建設費補助	六千三百三十三万円
簡易診療所建設費補助	一千八百八十三万円
電気施設費補助	九百八十八万円
	五千七百三十六万円

を見込んでおります。

更に開拓者の営農の合理化と生活安定を図りますための経費として

営農促進費	一千七百七十八万円
資金融通運営費	二百四十万円
厚生対策費	二千二百六十九万円
協同組合育成対策費	五百五十二万円

また、拓殖実習場の運営並びに施設整備費を含め

拓殖実習場費 二千四百四十二万円

を見込み、開拓地における中堅人物の養成を図つて参りたい所存であります。

次に開拓事業を合理的に推進するための経費として、

開拓計画費	三千二十六万円
開墾建設事業費	五億六百五十三万円
開墾建設附帯工事費	四千六百三十三万円
簡易軌道費	一千二百六十二万円
開拓地農道補修費	一千六百五十七万円

国土開発保全利用の高度化を図るため

地籍測量費 二千万円

をそれぞれ計上いたしました。

次に、農地調整関係経費といたしましては、

農業委員会施設費 五千二百七十万円

自作農創設並びに農地調整関係経費
を計上いたしました。

五千七百四十六万円

次に土地改良事業費について申し上げます。
まず、道営の土地改良事業といたしましては

かんがい排水事業費

二億七千四百十九万円

軌道等土事業費

三億九千二百五十万円

畑地かんがい事業費

八百六十九万円

土壌侵蝕防止事業費

六千三百三十三万円

温水溜地事業費

五千一百一十万円

老朽溜池事業費

一千九百四十万円を、

また、団体営の事業といたしましては、かんがい排水、畑地かんがい、暗渠排水、黒そり客土、区画整理、農道等の補助費一億七千三百七十万円を見込みました外

耕地整備事業費

五億三千二百三十万円

道営小規模土地改良費

五千万円

篠津地域開発土地改良事業費

七千七百八十三万円

開拓地災害復旧事業費

三百十万円

耕地災害復旧費

八千八百三十七万円

を計上いたしました。

次は林業関係についてであります。

まず、造林事業の振興のため

森林資源造成事業費

四億三千八百七十七万円

を計上するとともに、優良種子の確保、幼苗の育成並びに苗木の価格安定をはかりますため

穂果採取事業費

一千万円

からまつ苗木養成委託費

一千二百六十万円

奨励苗圃事業費

三千九百六十九万円

樹苗価格安定対策費

一億円

また、森林資源保護のため

林野火災警防費

二百二十七万円

野火防除等の森林保護費

二千七百二十四万円

治山事業費

三億四十五万円

保安林委託調査費

二百五十四万円

等を計上し、森林の保護、崩壊地の復旧、各種防災林の造成強化等を図り、未開発林の利用或は林業経営の合理化等のため

林道施設費

七千三百五十五万円

森林計画編成費

三千五百七十六万円

林業普及指導事業費

八百九万円

森林組合指導検査費

二百八十六万円

森林火災保険事業費

四百二万円

を計上いたしました。

次に、木材資源の高度利用をはかりますため、特に木材糖化工業につきましては、工業化の目的を得ましたが、更に企業化の確立を期するためには、中規模による連続試験の必要がありますので、木材糖化中間工業試験費として九千八百五十万円を計上いたしました外、工場副産物の有効利用を目的とした一連の工場試験を継続実施して経済効果と産業技術の検討を行うため、

林産工業中間試験費

一億二千四百五十万円

を計上し、更に、これが基幹をなす林業指導所の運営費一千四百五十四万円を計上いたしました次第であります。

次に土木費関係について申し上げます。

まず公共事業費中の道路関係経費といたしましては、

道路改良費

二億八千八百万円

道路局部改良費

七千九百五十万円

永久橋架換費

八億六千四百三十三万円

橋梁架換費

一億一千六百五十万円

道路舗装費

三億二千三百万円

舗装道補修費

一千七百万円

災害防除費

三千万円

臨時就労道路改良費

三千六百万円

臨時就労道路局部改良費

二千五十万円

臨時就労道路舗装費

七百万円

雪寒道路防雪事業費

四百万円

雪寒道路凍雪防止費
雪寒道路機械整備費

一億二百万円
四千万円を

河川関係経費といたしましては、

河川改修費

四億六千六百六十六万円

河川局部改修費

一億五千万円

砂防工事費

一億五千二百万円

地に対策費

三百万円

海岸浸蝕防除費

三百万円

河川調査費

百万円を

更に都市計画関係経費としては

都市計画街路事業費

一千七百七十万円

を見込みますとともに、災害公共事業といたしまして

災害土木復旧費

三億円

災害関連事業費

三千二百八万円

災害河川改修費

五千万円

港湾災害復旧費

一千万円

岩内都市復興事業費

五千三百二十二万円

を計上いたしました。

次に道単独事業といたしましては

道路改良費

七千万円

道路局部改良費

四千万円

道路小坂修繕費

一億五千万円

永久橋架換費

六千万円

橋梁架換費

三千万円

河川改修費

一千万円

都市計画街路事業費

一千二百五十万円

都市現況調査費

三百八十一万円

西郊地区土地区画整理事業費

六百八十一万円

豊平地区土地区画整理事業費

一千四百四十七万円

を見込みますとともに、本道沿岸航路を航行する定期航海費に対する補助費

四百万円を

計上いたしました。

以上の外一般土木行政費としては

土木事業諸費

八百三十一万円

渡船場費

四百八十万円

道路管理費

百万円

河川調査費

四百七十八万円

河川管理費

七百五十万円

等を見込んだ次第であります。

次に、社会及び労働施設費について民生関係から申し上げます。

低位所得階層の生活水準を高め、ひとしく文化的恩恵に浴せしめ、社会、福祉施設の増強整備を通じて恵まれざる人々の質的向上を図りますため、まず、各種資金の貸付事業を引き続き行うこととし、

生業資金貸付事業費

二千九十万円

更正資金貸付事業費

一千五百三万円

授産事業資金貸付事業費

二百九十万円

消費生活協同組合運転資金並びに設備資金貸付事業費

二千四百六十七万円

を計上し、これが適切な運用を期しますとともに

世帯更生資金貸付事業費補助金

三千二十五万円

民生委員活動費

三百六十五万円

社会福祉協議会補助金

四百四十万円

を計上いたしました。

次に、生活困難者の生活を保障いたしますため

生活保護費

十六億八千九百六十四万円

保護対策費

八百一万円

社会福祉事務所費

四千四百六十三万円

保護施設費

四百五十二万円

養老院費

七百六十一万円

また、身体障害者の福祉に關しましては、

身体障害者福祉費

七百九十三万円

身体障害者更生相談所及び身体障害者更生指導費

札幌後援指導所費 六百五十七万円
 戦傷病者援護費 六百七十万円
 をそれぞれ計上いたしました。
 次に婦人及び児童の福祉増進のため

教 護 院 費

児童相談所費 千四百八万円
 児童保護育成費 千四百七十一万円
 児童福祉対策促進費 一億六千五百九十三万円
 精神薄弱児施設費 七百六十五万円
 乳児院費 五百八十六万円
 肢体不自由児施設費 千二百六万円
 母子対策費 千四百五十九万円
 母子金庫事業費 千三百四十一万円
 売春防止法の施行に伴い、人身売買の根絶とこの種婦人の自立更生を図りますため 千二十万円

婦人保護対策費 二百四十二万円
 婦人相談所費 二百六万円
 婦人保護厚生施設費 九百十二万円
 を計上いたしました。

以上の外、社会調査費 百五十万円
 北海道社会福祉館費 百五十八万円
 未婚還調査費 百七十九万円
 世話諸費 三百五十七万円
 保母育成費 二百三十六万円
 災害救助費 五百十五万円

等をそれぞれ計上して、民生福祉の諸対策に遺憾なきを期して参りたいと存する次第であります。

次に、労働関係経費について申し上げます。
 まず、最低賃金制の確立は重要課題でありますので、本道における賃金の実態の体系的特質的把握と中小企業に対する賃金対策の推進を図りますため、

賃金実態調査費 二百七十五万円
 を計上し、また勤労者の福祉活動を推進いたしますため
 道立労働会館建設費 四千五百万円
 その他福祉対策費 五百二十五万円
 を計上いたしました。

この外、労使関係の調整、中小企業における労働対策等に要する経費として、
 労 政 費 九百七十三万円
 労使調整対策費 三百七十六万円
 中小企業労働対策費 二百七十万円
 労働教育費 三百四十六万円
 労働文化振興費 二百五十九万円
 労働科学研究所費 四百八十九万円
 を計上して、労政行政の万全を期してまいりたいと存する次第であります。

次は失業対策関係経費についてであります。
 最近における失業情勢に対処いたしますため失業対策事業において一日二千八百名を吸収することとし、これが所要経費 四億二千四百四十七万円
 の予算化を図りました外
 冷害応急失業対策事業費 一千万円
 及び、雇用促進諸対策費 二千二百三十二万円
 を計上いたしました次第であります。

また職業補導関係経費につきましては、失業情勢等に鑑み一層その強化充実を図る必要がありますので、これらの点を勘案し
 職業補導所の運営費 四千七百万円
 身体障害者職業補導所費 六百二十四万円
 簡易職業補導所費 九十万円
 総合職業補導所費 一千六百九十四万円
 夜間職業補導所費 百二十六万円
 をそれぞれ計上いたしました。

次は、住宅及び建築指導関係についてであります。
 まず、公営住宅につきましては、本道に対する割当三千五百戸のうち道営事業として千戸を計画し

一般向公営住宅

四百戸

母子住宅

三百二十八戸

の建設を前年度に引き続き実施する外新たに

一般向低家賃住宅

百戸

身体障害者住宅

百七十二戸

の建設を予定し、これに要する経費として

五億五百九十万円

を計上し、また中小企業勤労者の住宅対策のため、道が厚生年金の貸付を受け、道営による中小企業勤労者を対象とする

賃貸厚生年金住宅

百戸

の建設を予定し、

七千四百八十万円

を見込みました外

賃貸住宅建設促進費

五百三十万円

寒地建築研究所費

四千六十万円

建築指導諸費

七百八十一万円

を計上し、住宅事情の緩和と改善に努めて参りたい所存であります。次に、保健衛生費について申し上げます。

衛生行政の徹底上、保健所施設の整備強化を図ることは、当面の急務でありますのでこれに重点を指向いたし診療用自動車の購入及び修繕、レントゲン機械の整備、X線防護施設の設置等を含めて、

保健所運営費

七千七百七十一万円

を計上致しました。

又、本道の過去における衛生状況に照らし特に結核、及び伝染病対策に遺憾なきを期しますとともに食品衛生、環境衛生等についても充全の対策を講じて参りますため、これらに要する経費として

伝染病予防関係経費

六千六百九十五万円

結核予防諸費

四億四千百十八万円

保健指導諸費

一千三十九万円

環境衛生諸費

五千二百三十四万円

性病予防関係経費

二千七百三十四万円

優生保護諸費

五千九百四十九万円

保健対策費

二千八百六十三万円

薬事諸費

三百三十九万円

衛生調査費

四百六十八万円

医務諸費

一千八百二十二万円

血液銀行費

三千二百三十六万円

衛生研究所費

一千四百三十三万円

等を計上いたしました。

次は教育費に関する事項であります。

教育費予算については、教育委員会の意図を充分尊重して編成いたした次第でありまして、その予算の総額は
百五十四億四千九百十三万円
となるのであります。

まず、学校人件費についてありますが、本年度は小学校において約三万人の児童の自然増がある見込でありますので、これに対処するため、教職員七百五十名の増員を行い、また中学校においては、事務職員十名増員し、更に高等学校においては、学級の自然増及び入学難緩和のため十九学級を増募することとして、教職員三十六名を、定時制高等学校においては、学級の自然増及び一学級の増募並びに時間講師を専任職員に切替える等のため八十六名を、通信教育においては、千名増募に伴い五名の教職員を増員することとして、積算計上いたした次第でありましてその総額は
百四十一億四千五百二十三万円
と相成るのであります。

次に給与費以外の主なものといたしましては、まず、高等学校費において

需用費

一億二百九十一万円の外

校舍修繕等の維持管理費

四千六百十三万円

実習船運営費

二千六万円

校舍改築等の営繕費

二億三千五百三十三万円

予算外義務負担の議決に基づく建物買取年賦金

四千四百四十五万円を計上し、

定時制高等学校においては

需用費

二千五百八十一万円の外

需用費

四百六十一万円

学校給食施設々備費、電灯設備の経費

また、盲ろう学校におきましては

需用費

一千百五万円の外

需用費

校舎改築等の営繕費
就学奨励費

四千八百五十八万円
一千六百三十七万円

を更に通信教育費においては、生徒一千名を増募するための経費をふくめ
を計上いたしました。

以上申し述べました学校費以外のものといましては

教育委員会事務局費

二億三千三百五十二万円

教育諸費

三億八千六百九十三万円

社会教育費

一千五百六十六万円

保健体育費

一億百三十三万円

教育財産費

七百三十四万円

をそれぞれ計上いたしました次第であります。

次に警察関係経費についてであります。

警察費予算の編成に当りましては、特に防犯捜査等に万全を期しますため、警察機動力の強化充実に意を用いた次第でありまして、警察費の総額

二十八億八千九百五十万円

の中、主なものは

警察職員費

二十一億五千六百四十六万円

警察署等の庁費

四億四千七百九十八万円

防犯及び捜査、鑑識、交通取締等の経費

一億四千八百八十五万円

公安委員会費

一千八十八万円

本部庁舎の改築費

六千万円

一般営繕費

七千三百万円

等であります。

次に一般行政費について申し上げます。

まず連年発生する災害の市町村財政に及ぼす影響に鑑み市町村備荒資金組合に
対し、更に前年に引き継ぎ資金を貸付することとして

五千万円

を計上いたしました外

道議会費

一億二千百八十三万円

監査諸費

一千九百八十三万円

人事委員会費

一千七百三十二万円

選挙管理委員会費

一千百九十五万円

会計諸費

一千八百八十四万円

公報費

九百六十六万円

統計調査費

二千六百七万円

職員福利厚生費

一億百六十九万円

徴税諸費

二億八千八百二十二万円

広報費

一千八百二十二万円

新生活建設推進費

九百四十五万円

市町村指導奨励費

七百二十五万円

新市町村建設促進費

三千百六十万円

地方振興奨励費

四百九十万円

本庁及び支庁共通費

一億四千五百八十七万円

財産費

一億七千七百五十六万円

通信施設費

七百五十九万円

行政調査費

三百十四万円

化学工業開発促進費

一千三百万円

科学技術振興費

百六十八万円

北海道総合開発促進費

四百三十二万円

北海道総合開発調査費

二百八十五万円

渉外労務費

八百七十六万円

私立学校諸費

二千二百八十万円

道職員費

四十億一千三百七十一万円

公債費

二十四億三千八百五十一万円

税外収入徴収費

九百八十三万円

等を計上し、諸般の行政執行に遺憾なきを期して参りたい所存であります。

以上は、普通会計の歳出についてその概要を申し述べたのでありますが、これ
に見合う財源といましては、

道税

八十七億九千四百六十八万円

地方譲与税

十七億六百五十五万円

地方交付税

百六億八千三百二十九万円

公営企業及び財産収入	二億二千三百三十六万円
分担金及び負担金	三億三千五百四十万円
使用料及び手数料	十二億二千九百十九万円
国庫支出金	百六十億三千六万円
寄附金	八千四百三十九万円
繰入金	三億七千五百五万円
繰越金	十万円
雑収入	三十八億三千五百八十七万円
雑債	十五億一千五百万円
合計	四百四十八億一千二百四十四万円

事業費	九億四千七百三十四万円
その他経費として	八千三百三十六万円
普通会計への繰出金	一千四十万円
市町村への交付金	二千九百六十万円
を見込んでおります。	
次に道管自転車競技費、会計についてであります。本年度におきましては、年間十一回、延六十六日間の開催を予定し、これが実施に要する経費として	
総額	九億六千四百九十五万円
を見込みますとともに、	
その純益	八千五百万円

をもつて収支の均衡を図つた次第であります。

次に北海道税条例の一部を改正する条例制定の件について申し上げますが、本案は法定外普通税として自動車取得税の創設に伴うところの改正であります、これは昭和三十三年度以降における財政健全化の一環として創設しようとするものであります。昨日撤回いたしました改正案に比較いたしますと公共性又は公益性の強い団体の取得する自動車にかかる分及びオートバイ、スクーターのごとく極く軽易な自動車の取得については、これを非課税にしたことと小型三輪車のごとく主として零細事業者等が事業遂行上不可欠な運搬用具として使用するものについて、課税標準の算定につき特例を設け負担の軽減を図つたこと、並びに条例の施行期間を三年に限つたこと等の改正を加えて再提案いたしました次第でありますので、よろしく御審議の程を御願いたします。

を普通会計に繰出すこととしたしております。

次に地方競馬費会計においては、道施行分延七十五日、市営競馬の受託分延七十二日の開催を予定し、これが施行のための所要経費

三億二千八百八十三万円

を事業収入及び委託収入を見合いに計上いたしました次第であります。

次に医科大学費会計について申し上げます。

次に特別会計について道有林野事業費から順次御説明申し上げます。本会計は前年度に引き続いて森林資源の保続を図りますため、造林事業に重点をおき特に本年度より新たに蓄積資源の早期増殖を自途として林木育種の事業を計画いたしております。

また、病院の経営につきましては、一昨年度以来慎重な検討を加え、合理的な運営を図つて参りました結果、ほぼ独立採算の目途を得るに至りました。

而して今回見込みました予算の総額は

七億四百五十一万円

であります。これに見合う財源といたしましては、

また林道網の整備、森林火災の予防、風害跡地の虫害防除等の経営管理に遺贈のないようにいたして参る所存であります。	
このようにして編成いたしました予算の総額は	十三億八千八百八十五万円
であります。これを大別いたしますと	
人件費	三億五千八百十五万円

普通会計からの繰入金	二億四千六百三十万円
道債	一億円
雑収入	一千五百五十六万円
を見つて収支の均衡を図つた次第であります。	
以上の外	
恩給基金会計において	一億四千二百四十六万円

学校職員恩給金会計において

四億二千六百五万円

農産物検査費会計において

二千三百四十万円

水産物検査費会計において

一億三千十八万円

林産物検査費会計において

二億二千九百七十八万円

酪農検査費会計において

一千五百三十五万円

転貸資金会計において

三千八百四十六万円

道病院費会計において

二億二千五百万円

電気事業費会計において

九千四十二万円

印刷所費会計において

三千九百五十一万円

母子福祉資金貸付事業費会計において

四千七十六万円

夕張川二股発電所建設事業費会計において

二千六百万円

用品事業費会計において

四億六千二百万円

道有財産整備資金会計において

二億七百四十万円

農業改良資金事業費会計において

一億六千七百五十五万円

中小企業振興資金貸付事業費会計において

一千三百六十九万円

をそれぞれ計上いたしておりますが、いずれも当該会計の設置目的に添って年間所要の経費を見込み、これが運営につき遺憾のないようにいたして参りたいと存する次第であります。

以上は今回提案いたしました案件の主なるものについてその大要を御説明申し上げた次第であります。なお詳細につきましては、御質問に応じ御答弁申し上げます。

何分よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

教育行政方針

昭和三十三年度における、教育行政の方針を申し上げます。

ご承知のとおり、昨年六月、教育委員会法が改正されまして、従来の公選委員会制度から任命委員会制度に変わりましたので、前委員会が定めておりました教育行政方針を、慎重に検討致しましたところ、現委員会と致しましては、この方針を替えずに、そのまま、その理想とするところを、一步一歩実現するように努力することが、最も適切であるとの結論に達しました。

以下、順を追って、極く簡単に、趣旨を申し上げます。

第一は、教育行政を合理的に、且つ能率的に行いたい、ということでありまして、このことは、道民から負担されております業務の、重大なことから申しまして、当然のことではありますが、これを実現するために、まず、事務局の組織を、合理的に再編成したいと考えております外、職員の研修を強化し、特に、学校教育、社会教育に携わる職員の充実に期したいと存じております。

なお、市町村教育委員会に対しては、その運営に關して、適切な助言と指導を与えまして、相共に、教育行政の推進を図って行きたい所存であります。

第二は、学校教育の充実であります。

教育委員会に与えられております多くの職務のうち、最も重要なことが、この学校教育を如何に充実させて行くか、という命題であろうと考えるのであります。が、地方財政の極めて苦しい現状におきましては、これとの調和が、非常に難しい問題となってくるわけでございます。しかしながら、教育行政には常に理想を追求態度が、最も必要でありますので、新年度には、本道の地域的特殊性を充分とり入れた教育計画、就中、高等学校以上の教育に対する長期計画を立案致しまして、将来の教育設計に致したいと存じております。

なお、これと併行いたしまして、高等学校の職業課程整備計画を、地域住民の意向を充分執り入れ、且つ、北海道総合開発計画にも適合するような形で樹立致したいと考えております。

一方、現実の問題と致しましては、新年度におきまして、中学校の学級編成基準の引上げ、高等学校入学難の緩和、施設の充実等の措置が為されておりますが、更にこれらをより一層充実させるとともに、特殊教育の振興を計って行くべきであると考へております。この外、義務教育適令児童、生徒の完全就学、小、中学校施設の整備促進等、市町村が行うべき諸問題につきましても、積極的な指導、助言を与え、これと同時に、文部省当局とも充分折衝致しまして、大巾な国の助成を要請して行きたいと考えております。

第三は、勤労青少年教育を普及徹底したい、ということでもあります。戦後、勤労青少年教育のために、定時制高校や、通信教育等の制度が設けられましてからは、遂年、教育内容も向上して参っております。

しかし、もともと、定時制の制度は、地域社会の要望と、最もよく適合した形でなければ、その発展を計ることが、はなはだ、むづかしいので、今後更に、実

情を総合的に調査致しまして、強力な発展策を講じたいと存じております。

通信教育につきましては、新年度におきましても一千名の生徒を増募致す計画の下に、着々、整備充実を計つて行く予定でございます。

第四は、へき地教育の振興であります。

申し上げるまでもなく、本道の未開発地帯に散在する、千八百三十七校に及ぶへき地所在学校振興の問題は、本道の教育行政を推進して参ります上に、他の都府県にはみられない、特殊な地位を占めるものでありまして、北海道総合開発における文化厚生面の重要項目でございます。

そこで、委員会と致しましては、へき地教育の振興は、ただ単に、教育行政上の問題に止まるべきではなく、本道開発の目的に直接つながる国策として、打出されるべきであるとの観点に立ちまして、政府関係機関に積極的に働きかけ、この面に対する国の強力な施策が為されることを要望致し、恵まれないへき地の児童、生徒の為に、一層の努力を続けて行きたいと考える次第であります。

第五は、社会教育の促進であります。この社会教育は、学校教育と表裏一体となつて行われるべき、非常に重要な施策でございます。

幸い、新年度におきましては、走る公民館及び移動図書館増設の予定でございますので、既設のものをあわせ、これらの機動力と、与えられております指導陣を、充分駆使致しまして、社会教育の、地域社会への浸透を徹底したいと考えているのであります。

最後は、保健体育の振興と、厚生施設の充実であります。

児童、生徒の体位を向上させ、結核等の疾病から、之を保護することは、まことに当然のことでございますが、特に、直接教育に従事して、日常、児童、生徒に接する教職員の健康管理につきましては、常によりよい環境を作り、積極的に病源から守つてやる必要があると存じます。

これらの趣旨から、新年度におきましては、道立学校の教職員及び児童、生徒の結核検診を強化致しまして、罹患者の早期発見につとめ、あるいは、不幸にして罹患したものに對しては、適切な療養指導を行つて参りたいと存じております。

なお又、昨年の冷害によります欠食児童、生徒の健康維持のための給食費補助につきましては、明年度も引続き、これが助成を行うよう政府当局の了解の下に措置しております。

その他の冷害対策につきましては、教科書の無償配付は、既に見通しを得てお

ります。外、育英会奨学生の割当増を今後折衝して行きたいと存する次第であります。

以上、昭和三十三年度の教育行政方針について、ご説明申し上げましたが、これらの方針に基いて、今後行いますところの諸般の施策につきましては、道議会議員各位及び道民一般の格別なる御指導、御協力を仰ぎたいと存じておりますので、何分よろしくお願い申し上げ、説明を終りたいと存じます。

○三月七日

午後二時五十分開議、あらかじめ時間延長を行い、諸般の報告の後、議長より、前道議会議員清水三俊君去る三月三日逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表した旨を報告、次に社会、労働両党の統一に伴う議席の変更を指定した後、日程に追加し意見案第一号乃至第三号を議題に供し、いずれも趣旨弁明及び委員会の審査を省略して原案のとおり可決、次に日程に追加し追加議案第七十三号乃至第五号及び報告第五号を議題に供し、知事より、提案理由の説明を聴取して午後三時四十分、一旦休憩、午後四時三十分再開、議案調査のため、明三月八日は休会とすることについて諮り、異議なくそのことに決定、明後三月九日の日程を朗読、午後四時三十一分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十一年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他についてその大要を御説明申し上げます。

まず、予算案についてであります。今回提出いたしました予算は、国庫支出金等の確定に伴う補正並びに当面さしおき難い経費等につき措置いたしました次第であります。その総額は、

普通会計において	七千七百八十三万円
特別会計において	五千十七万円
合 計	(減) 二千七百六十六万円

と相成るのであります。

以下普通会計の歳出の主なものから順次御説明申し上げます。
まず国庫支出金、起債等の確定に伴う経費といたしましては、

産業教育施設費	七千五十万円
小学校校費	四千四百八十四万円
中学校校費	六百七万円
婦人保護費	二百万円
警察行政費	八百五十八万円
診療所費	四百四十万円
浅海増殖振興費	一千四百三十一万円
漁港修築費	一千六百三十二万円
中小企業振興対策費	百一十一万円
道路改良費	二千万円
災害土木復旧費	二億七千万円
農業共済組合指導費	一千八百九万円
等を追加計上いたしますとともに、	
森林保護費	一千六百二十万円
開拓地災害復旧費	四百七十三万円
耕地災害復旧費	六千八百八十五万円
等については国庫支出金の決定に伴つて予算減額の措置をあわせ行つた次第であります。	
次に、当面さしおき難い義務的経費その他緊急を要する経費といたしましては、	
地方職員共済組合給与金	七百九十四万円
道職員費	一千五百四十二万円
警察職員費	二千五百十四万円
定時制高等学校費	百十五万円
貧困児童救済対策費	百六十六万円
援助物資取扱費	六百八十七万円
精神薄弱児施設費	三百八十万円
道病院会計繰出金	四千五百十五万円
財産費	四百三十一万円

職業補導所費	三百五十万円
林産工業振興費	四百万円
漁業取締給施設費	四百三十五万円
工業振興対策費	五百一十万円
農業試験場整備費	三百五十万円
飼料対策費	三百九十三万円
等をそれぞれ計上いたしました。	
以上の歳出に見合う歳入といたしましては、	
道税	一億六千五百四十一万円
地方交付税	一億七千四百八十四万円
分担金及び負担金	四百四十七万円
道債	二億一千百万円
をそれぞれ追加する反面	
使用料及び手数料	五千四百八十七万円
国庫支出金	一億四千十一万円
寄附金	二百二十一万円
繰入金	五千九百十六万円
雑収入	二億二千五百五十四万円
を減額いたしました結果総額において	
の増加を見て収支の均衡を得た次第であります。	
次に特別会計についてでありますが、	
林産物検査費会計において	百万円
道病院費会計において	二百八万円
母子福祉資金貸付事業費会計において	六十八万円
をそれぞれ計上いたしましたがいずれも当面所要の経費について措置いたしましたものであります。また、	
恩給基金会計において	一千二百七十七万円
学校職員恩給金会計において	一千七百四十八万円
医科大学費会計において	十万円
道有財産整備資金会計において	二千二百四十八万円
中小企業振興資金貸付事業費会計において	二百万円

を減額し、道有林野事業費会計及び用品事業費会計においては、既定予算の範囲内において収支の実態に即応するよう予算更正の措置をいたした次第であります。

次に、上川郡東鷹栖村と比布村との境界変更の件についてであります。本境界変更は境界不明地域との境界を両村で確認したことによつて地理的に不合理を生じたためこれを是正しようとするものであります。

また空知郡砂川町と滝川町との境界変更の件については、今回砂川町から滝川町に編入しようとする地域は地理的、経済的關係から滝川町に編入しようとするものであります。

以上の二案件はいずれも関係町村間において円満に協議が整い申請があつたもので現地の実情から適当と認め提案いたしましたのであります。

以上は今回提出いたしました議案の主なるものについてその大要を御説明申し上げた次第であります。

何分よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○三月九日 午後三時十分開議、諸般の報告の後、林議員(自民)より、春季闘争特に十一日行われる教職員の一斉早退の違法性について緊急質問があり、知事、教育長より答弁、林議員(自民)より、再質問、知事、教育長より答弁、あらかじめ時間延長を行い、林議員(自民)より、更に再質問を行つたが、教育長の答弁がないうまま代表質問に入ろうとしたため、林議員(自民)は、教育長の答弁を要求、議長代表質疑許可の発言を取消して教育長より答弁、次に日程第一議案第一号乃至第五号及び報告第一号乃至第五号を議題に供し、通告の代表質疑に入り、高田議員(社)より、(山)総合開発第一次五カ年計画が計画どおり進捗しなかつた理由特に計画遂行の経過と成果、電力料金の割高と開発推進への影響、林相の低下と造林事業の普及、道内各種金融機関の貸出資金が道外に流れている事実とこれに対する考え方、北海道開発が国策として閣議決定されていない理由、石炭手当免税問題のその後の経過、(2)総合開発第二次五カ年計画に対する決意特に施策推

進の所信と見通し、施策遂行と道負担の過重状況、計画達成による本道産業構造の推移、(3)寒地農業確立方策に対する考え方特に寒地農業振興特別措置法案推進の態度と成立の見通し、寒地農業振興に関する黒沢私案の中央における審議状況及びこれに対する見解、積算温度による対象地域限定の問題、事業計画と実施機関の問題、既入植地区に対する特別法の適用と今後の開拓事業のあり方、畑作振興の助成と経営基盤の強化拡充方策、部落協同生産化の具体的促進策、(4)農家負債整理の問題、特に条例の今後の運用、資金が少額より予算化されていない理由と今後の取扱い方針、条例適用者と適用されない者との不均衡是正方途及びこれが制度の恒久化に対する考え方、資金の融資に伴う責任の所屬機関、北海道農家負債整理資金融通法案成立の見通しとこれが取扱い方法、(5)北洋漁田開発の問題特に未開発漁田の開発、沿岸漁田の維持培養、南千島周辺の安全操業に対する考え方、南千島漁田開発の推進方策、沿岸漁民救済対策、沖合漁業進出と漁業転換計画、北洋漁場試験調査の問題、底曳機船の沖合操業に対する考え方、北洋独航船乗組員の大半が道外で占められている事実とこれに対する考え方及び沿岸青年漁民の技術指導、船舶乗組員の技術養成の現状と方法、未組織労働者の組織化と生活保障、水産漁獲物の総合加工処理と資金融資の問題、(6)地方財政問題特に昭和三十一年度決算見込み、とりわけ単年度黒字決算と冷害による道民の負担増との関係、公債費償還に対する国の財源措置、国庫補助負担金の合理化に対する見通し、投資的経費充実化の方策、新年度当初予算における未措置の義務費に対する処理方法等について質疑、知事より答弁、次に日程に追加し意見案第四号を議題に供し、趣旨弁明を省略して原案のとおり可決、午後五時十七分散会。

○三月十一日 午後二時三十分開議、諸般の報告の後、井口議員(社)より、米軍による真駒内キャンブクロフォード内に惹起した日本人女子

寮搜索事件並びに千歳キャンブ内日本人ボーイラーマンの勤務条件の制限問題について緊急質問があり、知事、道警本部長より答弁、井口議員（社）より再質問、知事、道警本部長より答弁、次に松尾議員（自民）より、日本海ます流網試験操業船の許可問題について緊急質問があり、知事より答弁、松尾議員（自民）より再質問、知事より答弁、ついで日程に入り、日程第一議案第一号乃至第百五号及び報告第一号乃至第五号を議題に供し、代表質疑を続行、岩田議員（自民）より、

(1)総合開発問題、特に昭和三十二年度開発予算折衝に際し、道の負担能力がないのに多額の国家資金投入の折衝を行わせた理由、公共事業費を受入れる場合の道費負担能力の限界及び実行可能な限度とその確保、開発予算獲得の方法として起債枠の拡大補助率の引上げと適正単価の採用地方交付税の増額及び公債償還費等を国の財源に期待しているがこれ等不確定財源の裏打ちに対する考え方、補助率の全額国庫負担は直轄事業に通じ開発機構問題にも影響すると思うがこれに対する考え方、(2)道財政再建計画問題特に昭和三十、三十一年度道財政再建計画における道税の伸び及び国の財源措置に対する見込み違い、道財政再建長期計画提出の意思、三十二年度道財政の見通し、自動車取得税の議案が道議会の勧告で撤回したのかかわらず再提案した理由と再撤回の意思、道税の伸びが歳入全体の伸びに対して高いがその要因と道民負担能力の限度、政策予算が昨年より増加した根拠、義務費の計上を見合せて政策予算を組んだ理由、三十二年度予算が健全であるという根拠と考え方、(3)産業基盤の確立方策特に農業基盤の確立と水産業基盤の確立が軽視されている理由とこれに対する対策、農家負債十カ年棚上げ問題の打ち切り、農産物価格安定対策、中下層農家の育成方策(4)漁業経済の確立方策特に沿岸漁民救済の浅海増殖費打ち切りの理由、漁家負債整理の進行状況、漁業転換五カ年計画のその後の推移、留萌宗谷の鯨対策の進捗状況、道南いか凶漁総合対策の樹立と経過、沖刺網試験操業の問題、漁民の潜在失業者に対する考え方、造林事業

補助打ち切りの理由、(5)工業開発の近代化計画特に木材結化の実地調査のため外国に派遣している部長との打合せもなく木材結化に関する予算を提出した根拠、東南アジア視察を三十二年度施策の一つとして立てた理由と視察目的、知事外遊中の空白と副知事設置問題等について質疑、午後四時三十分、一旦休憩、午後四時五十二分再開、知事より答弁があつて、午後六時三十分散会。

○三月十二日 午後零時五十五分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号乃至第百五号及び報告第一号乃至第五号を議題に供し、代表質疑を続行、天谷議員（協ク）より、(1)本道経済における体質改善の方途とこれに対する基本的所信、(2)総合開発推進の基本理念と促進方策、第二次開発計画が重農主義より重工主義に重点が移行されていることに対する考え方、産業会議が発表した本道開発に対する意見についての所信、(3)昭和三十二年度道予算編成方針特にその第一点に掲げられた農業漁業中小企業の安定に関連して貸付牝牛制度の継続実施に対する考え方、耕土改良用トラクターの整備と道費による貸付制度復活に対する所信、農産物価格安定の共販体制確立と道費による貸付制度復活に対する考え方、零細漁民の生活安定対策に関連して浅海増殖費補助打ち切りの理由と本道漁業経営安定のための新たな施策遂行策、中小企業振興方策特に機械貸付制度実施の効果とこれに対する考え方、(4)近代工業の開発特に木材糖化中間試験の内容、企業経営に対する方針、ロール合板の企業化促進に対する考え方と企業経営の在り方、(5)東南アジア、中国、ソ連邦貿易の振興を三十二年度重点施策として掲げた理由、東南アジア視察の目的と所信、(6)社会福祉の増進に関連して遺家族及び引揚援護対策の充実、保健所職員の定員再配置問題と管理状況、労働会館設置に対する考え方、(7)財政問題特に道税の見積り過大、営農資金利子補給の財源補てんの見通し、地方交付税の見積り過少の問題と今後の伸びに対する見通し、自動車取得税創設と

三十二年度道財政再建計画との関係、造林事業補助金及び営農資金利子補給を当初予算に計上しなかつた理由、道財政再建長期計画に対する考え方、(8)教育問題特に学校教育充実の基本方策、へき地教育の振興対策と教職員の配置転換及び単級複式学級の編成問題、道立高等学校の維持管理の基本的計画、社会教育の指導方針と図書館の整備等について質疑、知事より答弁があつて、(時間延長)午後三時五十五分休憩、午後四時二十七分再開、一般質疑に入り、糸川議員(社)より、(1)養護教育に関連して学校施設の充実対策、特殊教育を行う教員の養成問題及び精神遅退児教育に対する熱意、(2)住宅問題特に国の財政投融资計画の増大と本道配分枠過少の問題及び資金需用の拡大方途、宅地開発の推進方策、(3)工業誘致の具体的最善策と今後の見通し、(4)町村合併に対する指導方策特に合併関係町村の役場所在地の問題等について質疑、知事、教育長より答弁、次に福島議員(自民)より、(1)造林事業費補助助切りの問題に関連して当初予算に計上しなかつた理由、関係業者と与えた影響と今後の対策、造林事業予算の取扱いに対する基本的考え方、起債の見通し等について質疑、知事より答弁、福島議員(自民)より再質疑二回、知事、総務部長より答弁があつて、午後六時十分散会。

○三月十三日 午前十一時五分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号乃至第五号及び報告第一号乃至第五号を議題に供し、一般質疑に入り、児見山議員(社)より、(1)河川水質汚濁対策特に国策バルブ旭川工場及び合同酒精の廃液が石狩川を汚染していることに関し防止事項の完全実施の時期、両会社及び関係団体間に交渉をすすめる意思の有無、被害関係者に対する損失補償あつせんかの考え方及び廃液を完全に処理するまでに受ける損害に対する両会社の賠償問題、(2)農業災害補償問題特に畑作共済制度確立に対する考え方、大豆に対する農業災害補償法適用問題等について質疑、知事より答弁、次に山元議員(自

民)より(1)本道の坑内ガス利用構想に関連して三笠町の坑内ガスを札幌小樽間に結ぶパイプライン計画、(2)電源開発促進に対する基本的態度、(3)貿易振興の体制整備に関連して小樽貿易会館の予算査定経過と予算の過少、東南アジア視察の必要性と貿易会館拡充強化方策、(3)冷害下における開拓農民の生活保障対策特に冷害救援対策と熱意、(4)道職員の経紀肅正特に勤務時間の厳守と市町村の接待、(5)教職員の給与に関し学歴は正に対する考え方、定時制高校の教員充足に対する所見等について質疑、知事、教育長より答弁があつて、午後零時三十六分休憩、午後一時四十八分再開、渡辺議員(社)より、(1)高等学校の諸問題特に定時制学校の定員不足に対する所見及び給食施設照明設備の整備に対する決意と対策、通信教育の充実に関連して中心校における専任教員の増員と巡回指導体制の確立方策、高校選抜方針に対する基本的態度と昭和三十二年度選抜実施の影響と選抜方針変更の意思、学区制の問題特に小学区制を実施する場合の考え方、小樽における総合制実施の考え方、私学振興に対する所信と私立高等学校設置促進の助成策、私立学校共済組合に対する共済補助の意思、(2)土木行政に関する問題特に積寒道路の維持対策と今後の方針及び除雪費未計上の理由、自衛隊の道路損傷対策、青函ずい道自動車道路に対する考え方、(3)引揚者更生援護対策特に引揚者集団疎開住宅に対する措置、引揚者に対する就職の優先あつせん方策、(4)石炭手当免税問題の実現に対する所信等について質疑、知事、教育長より答弁があつて、次に佐々木議員(自民)より、(1)土木行政の諸問題特に道路網の整備強化に関連して道路小破修繕費中河川改修費過少の問題、道路特定財源の道路費に対する充当率及び全額還元していない場合はその理由と使途、町村道の道道昇格に伴う地方道路譲与税の増額見込みと算定の根拠、町村道補助費過少の問題と増額の意思、中小河川の整備対策と町村河川に対する助成方途及び次期道議会で予算措置の問題、(2)ダム放水に伴う災害防止対策特にダム放水に対する行政権限及び被害を与えた場合の行政上の責任、(3)道

職員の公宅問題特に公宅に入っている者といない者との不均衡是正方途、(4)道立養護学校設置促進方策特に予算査定経過と設置の見通し等について質疑、知事、教育長より答弁、佐々木議員(自民)より、道路予算について再質疑、知事より答弁があつて、次に堀議員(社)より、(1)昭和三十一年度予算説明の中にある議会の協力要請に関連して議会と話し合いの場を設ける意思、(2)未開発地における厚生施設促進対策特にへき地離島における医療機関整備対策、国民健康保険事業の拡大振興策、国民健康保健直営診療所設置補助打ちりの理由と同診療所赤字経営の原因及び対策、(3)警察官の待遇改善及び福利厚生施設の完備、駐在所、派出所の管理状況等について質疑、知事、道警本部長より答弁があつて、次に伊藤(作)議員(自民)より、道職員の勤務時間変更に対する考え方、(2)中小企業相談所に対する助成方針、(3)今次春季闘争の中小企業に与へる影響と考え方、(4)学校卒業生の就職問題特に冷害地における青少年の雇用問題と人身売買対策、(5)上水道、簡易水道に対する補助等について質疑、知事より答弁、伊藤(作)議員(自民)より、上水道補助について再質疑、知事より答弁があつて、午後四時五十五分散会。

○三月十四日 午前十一時十九分開議、諸般の報告の後、日程第一議案

第一号乃至第五号及び報告第一号乃至第五号を議題に供し昨日に引き続き一般質疑を続行、黒松議員(協ク)より、(1)開拓農協及び一般農協に対する指導方針の統一問題特に運営面で現地に離離を来しているがこれに対する運営指導の方法、開拓者に対する経済活動の促進策と資金難の緩和措置、(2)北海道貯蓄組合連合会の運用方針、連合会存置の必要性、(3)農家負債整備資金事務取扱い遅延の理由及び事務簡素化の方法等について質疑、知事より答弁があつて、次に坂下議員(社)より、(1)農業経営安定対策特に災害時における農家生活の安定に関連して農業共済制度の充実と運用対策、弱小農家に対する共済制度の確立と指導育成方針、共済金支払のための一時資金借入れ方法、共済基

金制度の創設と有畜農業推進に対する構想、農業改良普及員制度に対する考え方及び強化策、(2)沿岸漁民の救済更生対策特に凶漁地帯における肉牛導入の構想等について質疑、知事より答弁があつて、午後零後四十四分休憩、午後二時二分再開、西島議員(自民)より、(1)寒地農業確立の恒及対策、特に馬鈴薯澱粉の加工消流対策、北見地区に設置されるビート工場新設に関連して農林省より道に資料を求められた事実の有無、工場設置と原料集荷の見通し、(2)音更川上流の水利権と補償問題特に糠平電源開発に伴う水温低下と作物に与える影響及びこれに対する補償措置、発電用水と農業用水の調整に対する基本的考え方等について質疑、知事より答弁、西島議員(自民)より、再質疑、知事より答弁があつて、(あらかじめ時間延長)次に大久保議員(自民)より、(1)新市町村建設促進問題特に知事勧告と未合併町村に対する指導方針、(2)綱紀肅正に関する問題特に決算委員会の審査により明らかになされた建設工事の不正問題に関連して吏道刷新に対する決意、(3)中小工業振興の基本対策特に経営合理化の指導方策と技術水準の向上策、産業技術教育に対する考え方、中小企業に従事する者に対する労務体制の確立等について質疑、知事、商工部長、教育長より答弁があつて、次に林議員(自民)より、(1)地方自治法第二百二十二条に規定する予算説明資料の提出義務と不完全提案に対する考え方、(2)副知事設置の意思に傾いた理由、(3)中小企業の抜本的確立対策特に既存工業の育成に対する考え方、第二次産業の飛躍的發展方途、(4)綱紀肅正に対する所見、(5)財政問題特に歳入の伸びが全国平均より下廻っている理由、開発予算国庫支出金の増加率に比べ国庫支出金が大巾に少い理由、土木費が開発予算土木費の増加率に比べ少い理由、三十二年度末まで見込み得る財源の見通し、歳入見積りの積算基礎、道有財産の管理に関連して札幌労働会館改築費を一般財源でまかなわなかつた理由、道有財産特別会計運営の合理化に対する考え方及び取扱ひ方針、(6)教育問題特に三月十一日行われた教職員の一斉早退に関連してその規

模と学校教育に与えた影響、教育委員会のとつた措置及び委員会の見解、昨年十二月五行われた一斉早退が学校運営上支障がなかったという判断の根拠、一斉早退が自主的に計画されたものであるかどうかの問題等について質疑、知事、教育長より答弁、林議員（自民）より、一斉早退について再質疑、教育長より答弁があつて、午後五時散会。

○三月十五日 午前十一時二十八分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号乃至第五百五号及び報告第一号乃至第五号を議題に供し、昨日に引き続き一般質疑を続行、川瀬議員（協ク）より、(1)水産問題特に北洋漁業さけ、ます漁獲数量の問題で交渉がすすめられている日ソ漁業委員会、その他関係機関に提出された資料の内容と交渉の経過、さけ、ますの人口ふ化事業に関連して本事業を道で行う意思及び稚魚の乱獲に対する保護対策、水産技術改良普及員設置制度の強化対策と改良普及員の身分保障、噴火湾及び日本海沿岸漁族の培養と漁業安定対策等について質疑、知事より答弁があつて、次に松尾議員（自民）より、(1)春季闘争における最低賃金制の確立に対する知事の所見及び総合開発との関係、賃金実態調査費に関連して調査の意図とその具体的内容、最低賃金制の確立についての運動方針が総評、全労と相違しているが、これに対する見解、(2)町村合併促進に対する決意等について質疑、知事より答弁があつて、午後零時二十一分一旦休憩、午後二時二十八分再開、川口議員（自民）より、(1)警察官の定数増加と条例定数と予算定数の不都合等不完全提案に対する所信、(2)重点施策の最初に農業漁業中小企業をひつくるめて掲げたことに対する考え方、(3)木材糖化の問題特に中間試験完了の時期、企業化に対する考え方、企業経営に参加する意思及び出資に対する考え方、企業の規模、資本構成の割合、企業内容、採算のとれる見通し、森林資源と原料の問題、生産される品物の種類、財政困難な事情下における企業参加、見通しのな

い企業に対する予算措置とこれに対する考え方及び提案撤回の意思、補助金の支出根拠と名目及びこれに対する見通し、寄付金の相手方、試験終了と試験用機械の転用価値等について質疑、知事より答弁、次に杉本議員（自民）より、(1)定時制高等学校充実に対する所信と学級増加、(2)道漁連に対する貸付金の問題に関連して約束条件の遂行状況、自主再建の見通しと助成打ち切り、計画達成が不可能な場合における考え方、(3)自動車取得税創設問題特に再提案についての明確な根拠、自動車運送業者に対する影響と担税能力の有無等について質疑、知事、教育長より答弁があつて、次に阿部議員（自民）より、(1)農業漁業中小企業育成対策特に中小企業組織化の具体的方針と考え方、中小企業融資の枠拡大に伴う受入体制の整備と指導強化策及び末端における資金の消化状況、北海道の資金枠の総枠に対する割合、冷害による資金対策と進捗状況、中小企業相談所に対する予算過少の問題、(2)漁業問題特に日ソ漁業合同委員会におけるしん規制措置が決定されるに至つた経過とこれに対する考え方、たら延なわ漁業の知事許可に対する考え方、沖刺網漁業と北洋試験操業の関係、北洋漁業開発要綱に示された計画遂行と予算の裏打ちに対する考え方、(3)財政問題特に昭和三十一年度財政再建計画の見通し、予算編成の問題に関連して当初より赤字を見込んで提案されたことに対する考え方、昭和三十一年度道税収入について滞納繰越と不納欠損の額及びその原因、昭和三十一年、三十二年度滞納繰越の徴収率見込み、三十年十月より三十一年九月までの法人税額、三十一年度道税徴収の見込額と三十二年度当初予算における道税の内容、三十一年度本道総所得額及び個人法人の所得額並びに法人事業所得額、三十年、三十一年度道税徴収比率、三十二年度道財政再建計画における歳入の雑収入増額分の内訳、三十一年度追加更正予算中道債が減額となつた理由と起債計画の基本的考え方、歳入の見積り過大等について質疑、知事より答弁、阿部議員（自民）より、政府の中小企業組織法案制定の動きに対し組合が反対しているが、こ

れに對する基本的態度について再質疑、知事より答弁があつて、通告の質疑は終結、ついで道下議員（協ク）より、日程第一のうち予算に關連する議案第一号乃至第四十号、第四十六号、第四十七号、第七十三号乃至第九十一号、第百五号及び報告第一号はなお慎重審査の必要があると思はれるので、三十一名から成る予算特別委員会を設置し、それらの議案を付託せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、異議なくそのことに決し、直ちに次の委員の選任を決定して關係議案を付託した。

阿部英一（自民）	松尾三良（自民）
黒松秀夫（協ク）	川瀬徳三郎（協ク）
中野与作（社）	増田信一（社）
黒沢与衛作（社）	堀重平（社）
川村清一（社）	道下美作（協ク）
高橋源次郎（自民）	伊藤新一（自民）
山元ミヨ（自民）	福島新太郎（自民）
沖野政雄（自民）	泉谷順治（自民）
大久保和男（自民）	川口常一（自民）
林謙二（自民）	天谷平信（協ク）
舟木侃（社）	渡部勇雄（社）
橋本清次郎（社）	新川輝隆（社）
宮北三七郎（社）	山内広（社）
太田益夫（社）	高田治郎（社）
時田政次郎（社）	大島三郎（自民）
本多吉江（自民）	

次に議案第四十一号乃至第四十三号、第四十八号、第四十九号、第五十一号、第五十八号、第六十四号乃至第六十七号、第六十九号乃至第七十二号、第九十二号、第百一号乃至第百四号は総務委員会に、議案第四十四号、第五十号、第五十七号、第六十号、第九十五号は厚生

委員会に、議案第四十五号、第五十二号乃至第五十五号、第九十三号、第九十六号は文教林務委員会に、議案第五十六号、第六十一号は商工労働委員会に、議案第五十九号、第九十七号乃至第百号は農務委員会に、議案第六十二号、第六十三号及び第六十八号は建設委員会にそれぞれ付託して午後五時十五分一旦休憩、午後五時三十五分再開、諸般の報告の後、日程に追加し先議議案第六十八号を議題に供し、佐々木建設委員長（自民）より、委員会の審査の経過並びに結果について報告があつて、委員長報告のとおり原案可決、次に日程に追加し意見案第五号を議題とし、趣旨弁明を省略して朗読の後、原案のとおり可決、次に議事の都合により明十六日は休会とすることについて諮り、異議なくそのことに決し、午後五時四十三分散会。

○三月十八日 午後二時五十五分開議、あらかじめ時間延長を行い、諸般の報告の後日程に入り、日程第一議案第百六号乃至第百十六号を議題に供し、総務部長より追加議案に対する提案理由の説明を聴取して午後三時九分休憩、午後三時四十八分再開、諸般の報告の後、日程第一のうち議案第百六号乃至第百十号は予算特別委員会に、議案第百十一号乃至第百十三号は建設委員会に、議案第百十四号乃至第百十六号は総務委員会にそれぞれ付託、次に日程第二議案第二十七号、第七十三号乃至第九十一号、第百五号及び報告第一号を議題とし、山内予算特別委員長（社）より、委員会における審査の経過並びに結果について報告、報告第一号は承認議決、その他の議案はいずれも原案可決、次に日程第三議案第四十八号、第六十四号、第六十五号、第六十七号、第百二号及び第百三号を議題とし、斎藤総務委員長（社）より、委員会における審査の経過並びに結果について報告、議案第六十四号及び第六十五号は同意議決、その他の議案はいずれも原案可決、次に日程第四會議案第一号北海道押売等防止条例制定の件を議題に供し、斎藤総務委員長（社）より趣旨弁明の後、総務委員会に付託、次に日程第

五意見案第六号を議題に供し、趣旨弁明を省略、朗読の後委員会の審査を省略して原案のとおり可決、次に日程第六休会決定の件を議題とし、議事の都合により明三月十九日より二十六日まで八日間休会することに決定、午後四時九分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十一年度北海道歳入歳出追加予算案その他につきましてその大要を御説明申し上げます。

まず予算案についてであります、今回提案いたしました予算は、繰越明許に係る国庫補助金等の特定財源に見合う経費について追加の措置を講ずると共に高等学校の道立移管に伴う経費について計上いたしましたのでありまして、その総額は議案第六号及び議案第七号を合わせて

普通会 計

二億三千二百五十二万円

となるのであります。

まず昭和三十一年度歳出予算繰越使用の措置に關連を有する経費として

二億二百九十一万円

を追加いたしました。これは地方自治法の改正の結果会計年度独立の原則の特別措置たる予算の繰越使用に關する制度が改められまして翌年度に繰越使用をしようとする場合確定した財源のあるもののみが従来の所謂繰越使用が認められることになり昭和三十一年度において未収入となります補助金等に見合う歳出につきましては、それが認められなくなりまして昭和三十一年度の追加予算として措置することとなりましたのでこれらの事業執行上支障なきよういたしますため追加しようとするものであり、実質上におきましては別途提案いたしております「昭和三十一年度歳出予算繰越使用に關する件」と一体となるものであります。

これが主なるものとしたしましては、

高等学校費	八百二十七万円
盲ろう学校費	一千二百三十六万円
教育諸費	七百三十七万円
引揚援護対策費	七百八十一万円

肢体不自由児施設費

三百七十八万円

婦人福祉費

二百八十万円

診療所費

百二十万円

伝染病予防費

三百十万円

公営住宅建設費

一千六百九十四万円

林道施設費

三百八十六万円

漁業取締費

三千万円

漁港修築費

二百八十九万円

漁港簡易工事費

一千九十五万円

漁田開発費

二百三十七万円

開墾建設事業費

八百五十万円

未処理用地処理費

三百万円

開墾建設附帯工事費

二百七十八万円

簡易軌道費

百三十万円

篠津地域開発事業費

二百五十五万円

土地改良費

百十万円

耕地整備事業助成費

四百七十八万円

農業用施設災害復旧費

四百二十二万円

災害土木復旧費

三百四万円

道路改良費

六百三万円

永久橋架換費

一千二百九十八万円

道路特別整備受託事業費

二百四十八万円

河川改修費

四百七十三万円

災害関連防砂工事費

八百八十六万円

港湾災害復旧費

百三十九万円

岩内都市復興事業費

百三十四万円

農業試験場整備費

一千三百十万円

等をそれぞれ国庫支出金、負担金、寄附金等の特定財源を引当てて追加計上した次第であります。

次に、高等学校の道立移管についてであります。

町立江部乙、浜屯別、木古内、芽室の各全日制及び定時制高等学校を道に移管

することとし、これが所要経費として

を計上した次第でありまして、これを費目別に申し上げますと

高等学校費

二千九百六十万円

定時制高等学校費

二千六百四万円

教育諸費

二百九十五万円

となるのであります。

以上の歳出に見合う財源といたしましては、

使用料及び手数料

九百八十二万円

寄附金

一千九百六十万円

雑収入

十七万円

を計上し収支の均衡を図つた次第であります。

次に「昭和三十一年度歳出予算繰越使用に関する件」についてでありますが、本件は昭和三十一年度における引当財源の見通し、あるいは資金、資材その他の事情により年度内にその支出を終らないものについて、地方自治法第二百三十六条の二の規定により事件議決を経ようとするものであり只今申し述べました昭和三十一年度追加予算と実質上は一体となつて歳出予算の繰越使用を行おうとするものであります。

次に、河西部川西村及び大正村を廃し、その区域を帯広市に編入するの件並びに茅部郡落部村を廃し、その区域を山越郡八雲町に編入するの件についてであります。が、関係市町村の地勢、交通、経済、文化等住民生活の関連からいたしまして、町村の合併により一層自治の伸展を図ることが期待できるところから過般合併するよう勧告を行つたものでその後関係市町村において協議の結果合併することと円満に意見の一致を見、それぞれの議会の議決を経て申請がありましたので提案いたしました次第であります。

次に北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。が、今回警察法施行令の一部が改正になりましたのに伴い「北海道地方警察職員の定員の暫定措置に関する条例」を廃止すると共に警察職員の定数を見習生を含めて規定しようとするものであり、又「北海道職員定数条例の一部を改正する条例制定の件」はさきに申し述べました高等学校の道立移管に伴い教職員の増員について措置いたしましたのであります。

以上は今回提案いたしました案件につきその大要を申し述べたのであります。が、なお詳細につきましては、御質問に応じ、御答弁申し上げたいと存じます。よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

予算特別委員長報告

私は、過般設置せられました予算特別委員会の委員長として、本委員会に付託せられました案件のうち、議案第二十七号、第七十三号ないし第九十一号、第五号及び報告第一号の二十二件につきまして、その審査の経過並びに結果の概要をご報告申し上げます。

本委員会は、去る十五日に設置せられますや、直ちに委員会を開き、正副委員長との互選を行うとともに議案審査の方法について協議の結果、昭和三十一年度各会計追加更正予算及びこれに関連する議案並びに緊急を要する案件につきましては、年度末も切迫している関係上、すみやかに結論を得て、その執行に支障なからしむべきであるとし、昭和三十一年度予算及びその他の議案より切り離し、これを先議することに決定して一昨十六日にこれらの議案について、慎重なる審議を行つた次第であります。

以下先議いたしました各案件の内容を簡単に申し上げますと、まず緊急を要する案件として、議案第二十七号地方宝くじ発売に関する件は、昭和三十一年度において、一億五千万円の範囲内において、宝くじを発売せんとするものであります。緊急許可手続きを要するものであり、

次に議案第七十三号昭和三十一年度普通会計追加更正予算は、国庫支出金等の確定に伴う補正並びに当面さしおき難い経費等について措置しようとするものであります。その概要は、国庫支出金、起債の確定に伴う経費といたしまして、産業教育施設費、小、中学校費、警察行政費、災害土木費、浅海増殖費、漁港修築費等を追加計上する反面、国庫支出金の決定に伴つて、森林保護費、耕地災害復旧費等について予算の減額措置を講ずるのほか、当面さしおき難い義務的経費その他緊急を要する経費といたしまして、地方職員共済組合給与金、道職員費、警察職員費、援助物資取扱費、道病院会計繰出金、漁業取締船施設費、工業振興対策費、農試試験場整備費等を追加計上しようとするものであり、以上の歳出に見合う歳入といたしましては、道税、地方交付税、分担金及び負担金並びに道債

をそれぞれ追加する反面、使用料及び手数料、国庫支出金、寄附金、繰入金及び雑収入をそれぞれ減額し、その結果、七千七百八十三万九千七百円の増額を行わんとするものであります。

次に議案第七十四号乃至第八十四号の各特別会計追加更正予算は、当面所要の経費に対する追加及び既定経費の減額並びに既定予算の範囲において、収支の実態に即するよう予算更正等の措置を行わんとするものでありまして、これらの措置によつて五千七十七万八千四百円を減額しようとするものであります。

次に、議案第八十五号ないし第九十一号及び第百五号は、三十一年度追加更正予算に關連する起債並びに起債の議決變更に關するものであり、

次に、報告第一号は、昭和三十一年度の予算において、災害土木費二千三百二十万四千五百円、冷害凶作対策費四千七百四十五万八千五百円合計七千六十六万三千円を追加して執行したものと及び災害土木復旧費の起債について、これが議決變更を行つたものについての専決処分報告であります。

しかし、これらの案件に対する審議の過程におきまして、論議せられました主なる点を申し上げます。

道税滞納繰越金累増とこれが徴収対策及び欠損処分の内容、道税中法人事業税の伸び及び調定の見通し、公債費中元利償還金増減の理由とその内容、札幌労働会館敷地借上料の内容、婦人保護費中連絡車購入の問題、室蘭性病病院の土地購入の内容、産業教育施設設備の問題、北海道水産高等学校共同練習船の運営方針と同管理規則の内容、繰出金の内容及び減額の理由、特別会計北海道用品事業費歳出更正予算の内容等の諸問題について熱心なる質疑応答がなされた次第であります。質疑終了と同時にこれらの案件の取扱について、各党より代表者をあげ、意見の調整をはかりました結果、各案いずれも適当なるものと認め、全会一致をもつて議案については、原案可決、報告については承認議決に決した次第であります。

なお、昭和三十一年度予算その他の關係議案については、後日御報告申し上げます。これをもち、昭和三十一年度予算關係議案並びに緊急案件に対する審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

○三月二十七日 午後二時五十六分開議、あらかじめ時間延長を行い、

諸般の報告の後、議長より元道議會議員北林屹郎君去る三月二十六日逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表した旨の報告があつて、午後三時一分一旦休憩、午後四時二十五分再開、日程に入り、日程第一議案第百十七号乃至第百二十号及び日程第二議案第百二十一号を一括議題に供し、知事より追加議案について提案理由の説明を聴取、ついで日程第一のうち議案第百十七号及び第百十八号は委員会の審査を省略して原案のとおり可決、議案第百十九号は農務委員会に、議案第百二十号は文教林務委員会にそれぞれ付託、次に日程第二議案第百二十一号については、委員会の審査を省略して原案のとおり同意議決、次に日程第三議案第百十四号及び第百十五号を議題に供し、麻里総務副委員長（自民）より、委員会における審査の経過並びに結果について報告、議案第百十四号及び第百十五号はいずれも委員長報告のとおり原案可決、次に日程第四休会決定の件を議題とし、議事の都合により明三月二十八日、二十九日の二日間休会することに決定、午後四時三十三分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十一年度北海道歳入歳出追加予算案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

今回提案いたしました予算は、地方交付税一千九百三十一万五千五百円及び増額決定及び国庫支出金二百二十万円の確定に伴い

共済組合給与金 三千二百三十一万円
町村合併促進費 二百二十万円

をそれぞれ追加計上の措置をいたした次第であります。

次に北海道副知事選任につき同意を求める件について申し上げます。

かねて欠員中でありました副知事に内海勝君を選任と認め、ここに提案いたしました次第であります。

何とぞよろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○三月三十日 午後二時四十五分開議、諸般の報告の後、明三月三十一日は休日であるが議事進行の都合により会議を開くことについて諮り、異議なくそのことに決し、午後二時四十六分散会。

○三月三十一日 午後二時五十六分開議、あらかじめ時間延長を行い、諸般の報告の後、日程に入り、日程第一議案第四十一号乃至第四十五号、第四十九号乃至第六十号、第六十二号、第六十三号、第六十六号、第六十九号第七十二号、第九十二号乃至第一百一号、第一百四号、第一百十一号乃至第一百十三号、第一百十六号、第一百十九号、第二百二十号及び会議案第一号を議題とし、麻里総務副委員長（自民）より議案第四十一号乃至第四十三号、第四十九号、第五十一号、第五十八号、第六十六号、第六十九号乃至第七十二号、第九十二号、第一百一号、第一百四号、第一百十六号及び会議案第一号について、佐久間厚生委員長（自民）より、議案第四十四号、第五十号、第五十七号、第六十号、第九十五号について、中野文教林務委員長（社）より、議案第四十五号、第五十二号乃至第五十五号、第九十三号、第九十六号、第二百二十号について、宮坂商工労働委員長（自民）より、議案第五十六号について、朝日農務委員長（協ク）より、議案第五十九号、第九十四号、第九十七号乃至第一百号、第一百十九号について、佐々木建設委員長より議案第六十二号、第六十三号、第一百十一号乃至第一百十三号についてそれぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告、議案第六十六号、第九十七号乃至第一百号、第一百十一号乃至第一百十三号及び第二百二十号は同意議決、その他の議案はいずれも原案可決に決した。次に、日程第二意見案第七号及び第八号を議題とし、両案はいずれも趣旨弁明を省略して原案のとおり可決、午後三時四十分一旦休憩、午後八時四十七分再開、日程第三会期決定の件を議題とし、議事の都合により四月一日より四日まで四日間会期を延長し一日及び二日は休会とすることについて諮り、異議なくそのことに決定、午後八時四十八分散会。

○四月三日 午後二時五十三分開議、諸般の報告の後、あらかじめ時間延長を行い、ついで日程に入り、日程第一昭和三十一年第四回定例道議会より継続審査の議案第二十三号、第四十七号乃至第七十五号を議題とし、時田水産委員長（社）より委員会における審査の経過並びに結果について報告、議案第二十三号は修正議決、その他の議案はいずれも同意議決に決した。次に日程第二議案第六十一号を議題とし、宮坂商工労働委員長（自民）より、委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、委員長報告のとおり原案可決、次に日程第三意見案第九号を議題に供し、趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決、午後三時十三分散会。

○四月四日 午後二時四十九分開議、諸般の報告の後、あらかじめ、時間延長を行い、午後二時五十分休憩、午後十一時三十六分再開、諸般の報告の後、日程に入り、日程第一会期延長の件を議題とし、議事進行の都合により明四月五日まで一日間延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、明日は特に午前一時開議する旨を述べ午後十一時三十七分散会。

○四月五日 午前五時四十三分開議、諸般の報告の後、日程に入り、日程第一議案第一号乃至第二十六号、第二十八号乃至第四十号、第四十六号、第四十七号、第六十六号乃至第一百十号及び日程第二決議案第二号を一括議題に供し、山内予算特別委員長（社）より委員会における審査の経過並びに結果について報告、ついで林議員（自民）より、林議員（自民）外十二名より提出の議案第一号、第十九号及び第三十号に対する修正動議について趣旨弁明があつて、通告の討論に入り、中野（母）議員（社）より修正案に反対、原案に賛成、中山議員（自民）より修正案に賛成、原案に反対、黒松議員（協ク）より修正案に反対、原案に賛成、深山議員（自民）より議案第四十六号に反対の討論の後、無記名投票によ

る採決に入り、議案第一号、第十九号及び第三十号に対する修正案は賛成者少数（賛成四十、反対四十九）にてこれを否決、次に議案第一号、第十九号及び第三十号は賛成者多数（賛成四十九、反対三十九）にて委員長報告のとおり原案可決、次に議案第四十六号は賛成者多数（賛成四十八、反対四十）にて委員長報告のとおり修正議決、その他の議案第四十七号、第九号及び第一百十号は修正議決、残余の議案はいずれも原案可決に決した。次に大島議員（自民）外十二名より提出の議案第二号を問題とし、大島議員（自民）より趣旨弁明があつて、通告の討論に入り、岡田議員（社）より反対、伊藤（作）議員（自民）より賛成の討論の後、起立の方法により採決に入り、起立者少数にて否決、午前七時四十分休憩、午前八時十二分再開、日程に追加し高橋（源）議員（自民）外十三名より提出の議案第六号を議題とし、高橋（源）議員（自民）より趣旨弁明があつて、通告の討論に入り、橋本（達）議員（社）より議案第六号に反対の討論終了の後、宮津議員（自民）より議事進行について発言を求め、橋本（清）議員（社）の発言中不穏当な点があると思われるので速記録を調査のため暫時休憩を求める発言があり、議長（副議長代行）より賛成があるので動議成立、起立による採決を行う旨を宣告したが自民党議員総退場のため、午前八時三十五分一旦休憩、午後二時四十八分再開、あらかじめ時間延長を行い、同二時四十九分休憩、午後六時三十六分再開、橋本（達）議員（社）の発言中一部不穏当と認められる部分を橋本（清）議員（社）の取消し申出によりこれを許可することに就いて諮り、異議なくこれを承認し、なお議長（副議長代行）より議事運営について遺憾の点があつた旨を述べ、ついで泉谷議員（自民）より賛成の討論の後、起立の方法により採決の結果、起立者少数にて本案を否決、次に日程第三昭和三十一年度第四回定例道議会より継続審査の報告第六号を議題に供し、中牧決算特別委員長（自民）より委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、委員長報告のとおり意見を付して認定議決、次に日程第四決議案第三号を議題に供し、趣

旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決、次に日程第五決議案第四号及び第五号を一括議題に供し、いずれも趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決、次に日程第六意見案第十号を議題とし、趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決、次に日程第七請願、陳情審査の件を議題に供し本案は委員長報告を省略し、委員会決定のとおり異議なく決定、次に日程第八閉会中請願、陳情継続審査の件及び日程第九閉会中事務継続調査の件を一括議題に供し、本案は委員会に対しそれぞれ継続審査又は調査を付託することに決し、以上をもつて案件の全部を議了、宮本副議長より閉会の挨拶があつて午後七時八分開会。

予算特別委員長報告

私は、過般設置せられました予算特別委員会の委員長として、ここに、本委員会に付託せられました議案審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託せられました案件は、昭和三十一年度追加予算関係議案及び同専決処分報告並びに昭和三十一年度予算関係議案の六十八件であります。このうち昭和三十一年度追加更正予算関係議案及び同専決処分報告並びに急施を要する宝くじ発売に関する議案等二十二件につきましては、去る三月十八日にその審査の結果についてご報告を申し上げた次第でありまして、今回ご報告を申し上げますのは、昭和三十一年度関係の議案第一号ないし第二十六号、第二十八号ないし第四十号、第四十六号、第四十七号、第六十六号ないし第一百十号の四十六件であります。これらの議案につきましては、各案件を各部所管ごとにわかれ、審査を行うこととして、去る三月十八日より各部所管の審議にはいつた次第であります。

しかし、当初の予定といたしましては、十八日以降二十五日をもつて各部所管の質疑を終了すべく、一応の日程を定め順次審議をすすめてまいつたのでありますが、審議の過程におきまして、諸種の事情から順次日程が繰延べされ次ぎに申し上げますような審議状況をたどつた次第であります。

すなわち、十八日は本会議終了后直ちに教育委員会所管の質疑にはいりました

が、質疑者も多数ありました関係上翌十九日にこれを持ち越し、これが質疑を終了し、二十日の商工部所管も教育委員会所管の場合と同じように質疑者が多数ありました関係上、さらに二十二日にこれを持ち越しのでありますが、商工部所管については、知事に対する質疑が留保された関係から議事の取り運びとして最終の総務部所管の審議に先き立つて、知事に対する質疑を行い商工部所管の質疑を終了することとし、次いで建築部所管の質疑を終了し、二十三日は水産部所管、二十五日は農地開拓部、労働部、公安委員会の各所管、二十六日は林務部所管、二十七日は衛生部所管、二十八日は民生部、農務部、土木部の各所管、二十九日は商工部所管の知事に対する質疑を行うとともに、総務部所管の審議にはいつたのでありますが、議事進行の事情から翌三十日にこれを持ち越し総務部関係残余の質疑を続行いたしました、質疑が終えられず遂に三十一日にこれを持ち越し、各部所管の質疑を終了いたしました次第であります。

この間二十一日及び二十四日の二日間の休日を除き前後十二日間にわたり熱心な質疑応答が行われたのでありまして、新年度開始前予算審議を議了し、執行にいかんなくしめるべく連日努力致した次第であります、遂に年度内成立に至らなかつた次第であります。しかして、三十二年度当初予算の重要性に鑑み、質疑終了とともに十名からなる小委員会を設け、各派の意見調整をはかる等の措置も必要であり、三月三十一日以降本日（に）わたり小委員会において慎重なる審議を遂げ、その結論を本日本委員会に報告がありまして、ここにお手元に配付の報告書のとおり本委員会の結論を得た次第であります。

以上のごとき審議経過をたどつた次第でありまして、この間委員各位におかれては、連日終始慎重にかつ熱心に、時には深夜に及ぶ等その御苦労に對し、この際衷心より敬意を表する次第であります。

今回、本委員会に付託せられました案件は、窮迫せる道財政のもと、昨三十一年度における未曾有の冷害凶作並びに凶漁等のいたでのいえやらの経済的、社会的諸情勢に對処し、昭和三十一年度道行政の方向を決定する普通会計及び特別会計の年間予算総額五百七億一千七十六万六千六百円を初め、これに関連する起債、出資金、貸付金、道税条例及び職員定数条例の改正案等の重要案件にかかるものでありまして、その責務の重大性を痛感された次第であります。

今次予算の性格については、理事者の説明によりますれば、

昭和三十一年度における財政の見通しとして、現状のまま推移した場合公債償還費の増、冷害當農資金利子補給金の増、給与切替に要する経費、昇給昇格による人件費の増、生徒児童の増加に對する教員の増、開発公共事業道負担の増等により、昭和三十一年度最終予算に比し一般財源においてより以上の義務費の支出増が予想され、新規財源賦与額を差引いてもなお七億七千八百萬円の歳入不足を推定される容易ならざる財源不足の事態に鑑み、昭和三十一年度の予算編成に當つては、財政の健全性を堅持するための方途として、

国に對しては所要の財源措置を求めるとともに、道自らも可能な限りにおいて歳入の増収確保と歳出の節減抑制に努めることとし、その手段としてまず、

第一には、昭和三十一年度及び三十一年度の道財政の健全化に關する計画の実効を維持すること、

第二には、昭和三十一年度における新たな対策として歳入面における道税の徴収率を高めること、

第三には、自動車所得税を創設すること、

第四には、税外諸収入率を高めること等の措置によつてそれぞれ歳入の増収を見込むとともに、更に歳出面において普通旅費及び經常的需用費の節減をはかることにより、ここに歳入の増及び歳出の節減を合せ三億八千萬円の財源確保を得る等、その他可能な限りにおいて、単年度における赤字の発生を防止し、財政の健全性を確保するとともに、この限られた財源の範囲において、現下の経済事情より道民の希求する諸施策に對し、経済効果を勘案しつつ予算の編成に當つた旨説明されてゐるのであります。

しかして昭和三十一年度は、本道総合開発第二次五カ年計画の初年度に入る重要段階において、道財政の健全化に意を注ぎつつ道内各種産業の振興をはかり、ひいては道民生活の安定向上に資し得られるかとの見地に立つて、あらゆる角度から委員各位と理事者との間に熱烈な論議がかわされた次第であります。

今ここに各部所管ごとの質疑を通じ、その主なる点を申し上げますと、

教育委員会所管については、教育行政合理化方針の具体的内容、市町村教育委員会運営に關する助言及び指導措置、教育委員会事務局機構改革の構想、教員養成所における新入生募集停止の理由、本道教職員数の全国対比と教職員の資質向上及び補充対策、へき地教育振興に對する年次計画と、教育振興会の活動状況、

学校長の学校管理権の問題、教職員の退職手当算定の根拠と教職員の日直、宿直及び超過勤務手当の支給時期の問題、教職員昇給昇格問題と国家公務員給与改訂問題との関連性、高校入学に対する選考準備の問題、地域的特殊性をとり入れた高校教育の長期計画、学校建築における翌年度事業繰越の見通し及び道立高校老朽校舍改築年次計画の内容、道立高等学校の開口拡張と都市における越境入学対策、高校職業課程整備拡充対策、高校水産実習船の運営費、維持管理費の配分及び漁獲物に対する収入の見通し、高校生の男女共学と風紀との関係、映画の影響等事故発生の原因及び防止対策、高校生家庭科の充実と欠員中の指導主事補充対策、高校PT会費負担増加の問題、小中学校に難聴児童教育施設増設の問題、盲ろう学校入学指導及び啓蒙運動の状況、冷害地における学校給食継続の見通し及び健康診断の実施状況、社会教育の充実及び指導主事再教育の問題、走る公民館増設対策と、一般公民館に対する補助金交付の問題、図書館における図書購入費不足対策、文化財指定及び保護の状況、

商工部所管については、支庁商工課の業務内容と運営方針、貿易会館の利用状況と廃止説の真否、自動車振興会連合会の性格と事業内容、中小企業相談所及び能率指導所の整備と有機的活用対策、商業協同組合の育成強化対策、商店の企業診断実施の現況と経営の合理化指導対策、中央卸売市場設置に伴う近郊市場への影響と市場行政一元化の問題、中小企業と消費生活協同組合との競合に対する対策、中小企業の組織化と中小企業団体法案等の内容及びこれに対する考え方、本道物産の市場開拓と商品価値引上げ指導対策、東南アジア貿易調査費の内容と、地域選定の理由及び対中貿易との関係、香港貿易事務所の現状と実績、日、中第四次貿易協定と本道への影響、信用保証協会保証業務の拡大対策と公定歩合引上げによる影響、中小企業冷害間接被害に対する融資枠消化と道南いか凶漁に伴う金融対策、中小炭鉱つなぎ融資に対する回収状況と見通し、天然ガス開発事業計画の全ばう、低品位乾溜工場設置の問題、工業試験場整備拡充による中小工業技術の向上、機械貸付制度実施による中小企業育成強化対策、地下資源調査の急速なる実施対策、石油資源開発株式会社業務内容と、石油開発対策、青函貨物の海送転移による輸送遅延と対策、空港整備の見通しと北日本航空株式会社の経営内容、観光事業の重点的改善対策

建築部所管については宅地開発の促進、宅地建築研究所における研究の実績、ブロック住宅に対する再検討の問題、道営住宅建設割当の適正、北海道住宅公社

に対する貸付金の内容、

水産部所管については、日ソ漁業協定による北洋鮭鱈漁獲量十二万屯に対する本道関係漁業者には影響と対策、鮭鱈資源維持要綱に対する運営の問題、鮭鱈増殖組合の運営内容と親魚捕獲事業の適正化、領土復帰の場合における漁業対策、沿岸零細漁民救済対策と沖合転かん等具体策、総合開発第二次五カ年計画における漁業振興計画と予算計上の関係、浅海増殖、貝類増殖施設の内容と今後の振興対策、漁家多角経営のための対象漁種と兼業奨励対策、にしん沖刺網漁業に対する紛争防止のための指導取締対策及び小手繰漁業の指導取締対策、道南さば、はねつり漁業に対する道外船規制の問題、たら延縄漁業に対する規制対策、魚田開墾による既入漁者の不振地区対策、道南いか凶漁対策、結氷地域における沿岸漁民の漁業転換対策、十屯未満漁船に対する指導方針、淡水魚に対する増殖対策、鮭鱈ふ化対策と河川その上の親魚密漁対策の徹底、森町にしますふ化場の拡充対策、漁業協同組合再建整備対策及び組合経理に対する指導監査の問題、水産加工振興費の内容と加工業者の育成対策及び製品価値向上の問題、水産物消流対策と卸売市場条例改正の問題、漁業関係融資における開発公庫の利用問題、春にしんに対する金融措置、水産関係機械貸与制度の復活、道漁連貸付金に関連する漁連の経理内容、水産物輸送円滑化の対策、水産物検査費の赤字対策と検査業務の合理化、小樽水族館設置に対する助成方針、水質汚濁防止対策、漁村文化向上対策、

農地開拓部所管については、開拓農家に対する冷害恒久対策の方針、営農不振開拓地振興計画の内容、開墾建設附帯工事及び開拓道路建設工事実施の促進、林地及び開拓地における土地利用区分確立のための総合調整の問題、天北原野開発計画の内容、道南開拓者に対し養蚕事業奨励対策、開拓農協と一般農協との調整問題、上磯町における農地等買収売渡関係訴訟の問題、戦後取得の開拓不用地返還の問題、三十二年度以降における入植実施計画の方針、自作農創設維持資金の運営の問題、開拓保健婦の増員、

労働部所管については、失業対策事業に対する財源措置及び実施計画、賃金実態調査と労働賃金調査研究との関連性、中小企業労働相談所の運営方針、北海道福祉協会に対する指導状況、労働金庫に対する検査、指導の実施方針、道立労働会館建設計画と運営方針、北海道労働会館の腐朽度と運営の現況、公安委員会所管については、自動車激増に伴う交通取締対策、少年犯罪増加に

伴う補導及び取締対策、亮春防止法施行に伴う取締態度及び転業指導対策、冬期間における雪上車及びスキー等機動力の強化、外国人による、犯罪発生状況と登録の現況、沿岸警備の状況、日本海マス流網漁業許可をめぐる問題の取締、各警察署に対する食糧費及び交際費の配付状況、

林務部所管については、森林資源造成事業及び林道新設事業に対する道費上置補助計上の見直し、

木材糖化中間工業試験に対する企業規模採算度合、機械投入時期試験開始時期及び完成の見直し、廃材利用による集荷方法、同事業に対する国庫補助金及び寄附金獲得等の問題、林産加工費中繊維板生産中間試験の規模と同製品の市場価値、緊急造林事業に対する実施計画、奨励苗圃育成対策、樹苗価格安定資金の貸付措置、木材需給と林産業振興対策、松喰虫被害対策、十五号台風による風倒木処理対策、開拓行政と林務行政との競合調整の問題、道立公園費の増額、

衛生部所管については、亮春防止法施行に伴う性病予防対策、乳幼児、老人を対象とする結核予防対策、がん予防研究の成果、財団法人救らい協会の性格と補助の目的、離島における保健衛生施設の拡充強化対策、簡易上水道事業補助打ち切りに伴う現在までの経過と今後の補助見直し、血液銀行と衛生研究所における運営の合理化並びに血液銀行の民間移譲の問題、調理士試験の公平化と栄養士との関係、覚せい剤取締対策、そ族昆虫駆除対策、興業場における換気装置の施行と補助による奨励対策、江差道立病院に看護婦養成所設置の問題、薬用植物研究指導所における研究の成果と廃止理由、医大病院の総務部移管の問題、道病院費会計の赤字解消の見直しと病院運営の合理化、

民生部所管については、国民健康保険事業における赤字対策と直営診療所に対する助成の見直し、消費生活協同組合運営指導の問題、亮春婦の更正対策と業者の転業に対する指導対策、戦没者遺族対策、

農務部所管については、寒地農業振興の確立対策、農家負債整理立法化及び資金措置の見直し、高度集約酪農指定地域に対する収入合理化等育成の問題、貸付牛制度の推進、種馬鈴薯の価格安定等消流対策、農業協同組合、開拓農業協同組合等の育成対策、農業再生産樹立推進委員会の性格と補助金の内容、冷害凶作による共済金支払の状況、農業試験場指定試験事業費の内容と各支場の有効利用対策、道営競馬の振興対策、

土木部所管については、町村道補助費と道道補修費の増額、利礼両島における

道路確保対策、中小上水道補助の復活問題、道内建設業者育成対策、宗谷管内における漁港整備対策、定期命令航路に対する補助の増額、

総務部所管においては、赤字克服に対する知事の決意と財政再建計画の早期樹立、道税予算の算定基礎と道税収入の伸びに対する見直し、事業税の算定と確定申告との関係、道税滞納繰越に対する増徴対策、自動車取得税創設問題及びこれに関連して自動車税滞納繰越の問題、地方交付税見積りの基礎と伸びの見直し、財産売払計画の運用方針、各種工事の事業繰越の原因、総合開発五カ年計画と本年度予算編成の態度、給与延伸条例と国家公務員の給与改訂との関連性、石炭手当免税対策、私立学校振興対策、総合的人事管理の具体的方針、教育委員欠員補充問題、監査委員制度のあり方と道政運用の問題、道職員勤務時間の改訂問題等、現下道政上における緊急諸問題をはじめ将来の対策に關しまして、詳細にわたって熱心な質疑応答が行われた次第であります。

しかして、三月三十一日質疑終了後、各案件の取扱いについて協議の結果、なお慎重なる検討を行い意見の調整をはかるべきであるとして、十名からなる小委員会を設け四月一日より各案件に対する慎重な検討と意見の調整に努めてまいりましたが、遺憾ながら遂に一致点を見出すに至らなかった次第であります。よつて、昨四日に本委員会を開き、小委員長より小委員会の結果についての報告を受け、付託案件の審議にはいりましたところ、議案第一号、第十九号、第三十号及び第四十六号については修正案が提出され、また議案第一号及び第四十六号に対しては附帯決議を、さらに昭和三十一年度予算案に關連し要望決議が提出され、それぞれ趣旨弁明及び討論の後採決いたしましたのであります。その結果、議案第一号昭和三十一年度北海道歳入歳出予算、第十九号昭和三十一年度北海道財産整備資金歳入歳出予算、及び第三十号私立高等学校に対する資金貸付の件につきましては、修正案が少数で否決され、多数をもつて原案可決に決したのであります。

また、議案第四十六号北海道税条例の一部を改正する条例制定の件は、自動車取得税を新たに創設しようとするものでありまして、道財政の健全化を期する見地から我々議員が本議会に議席をもつに至つた昭和三十一年度以来これが健全化計画の立案と実施を要望し、当面単年度赤字解消に努力してきたところであり、昭和三十一年度においては職員昇給延伸措置、単独事業の繰延等一連の赤字解消対策を推進してまいつており、しかも道財政の現況は、公債償還費の累増、冷害

増に伴う教員増員費、開発公共事業費に伴う道費負担の増等により新規の財政需要も増大している折柄道財政の健全性を堅持しつつ行政水準を維持するための自動車取得税の創設もまたやむを得ないものとし、ただ原案の三年という時限条例は、理事者において今後とも財政の健全化をはかるための適切な諸方策を強力に推進して、できるだけ早く財政再建の見通しを概てるべきであり、また、議会としてもあと二年の任期中において少くとも財政健全化の見通しを得るよう努力すべきであるとの趣旨から原案の三年を二年に修正し他の条項はすべて原案のとおりとすることに多数をもつて修正議決いたしましたのであります。

次に、議案第四十七号及び第九号北海道職員定数条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第百十号北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例制定の件の三件につきましては、いずれもその附則が原案においては、「この条例は、昭和三十三年四月一日から施行する。」とありますが、議決の遅れましたことに伴いいずれもその附則を「この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。」ということに全会一致修正議決いたしました。

次に、以上申し述べました議案を除く残余の案件、すなわち議案第二号ないし第十八号、第二十号ないし第二十六号、第二十八号、第二十九号、第三十一号ないし第四十号、第百六号ないし第百八号の三十九件につきましては、普通会計及び特別会計予算中間問題となりました事項に関連のないものの関係議案であり、別異の意見もなく全会一致をもつて原案のとおり可決いたしました次第であります。

次に、本委員会付託議案審議経過及び結果にかんがみまして、議案第一号及び第四十六号に対する付帯決議並びに昭和三十三年度予算案に関連する要望決議が委員会において提出され、審議の結果多数をもつて前者については可決、後者については少数をもつて否決されたのであります。

これより、本委員会において可決された議案第一号及び第四十六号に対する付帯決議についてその趣旨を申し上げ、本委員会決定の趣旨に従って理事者におかれては、充分これが真意をくみ取り、今後の予算編成及び執行において、さらに特段の努力を要請するものであります。これより付帯決議を朗読いたします。

議案第一号及び第四十六号に対する付帯決議

一 行政水準の低下をきたすことなく財政の健全化を図るため適切な諸方策を強力に推進すべきである。特に農業災害融資利子補給金、森林資源造成費及び林道施設費補助金等の義務費は勿論、当面緊急を要する国民健康保険直営診療

施設整備費補助金、開拓農道補修費等の経費は、すみやかに予算化を図るべきである。

二 本道経済の後進性と非近代性による脆弱なる経済的体質改善の基礎をなす農業、漁業及び中小企業の安定対策について更に積極的な施策と予算措置を講ずるよう努力すべきである。

三 自動車取得税の徴税に当つては、誠に適正を期するとともに、道路の整備改良を促進し、いやくとも本税設定により本道開発を阻害せざるよう遺憾なきを期すべきである。

四 低利長期資金の導入並びに農家負債の整理に必要な特別措置を中核とした寒地農業確立対策を強力に推進するための対策本部を設置すべきである。

以上、本委員会付託案件の審査の経過及び結果の概要を申し上げ、私の報告を終ります。

決算特別委員長報告

私は、昨年第四回定例会において設置せられました決算特別委員長として、ここに前議会より継続審査を付託せられました、報告第六号昭和三十三年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件について、その審査経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本委員会は昨年十二月二十六日に設置せられ、翌二十七日委員会を開き、正、副委員長の互選を行うとともに、今後の議事運営を協議いたしました結果、本件は閉会中継続審査に付せられております関係上、一月中旬以降を目途としてこれが審議を開始することとした次第であります。

よつて、本年一月二十六日委員会を開き、先きに決定した議事日程にもとづき、開会へき頭理事者側より、昭和三十三年度各会計の決算の概要、監査委員より同決算に対する審査意見の概要について、説明を聴取いたし、更に今後の審議方法について協議の結果、

第一に決算及び監査意見の概要説明に対する大体質疑を行うこと、

第二に帳簿並びに証拠書類により書面審査を行うこと、

第三に書面審査にもとづき、資料の提出を求め、問題点を抽出して、

第一に商工部、労働部、

第二に衛生部、民生部、

第三に土木部、建築部、

第四に農地開拓部、農務部、

第五に水産部、林務部、

第六に教育委員会、公安委員会、

第七に総務部、

の七部間に分割して質疑を行うこと、最後に意見調整をはかることの日程を定め、一月二十八日以降証拠書類の審査、各部所管に対する質疑を行い、去る二月二十二日をもつて、各部所管の質疑を終結いたしましたのでありますが、本件についてはさらに意見調整の上、結論を見出すため、各党より代表者をだし、二月二十三日より細部の検討と問題点の整理を行つて参つたのでありますが、予算審議日程と重複する等の関係から審議は一時中断され、四月一日に至り結論を得るため五名の小委員会を設け更に掘り下げた検討と各党の調整を図りました結果、全会一致をもつて結論を得るに至り、この結果を、本日の委員会に報告の上、全会一致をもつて、小委員会決定のとおり議決せられた次第であります。

本委員会設置以来、委員会を開催すること前後十四回、これに証拠書類の審査の日数を含め、延べ三十日に及び長期間にわたつたのでありますが、委員各位におかれましては、この間、終始熱心、且つ、慎重な審査に当られましたことに對しましては、この際、衷心より敬意を表する次第であります。

いま、ここに審議の過程において、論議の対象となつた主なる事項について以下簡単に申し上げますと、

第一に、一般事項として、財政健全化に関連して昭和三十年度の実質赤字の内容と今後の見通し、昭和二十九年年度予算未措置、翌年度支払繰り延べ分を三十年年度において措置した内容、教育研究所の適正運営と教職員人事をめぐる教職員組合の意見具申に対する見解、交通取締りについての対策、職員の出張と文書による復命の徹底化並びに出張命令簿、出勤簿の照合整理の問題、昭和二十九年年度決算に対する決算特別委員会審査意見に對し理事者がとつた具体的措置の状況、当該年度における歳入、歳出計数整理期限、経過後の計数整理の状況、

第二に、歳入関係としては、全国比較において道税の徴収率特に滞納繰越分の収入率と欠損処分並びに職員徴税意欲の問題、信用保証協会に対する信用保証及び消費生活協同組合に對する貸付金の回収、償還に関する対策、堤塘、水利等各

種使用料減収に對する措置、国体馬術競技使用馬匹売払い代金未回収の理由、稚蕨栽培試験残量処分の内容と売却代金計上科目の問題、真駒内道有地売却代金の一部繰越の理由、道営事業現場にある家屋処分の方針、塩蔵鮭の売却代金回収の見通しとその内容、漁船用小型機関貸与に對する未回収分の早期回収措置、雑産物売却代金未回収分の徴収対策、

第三に、歳入関係として、道職員費予算不用額と職員新陳代謝の關係及び多額なる予算不用額を生ずる場合の予算措置の問題、旅費諸手当間の費目流用の妥当性、年間予算総支出額に對する出納整理期間中の支出額の割合、教職員日直宿直手当翌年度支払繰延べの問題、衛生会館建設費補助に對する監査委員の監査権限の問題、機械整備費において不用額を生じた理由、意見研究所に對する低賃研究費補助と研究報告の問題、補助事業に對する補助条件の適否並びに効果確認の問題、酪農振興施設費の使途内容、開拓農家、既有農家に對する貸付牛子返しの問題、草地改良地区に對する機械購入費配分の問題、代行事業実施の実態、建設事業と設計の適否、建設業登録と開拓農協の工事請負適否の問題、漁港簡易工事並びに浅海増殖事業の翌年度繰越の理由、自転車競技特別会計において費目流用による乗用自動車購入の妥当性の問題

第四として監査委員の決算審査に關する問題、

以上の諸点について論議がかわされた次第であります。しかしてこれらの諸点について意見調整の結果満場一致をもつて、次に申し上げる意見を附して、昭和三十年度各決算は、これを認定することとしたのであります。すなわち決算に附帶する意見として、一般事項につきましては、昭和三十年度普通会計決算は、歳入総額四百二十三億二千五百六十八万八千八百六十四円、歳出総額四百九億六千四百七十四万五千四百十円、差引十三億五千五百八十二万三千四百五十四円となり、これから翌年度事業繰越九億一千二百六十六万百円を控除した四億四千三百六十六万三千三百五十四円が純剰余金なりとしているが、三十年度に属する翌年度支払繰延額六億四千三百九十五万九千五百八十二円及び真駒内土地売却代金の財源充当額一億円を差し引く場合、三億二十九万九千五百八十二円の実質赤字を生じたものであつて、まことに遺憾である。財政健全化に關し慎重なる配慮と努力を払うべきであること。

第二に当該年度における歳入歳出計数整理は、六月三十日限り完了すべきものであることは、法の示すところであり、前年度は八月十一日であつて議會はこれを指摘し、遺憾の意を表したにもかかわらず、三十年度決算においては、前年度

より更に十二日間延長し、八月二十三日まで約二カ月間遅延したことは、地方自治法施行令第六十二條に違反したものであること。

歳入につきましては、

第一に、道税中滞納繰越分十三億七千三百九十二万七十一円に対し収入済額は三億一千六百八十二万二千七百九十八円となっており、その収入比率は僅かに二三%に過ぎず、更に、不納欠損の額は二億四千二百六十万三千二百二十二円之多額を示しており、このうち時効完成のものは、一億四千五百七十八万二千三百九十六円の六〇%を占め依然不納欠損の半を超えていることは遺憾である。積極的な整理措置を講ずべきであること。

第二に、道が信用保証協会に対する損失の補償額は、昭和三十年度まで二億三千七百七十七万二千七百五十四円であるが、その回収総額は三千七百七十七万七千七百七十六円であつて僅かに十五・六%に過ぎず、又消費生活協同組合に対する貸付金収入は、百五十万二千二百二十二円の未納があり、その中には休止状態の組合、あるいは相当長期未納となつていいるものがあることは遺憾である。すみやかに完全回収並びに償還の措置を講ずべきであること。

歳出につきましては、

第一に、労政課において二月末から三月末まで一カ月間における職員の出張は、一人平均十四日、延日数六百六十三日に達しており、特に月末の二十七日には、職員四十一名中の大半たる三十一名が出張していることは、課の機能を停滯せしめ、且つ、予算の効率的執行とは認められない、自今充分注意すべきである。又出勤簿、出張命令簿の整理は杜撰である。完全な整理をなすとともに、出張の場合文書復命の徹底をはかるべきであること。

第二に、教職員の日直、宿直手当一千六百五十一万余円を翌年度へ支払繰延をしたことは支出の年度区分を誤るものであり、且つ、昨年の決算審査意見においても指摘されたものであつてまことに遺憾である。今後充分注意すべきであること。

第三に、既存農家並びに、開拓農家に対する昭和二十四、二十五年貸付牛の子返しは、義務期間満了したものであつて、未完了のもの三百五十頭となつていいる。これが返還促進をはかるべきであること。

第四に、農地開発建設代行工事について会計検査院が行つた実地検査の結果工事費の積算過大、工事粗漏、出来高不足等の指摘を受けていることははなはだ遺憾である。

憾である。

これらは工事施行にあつて請負人の選定に慎重を欠いたことと事前調査及び施行検定等が不十分である結果と認められる。なお、開拓農協が建築業法登録を有する建設業者に下請している事実のあることは妥当でない。

今後充分注意すべきであること。

第五に、漁港簡易工事並びに浅海増殖事業中、翌年に繰越したものが相当あり、年度内施行するよう努力すべきであること。

第六に、特別会計自転車競技費中備品費三十万円を計上し、他の費目より百五十万円を流用、計百八十万円をもつて乗用自動車を購入していることは、予算議決の意思を無視したものであるといふべく、妥当な措置ではないこと。以上十項目の意見を附し、且つ、これらの項目に指摘した点、及び監査員の審査意見において、失当と指摘された条項は、適当なる内容とは認められない、ゆゑに自今の執行にあつては充分注意すべきであると警告することの総体的意見を附することとした次第であります。以上本委員会における審査の経過及び結果の概要について御報告を終わります。

決議・意見書

決議案第一号

(昭和32・2・26可決)

冷害凶作救援に対する感謝決議

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十二年二月二十六日

提出者

議員

同

中山 信一郎
西島 順三

議長 荒 哲 夫 殿

同	同	同	同	同	同	同
深山和園	川村清一	河野辰男	高橋石松	川瀬徳三郎	天谷平信	和平方治

冷害凶作救援に対する感謝決議

昭和三十一年の冷害による未曾有の大凶作に対しましては、各都府県より早速多額の救援金品を賜り更には遠く海外友邦諸国からも多量の救援物資を寄せられ、まことに感謝にたえない次第であります。

今次冷害は昭和二十八年以降相次ぐ連年災害の後をうけたため、全道農民の経済は全く危殆に傾し、また中小商工業者その他各方面に深刻なる影響を及ぼしたのでありますが、政府並びに国会の強力なる救済措置、各方面から寄せられた絶大なる御激励御援助により一応人心の安定をみ、農民生活の危機を脱したのであります。

道民は尚後なお一致協力し冷害克服のため寒地農業の確立に一層の努力を払わんとするものであります。

ここに北海道議会の決議をもつてつつしんで感謝の意を表します。

北海道議会

決議案第二号

(昭和32・4・5否決)

昭和三十二年度予算案に関連する要望決議

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十二年四月四日

提出者 議員 大 島 三 郎

議長 荒 哲 夫 殿

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
林謙二	高橋源次郎	川口常一	沖野政雄	山中元ミヨ	伊藤牧一保	福島新作太郎	本多吉良	松尾三良	阿部英一
深山和園	阿部英一	山和園	松尾三良	本多吉良	福島新作太郎	伊藤牧一保	山中元ミヨ	沖野政雄	川口常一

昭和三十二年度予算案に関連する要望決議

一 (予算編成及び執行に関する事項)

(一) 森林資源造成費及び林道施設費補助金、農業災害融資利子補給金、信用保証協会補償金等の義務的経費については、速かにこれが予算措置を講ずべきである。

(二) 簡易上水道市町村補助金及び国民健康保険直営診療施設整備費補助金については、関係町村との間に道費補助分割支払の約束済みのものであつて、かつ事業執行済みのものであるので、急速にこれが予算措置を講ずべきである。

(三) 当面緊急を要する簡易軌道補助金、開拓地農道補修費補助金及び開墾建設附帯工事費補助金等に対する経費については、速かにこれが予算の増額措置を講ずべきである。

(四) 中小企業の振興をはかるための中小企業設備合理化の推進を期せしめるため、速かに機械購入費及び貸付金の増額措置を講ずべきである。

(五) 木材糖化中間工業試験費については、国庫補助金及び地元寄附金の確定をまつて実施すべきである。

北海道議会時報第9巻第4号(昭和32年第1回定例道議会)

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
岩 兒 笠 井 窪 天 村 舟 林 中 泉 堀 大 塚 二 太
本 玉 井 口 田 谷 本 木 山 谷 田 石 田 瓶 田
政 由 幸 久 長 平 政 謙 信 順 利 庄 榮 益
一 一 衛 み 松 信 信 侃 二 郎 治 毅 雄 平 吾 夫

一 総合開発調査特別委員会の調査経費は、昭和三十二年度中三百万円以内とする。

二 昭和三十一年十月九日議決した総合開発調査特別委員会の調査事項に関する決議中別紙

(一) 昭和三十二年北海道開発予算の増額及びこれに附随する各種の調査並びに総合開発第二次五カ年計画の確立及び推進に関する調査を行う。」を、

(一) 北海道開発予算及びこれに附随する各種の調査並びに総合開発第二次五年計画の確立及び推進に関する調査を行う。」に改める。

総合開発に關する調査經費を必要とする外調査事項を改め委員會の運営上遺憾なきを期するため本案を提出する。

道南いか凶漁対策特別委員会調査経費に関する決議

昭和三十一年四月三日

[illegible]

道南いか凶漁対策特別委員会調査経費に関する決議

道南いか凶漁対策特別委員会の調査経費は、昭和三十二年度中二十万円以内とする。

昭和三十二年においても道南いか凶漁対策に関する調査を継続するため、

これが調査経費を必要とする。

決議案第六号

(昭和32・4・5 否決)

東南アジア視察旅行中止勧告に関する決議

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十二年四月五日

提出者

議員	提出者
高橋源次郎	同
林謙二	同
阿部英一	同
川口常一	同
福島新太郎	同
佐々木利雄	同
山元ミヨ	同
沖野政雄	同
伊藤作一	同
中牧保男	同
大久保和男	同
深山和男	同
大沢重太郎	同
杉本栄一	同

議長 荒 哲 夫 殿

東南アジア視察旅行中止勧告に関する決議

本議会は知事を議長として近く行わんとしている東南アジア視察旅行は貿易振興上何等実効を期し難いと認める。

而して同地域に対する貿易振興についてはバイヤーの招致、産業経済人による貿易視察団の派遣、見本市の開催等の措置が先行すべきである。

よつて本議会は、道財政の現況に鑑み知事を議長とする視察旅行は、これを中

止するよう強く勧告する。

右決議する。

意見案第一号

(昭和32・3・7 原案可決)

青函隧道着工促進に関する意見書(陳情書)

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十二年三月七日

提出者

議員	提出者
岩田留吉	同
太田益夫	同
二瓶栄吾	同
笠井幸衛	同
堀田毅	同
泉谷順治	同
窪田松平	同
中田信一	同
塚田信二	同
井口信二	同
村本信二	同
林谷謙信	同
天谷平信	同
舟木平信	同
大石平信	同
児玉雄一	同
岩本政一	同

議長 荒 哲 夫 殿

青函隧道着工促進に関する意見書(陳情書)

一 北海道総合開発に伴う青函輸送の増大に対処するとともに、北海道・東北地

北海道議会

(理山)

しかしして、青函間を通過する旅客及び貨物は、年々増加の一途をたどり、最近における年間輸送実績（上り、下り）についてみると、旅客において二百三十万人、貨物においては四百四十万トンに達し、対昭和十一年度指数は、それぞれ「三五六・四〇二」を示すに至り、さらに、十年後の輸送を推定するならば、上り通過のもののみにも旅客は百九十万人、貨物は三百九十万トンにも達するものと見込まれ、今や青函間の輸送対策は、緊急増強を要する段階に到達したのである。殊に交通安全の見地から、本隧道の必要なことは万人の認めるところである。

北海道議会議長 荒

哲夫

內閣總理大臣	北海道的開發局長
大藏大臣	衆議院議長
運輸大臣	參議院議長
通商産業大臣	日本國有鐵道總裁
建設大臣	國有鐵道札幌工務局長
労働大臣	國有鐵道北海道支社長
經濟企画庁長官	國有鐵道盛岡工務局長
北海道開発庁長官	國有鐵道東北支社長

各
通

（行政庁以外は陳情書とする。）

(昭和32・3・7原案可決)

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年三月七日

提出者

議員

議 長 荒 哲 夫 殿

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	議 員
岩	児	大	舟	天	林	村	井	塚	中	窪	泉	堀	笠	二	太	蒨	朝 岩
本	玉	石	木	谷		本	口	田	山	田	谷	田	井	瓶	田	田	日 田
政	由	利		平	謙	政	急	庄	信	長	順		幸	栄	益	余	留
一	一	雄	侃	信	二	信	み	平	郎	松	治	毅	衡	吾	夫	吉	昇 吉

北海道農業振興確立に關す意見書（陳情書）

北海道農業の振興を図り、管農の安定を期するため、寒地農業経営の確立に必要な低利長期資金の導入並びに連続的災害により累増せる農家負債の整理に必要な特別立法措置を講ぜられたい。

北海道の農業は、温暖地帯の農業経営と異り、その大部分は寒冷地特殊気象地帯に属し、その経営形態は混同農業又は主畜農業経営方式に転るべきである。

然るにこの経営方式は多額の資本投下を必要とするものであるため、本道の経営基盤の脆弱な畑作農家は、現行の財政投融资の方法を以つてしては斯る経営方式の確立は極めて困難な状態にあることに鑑み、国においては北海道農業の振興を図り、農業経営の安定を期するため長期低利資金の導入に必要な特別立法措置を講ぜられたい。また畑作農家、水田農家を問わず最近における連続的な災害による負債の累増は、農家経済を危殆に陥せしめ農業の発展を阻害する重大な要因となつてゐる現状にあるので、これが負債をすみやかに解消するため、負債整理に必要な特別立法措置を講ぜられるよう要望するものである。右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

參議院議長	衆議院議長	北海道開発局長	北海道開発庁長官	経済企画庁長官	食糧庁長官	通商産業大臣	農林大臣	大蔵大臣	内閣総理大臣
-------	-------	---------	----------	---------	-------	--------	------	------	--------

各通（行政庁以外は陳情書とする。）

意見案第三号

(昭和32・3・7原案可決)

未開発地文化厚生事業の促進に関する意見書（陳情書）
右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年三月七日

議員 岩田留吉

議長 荒 哲 夫 殿

未開発地文化厚生事業の促進に関する意見書（陳情書）

一 北海道における未開発地の文化厚生事業が著しく立ち遅れていることは、北海道総合開発の一大隘路である。これが対策として左の事項を内容とする「未開発地文化厚生事業振興特別措置法」の実現について特段の配慮を願いたい。

(一) 保健衛生事業の整備拡充について（特に病院、開発保健所、開拓診療所、開拓保健相談所、飲料水施設、開拓医、開拓保健婦、開拓助産婦）

(二) 住宅施設の整備拡充について（特に開拓者住宅、教員住宅）

(三) 教育施設の整備拡充について（特に小学校、中学校、屋内体操場）

四 電力、通信施設の整備拡充について（特に電気導入、風力発電、共同聴取施設、簡易郵便施設）

(四) 開発指導センター（研修世話所）の創設について（特に生産指導、生活指導）

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 議
員
岩 兒 大 舟 天 林 村 井 塚 中 窪 泉 堀 笠 二 太 岩
本 玉 石 木 谷 本 口 田 山 田 谷 田 井 瓶 田 田
政 由 利 平 謙 政 久 庄 信 長 順 幸 榮 益 留
一 一 雄 侃 信 二 信 み 平 郎 松 治 毅 衛 吾 夫 吉

導)

(理由)

北海道の未開発地帯における住民は交通の便に恵まれません、子弟を教育する学校にもこと欠き、開発の原動力である労働力を維持するための医療機関もなく、また生活に欠くことのできない電力通信の施設もなく、積雪寒冷の地にふさわしからざるバラック住宅の生活を続けている。

しかしながら、これらの地帯の府県にあるべき地とは趣を異にし将来への発展性をもつ開発上の前線基地であり今後の開発が期待されている。

この本道における未開発地を急速に開発するためには現在の如き全国一律の文化厚生事業に対する規程では、その成果を期待することは極めて困難である。

したがって未開地における文化厚生事業振興特別措置法を制定し、本道の未開地における文化厚生事業に關し国営事業の拡大、補助事業の拡大、単価補助率の引上、融資枠の拡張並びに条件の緩和、運営費に対する助成等がなされるよう特段の配慮を願いたい。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長

哲夫

内閣総理大臣 労働大臣
大蔵大臣 建設大臣
農林大臣 北海道開発庁長官
文部大臣 経済企画庁長官
厚生大臣 北海道開発局長
通商産業大臣 日本電信電話公社総裁
運輸大臣 衆議院議長
郵政大臣 参議院議長

各通

(行政庁以外は陳情書とする。)

意見案第四号

(昭和32・3・9 原案可決)

日ソ漁業交渉に関する要望意見書 (陳情書)

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年三月九日

提出者

議員 時田政次郎

同 阿部英一

同 黒沢与衛作

同 沖野政雄

同 高橋源次郎

同 川村清一

同 川瀬徳三郎

同 岡田義雄

同 松平武一

同 井野正一

同 川端元治

議長 荒哲夫 殿

日ソ漁業交渉に関する要望意見書 (陳情書)

本年度北洋海域における鮭鱒流網漁業に対しては、昭和三十一年、昭和三十一年度における実績船の全船就業及び、その経営安定のための漁獲量確保方について、日ソ漁業委員会の交渉においてこれが実現を期されたい。

(理由)

昨秋以来日ソ両国間における国交正常化の進展に伴い、遂次両国間における諸種懸案事項解決のきざしを見ているが、その一環として本年度北洋海域における鮭鱒流網漁業の漁獲量とこれに關連する諸事項の細部取きめのため、目下日ソ両国間の北西太平洋日ソ漁業委員会が開催され、これが結論を打ち出すべく両国代表間において連日討議が重ねられているが、北洋鮭鱒漁業の開発に伝統を有し、且つ経済安定のため本漁業に依存度の高い北海道としては、本会議の進行状況に対し大なる期待と関心を払っている。

而して、今日まで同会議の推移を見るに両国代表間の意見が対立し、会議行きづまりをきたすが如き状態にあることは、まことに遺憾にたえないところである。

このことは、前述の如く北洋漁業に出漁する独航船並びに漁業労働者、更に

は関連産業等本漁業の成否如何が経済事情に重大影響をもたらす北海道としては、最近に至り不安焦慮の聲が高まつている。

よつて、本年度北洋海域における鮭鱈流網漁業に対しては、昭和三十一年度における実績給の全船就業、及びその経営安定のための漁獲量確保方について、日ソ漁業委員会の交渉において、これが実現を期されたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
農林大臣
外務大臣
内閣官房長官
水産庁長官
衆議院議長
参議院議長
衆議院農林水産委員長
参議院農林水産委員長

各通（行政庁以外は陳情書とする）

意見案第五号

（昭和32・3・15原案可決）

北海道本州間補助航路（船舶）に関する意見書（陳情書）

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年三月十四日

提出者	議員	宮坂 寿美雄
同	同	森川 清
同	同	道下 美作
同	同	伊藤 作一
同	同	山西 吉一
同	同	山本 英一

議長	荒 哲 夫 殿	同	同	同	同	同	同
		舟木 侃	橋本 清次郎	新川 輝隆	鈴木 源重	大島 三郎	同

北海道本州間補助航路（船舶）に関する意見書（陳情書）

一、北海道、本州間の貨物輸送量の激増に対し、青函航路の輸送能力はすでに飽和状態であり、かつ、青函連絡の急速なる増強はきわめて至難なる現状にある。その結果は、膨大なる滞貨を生ぜしめるとともに本道産業の伸展に重大なる影響を及ぼしている実情にあるので、この際輸送力の増大をはかるためすみやかに左記補助航路を開設せられたい。

記

（一）函館、大洞間（船舶）補助航路
（二）室蘭、大洞間（船舶）補助航路
（理由）

北海道総合開発の伸展に伴う本道、本州間の貨物輸送量は近時ますます激増の一途をたどり最近における青函航路の年間輸送実績は四百四十万トンに達し、対昭和十一年度指数は四〇二を示すに至っている。

しかして、この貨物量に対する輸送能力はすでに飽和状態の域を越えており、その結果は膨大なる滞貨を招来せしめ、当局のなみなならぬ努力にもかかわらず、年年増加の傾向を示している。すなわち昭和三十年二月末における本州向け貨物の滞貨は約十萬トンであつたが、同三十一年二月末には約十四萬トン、同三十二年二月末には約十七萬トンに達するに至つた。

最近政府において、これが解決をはかるため、青函隧道及び上野、青森間の復線化（昭和三十六年度完成）について計画中であるやに仄聞しているが、本計画はいづれもとせまれる現在の輸送力増強に役立ち得ないものであり、今にしてこれら滞貨を一掃し、輸送力増大の措置を講じなければ、重要物資並びに生活必需品物資の生産消流を阻害するばかりでなく、本道産業の活動をも停

滞せしめ、民生安定に重大なる影響を与えることが憂慮せられるのである。

よつて、政府においては、すみやかに本州との連絡上最も近距離（例えば函館、大洞間のごときは僅か一時間で連絡可能）に位置する前述の補助航路開設の措置を講ずるとともに、海運転移に対する施策をはかる等、輸送の万全を期せられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
大蔵大臣
逓輸大臣
通商産業大臣
建設大臣
北海道開発庁長官
経済企画庁長官
衆議院議長
参議院議長
国鉄総裁
国鉄北海道支社長

各通（行政庁以外は陳情書とする。）

意見案第六号

（昭和32・3・18原案可決）

近海漁業暫定協定締結に関する要望意見書（陳情書）

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十二年三月十八日

提出者

議員	時田政次郎
同	阿部英一
同	黒沢与衛作
同	沖野政雄
同	高橋源次郎
同	川村清一

議長 荒 哲 夫 殿
同 川 頼 徳 三 郎
同 岡 田 義 雄
同 松 平 武 一
同 井 野 正 揮
同 川 端 元 治

近海漁業暫定協定締結に関する要望意見書（陳情書）

政府は、北海道の東部及び北部の色丹、齒舞諸島、千島列島、南樺太沖合周辺に対し、本道沿岸零細漁民が平和經に適切なる範圍まで接岸操業し得る態勢を確立する目的をもつて、日ソ平和条約締結に至るまでの期間における暫定措置として、近海漁業の暫定協定締結のため、即時外交交渉を開始され、その実現を期せられたい。

（理由）

昨年十二月、日、ソ共同宣言批准交換により、ここに、両国間の外交関係が正常化し、大使の交換並びに北洋漁業条約取りきめに対する両国漁業代表による交渉等、その他両国間における諸種の懸案事項を逐次解決のきざしをみるに至つたことは喜びにたえないところである。終戦以来十有余年、日、ソ両国の友好的国交の回復を基調とし、ひたすら領土の復帰と近海漁業安全操業の確立を希求し、これが実現のため要望を続けてきた北海道の東部並びに北部に面する沿岸漁民は、近時日、ソ両国間における国交正常化に関する急速な進展に対し、重大関心をもつてその成果を期待している。

しかして、これら関係地域と、本道との最短距離は、齒舞諸島では四海里、貝殻島では二海里、南千島では十海里、南樺太との間は二十海里余にすぎず、これら各海域は、従来関係沿岸漁民にとつて地先海面にもひとしく、生活の場としての最重要漁場となつていた。

しかるに、戦後、これら狭き海域に對し、ソ連は、領海十二海里説のもとに、操業区域に一大制約を加えるに至つたが、このことは、関係沿岸漁民に對し生活権を奪うにもひとしい致命的打撃を与え、ために、拿捕の危険を冒しつつも、生活維持のためあえて出漁を余儀なくされ、その結果として、拿捕

抑留の国境悲劇を繰り返している実情であり、その件数は今日まで膨大な数となつてゐる。幸い、昨年末抑留漁民の多くは送還されたが、漁船、漁具に至つてはそのほとんどが没収されておゐり、関係漁民の多くは零細漁家であるため、一たび拿捕抑留及び漁船、漁具等の没収に遭遇した場合は、再起不能に陥る実情であつて関係漁民は血の叫びをもつて、これが早期解決を強く要望している。

よつて、政府においては、北海道の東部及び北部の色丹、歯舞諸島、南千島列島、南樺太周辺に対し、本道沿岸零細漁民が平和裡に適切な範囲まで接岸操業し得る態勢を確立する目的をもつて、日、ソ平和条約締結に至るまでの期間における暫定措置として、近海漁業の暫定協定締結のため、即時外交交渉を開始され、その実現を期せられたいのである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
外務大臣
農林大臣
衆議院議長
参議院議長
水産庁長官
内閣官房長官
衆議院農林水産委員長
衆議院農林水産委員長
参議院農林水産委員長
参議院農林水産委員長

各通（行政庁以外は陳情書とする。）

意見案第七号

（昭和32・3・31原案可決）

過年度災害復旧工事に対する国庫負担金早期交付に
関する意見書（陳情書）

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十二年三月三十一日

提出者

議員	佐々木利雄
同	中野与作
同	児見山増夫
同	秋山孝太郎
同	宮津柊太郎
同	川口常一
同	糸川章夫
同	渡部勇雄
同	遠藤英吉
同	高橋石松
同	和平千治
同	中牧千侯
同	本多吉江

過年度災害復旧工事に対する国庫負担金早期交付に
関する意見書（陳情書）

昭和二十六年より昭和三十一年までの災害復旧工事につき、すみやかに国庫負担金交付措置を講ぜられ、過年度災害復旧工事の完了を期せられたい。

（理由）

北海道における災害復旧工事は、昭和二十六年発生災害以来、昭和三十一年災害まで、総事業費にして約八十五億円（国費六十九億円）であるが、これに對する昭和三十一年度までの国庫負担金は約四十五億円であつて、現在なお約二十四億円の未交付分がある。

このため、急施を要する災害復旧工事については、窮迫せる地方財政状態の中から、やむなく立てかえ竣工した額は市町村において三億八千余万円に上り、市町村においては、これについて極力財政操作を圖つたけれども、一億八千余万円（国費一億五千万円）の操作については全く困難となり、重大支障を來たしているばかりでなく、昭和三十一年度において急速施工を要する工事は、道十三億二千万円、市町村六億一千万円、合計十九億三千万円（国費負担分十五

意見案第九号

(昭和32・4・3原案可決)

日中貿易促進に関する意見書 (陳情書)

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年四月三日

提出者

議員	宮坂	壽美雄
同	森川	清
同	道下	美作
同	伊藤	一作
同	西野	吉一
同	山本	英一
同	舟木	侃
同	橋本	清次郎
同	新川	輝隆
同	鈴木	源重
同	大島	三郎

議長 荒 哲 夫 殿

日中貿易促進に関する意見書 (陳情書)

日中貿易を促進し、地方産業経済の振興をはかるため、すみやかに左記の諸点について適切な措置を講ぜられたい。

記

- (一) 国連加盟に伴い、この際早急に日中両国の国交回復の実現に努力されたい。
- (二) コム並びにチンコムに禁輸撤廃に努力されたい。
- (三) 中華人民共和国通商代表部設置の実現に努力されたい。
- (四) 第四次日中貿易協定の締結に積極的努力を払われたい。

(理由)

古来日中両国は、善隣友好、唇齒輔車の關係にあり、戦後久しきに亘つて両国間の通商貿易の正常化がさげばれているとき、政府においては最近その経済政策の中で、日中貿易の促進については積極的態度を表明していることは、過去において日中貿易に多くを依存していた北海道として、本道産業の振

興上大いに期待しているところである。

しかも中国においては、現在第二次五カ年計画が実施されようとしており、この際中国との間に長期かつ、計画的な取引が進められることになれば、両国の貿易量は飛躍的に増大し、本道特産物の輸出も大いに伸張することは明らかである。

しかしながら両国の貿易促進に大きい障害となつてゐるコム・チンコムに禁輸措置がいぜんとして存在している限り、その正常化と発展を期することは到底不可能であるばかりでなく、世界の激しい対中国貿易競争からも脱落し、我国産業経済の発展に甚大なる影響を及ぼすことは必至である。

よつて、国においては、この際日中貿易を促進し、地方産業の振興をはかるため、すみやかに前述せる諸点について適切な措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長

荒

哲

夫

- 内閣総理大臣
- 大蔵大臣
- 外務大臣
- 通商産業大臣
- 経済企画庁長官
- 内閣官房長官
- 衆議院議長
- 参議院議長

各通 (行政庁以外は陳情書とする。)

意見案第十号

(昭和32・4・5原案可決)

日・ソ通商協定締結に関する意見書 (陳情書)

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年四月四日

提出者 議員 宮坂 壽美雄

目・ソ通商協定締結に関する意見書（陳情書）

北海道貿易産業の振興をはかるため、日・ソ共同宣言及び通商航海条約議定書の趣旨に従い、すみやかに日・ソ通商協定を締結されるよう措置されたい。

(理由)

北海道産業経済の発展は、ソ連邦との正常なる経済交流の増進によるところをきわめて大なるものがあり、日・ソの通商再開については、本道経済界はもちろん、道民あげて熱望しているところである。

幸いにして 昨年末日・ソ間の国交が回復され、日・ソ貿易の伸展に明るい期待がもたれたのであつたが、日・ソ共同宣言及び通商航海条約議定書において約束せられた通商協定がいまだに締結されておらず、しかも、ソ連邦が、日・ソ国交の回復を機として、対日貿易の拡大を強く要望しているにもかかわらず、これに対し何ら積極的な態度を示さず、いたずらに通商協定の締結を遅延していることは、まことに遺憾にたえないところである。

よつて、国においては、この際、日・ソ貿易を促進し、地方産業の振興をはかるため、すみやかに日・ソ通商協定を締結されるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

參議院議長	衆議院議長	內閣官房長官	法務大臣	大藏大臣	通商産業大臣	外務大臣	內閣總理大臣
-------	-------	--------	------	------	--------	------	--------

各通（行政庁以外は陳情書とする。）

各派交涉会

○二月二十六日

午前十一時四十五分、各派交渉室において開議、午後二時三十分散会。

① 会期は、三月三十一日まで三十四日間に決定、議事のすすめ方については、二月二十八日より三月六日まで一週間休会、代表質疑は二日間を予定し引き続き一般質疑に入り、予算特別委員会の審査は一週間、予算調整に四日間みて二十七日頃までに議了することを目標とすること。

② 昭和三十一年第二回定例道議会より継続審査の議案第二十一号北海道税条例の一部を改正する条例案の取扱いについては、本日理事者より撤回の申し出があるので一応委員会における審査の経過について中間報告を行い、一旦休憩の後撤回を諮る。

③ 知事より冷害凶作対策に関するその後の経過報告を聴取する。

④ 冷害凶作救援に対する感謝決議を上程して議決することに決定、文案については、更に協議することとし、午後零時十分休憩、同二時二十八分再開。

⑤ 冷害凶作救援に対する感謝決議は、趣旨弁明を省略して議決することとし、文案は配付の文案のとおり決定。

⑥ 議案第二十一号は、知事より撤回の申し出があり、日程に追加して撤回を承認することに決定。

○二月二十七日 午後一時四十七分、各派交渉室において開議、午後六時四十六分散会。

① 議事のすすめ方について、意見がまとまらず、午後二時四十分頃再開して協議することとし、午後一時五十分休憩、午後二時四十分再開。

② 取りあえず時間延長のみを行うこととし、午後二時四十七分休憩、午後四時二十六分再開。

③ 議事のすすめ方について、意見がまとまらず、午後四時二十八分休憩、午後四時三十四分再開。

④ 議事のすすめ方について意見がまとまらず、午後四時三十五分休憩、午後六時三十五分再開。

⑤ 知事より、施政方針及び提案説明を、教育長より、教育方針を聴取することに決定。

○三月七日 午後二時三十分、各派交渉室において開議、午後四時二十分散会。

① 社会、労農両党の統一に伴う議席数異動の届出があり、本日議席の変更を行うことに決定。

② 本日の議事は、追加提案の議案三十三件及び報告一件について知事より提案理由の説明を聴取すること。

③ 次に意見案第一号乃至第三号をそれぞれ趣旨弁明を省略して議決の後一旦休憩することとし、午後二時四十分休憩、午後四時十一分再開。

④ 追加提案に対する質問準備のため明日休会することに決定。

⑤ 代表質疑は社会、自民、協クの順に行うこととし、本日は代表質疑を行わず明後日より行うことに決定、一般質疑の通告は再開日に提出することを了承した。

○三月九日 午後一時十四分、各派交渉室において開議、午後一時四十分散会。

① 林議員（自民）より通告の「春季闘争」に関する緊急質問の取扱いに關して協議のため暫時休憩、午後一時二十六分再開。

② 林議員（自民）の緊急質問は代表質疑に入る前に行うこととし、引き続き代表質疑を行い、本日は高田議員（社）一名のみ行うことに決定。

③ 水産委員会より提出予定の意見案は各党で意見をまとめた後、委員会において決定の上、代表質疑に引き続き上程して議決すること、を了承。

○三月十一日 午後一時二十一分、各派交渉室において開議、午後一時二十八分散会。

① 井口議員（社）より通告の「米軍による真駒内キャンプクロード内に惹起した日本人女子寮搜索事件並びに千歳キャンブ内日本人ボーイラーマンの勤務条件の制限問題」及び松尾議員（自民）より通告の「日本海ます流網試験操業船の許可問題」についての緊急質問は、代表質疑の前に行うことに決定。

② 本日の代表質疑は、岩田議員（自民）一名のみ行うことに決定、なお長時間にわたる場合は適当な時間に休憩することとした。

○三月十二日 午前十一時二十一分、各派交渉室において開議、午前十一時五十二分散会。

① 本日の議事は、代表質疑を天谷議員（協ク）が行い、一般質疑は議事の進行をみて行うことに決定。

② 以後の一般質疑者の順位は、通告者の数と時間をにらみ合せて日程を作り明日更に協議することとし、本会議は午後零時三十分より開議することとした。

○三月十三日 午前十時四十分、各派交渉室において開議、午前十時五十分散会。

① 一般質疑の日程について協議、自民党より一般質疑者の通告があり、十五日で一般質疑を終了する予定で準備し努力すること。

② 質問順位については後刻印刷配付の順序にて行うこととした。

○三月十四日 午後一時三十八分、各派交渉室において開議、午後一時四十七分散会。

① 本で行う予定の阿部議員（自民）の代りに川瀬議員（協ク）が一般質疑を行うことに決定。

② 緊急議決を要する案件の取扱いについては、各党で詰つた上、明日までに検討しておくこと。

③ 商工労働委員会より提出の意見案第五号は明日議決する予定であり内容を検討しておくこと。

④ 予算特別委員会の構成は社会十四、自民十三、協ク四の割振りで三十一名の予定であり一般質疑終了までに各党において協議しておくこと。

⑤ 本会議の再会日程は一般質疑終了までに協議しておくこととした。

○三月十五日 午後一時四十五分、各派交渉室において開議、午後一時五十七分散会。

① 予算特別委員会設置の動議は協同クラブより提出することになっているので準備しておくこととし、議案の委員会付託は配付の一覧表のとおり付託することに決定。

② 本会議の再開日は十八日とすることとし、急施を要する先議議案の取扱いについては各派交渉会の意見として協力願いたい旨を予算委員会に申し入れること。

③ 今後の議事日程は予算委員会の日程とにらみ合せて十八日に決めることに決定。

④ 意見案第五号については委員長の趣旨弁明を省略し朗読の後議決することに決定。

⑤ 本日の議事は質疑終了後議案付託を行い、一旦休憩の後、建設委員会付託の議案第六十八号の委員会における審議状況とにらみあわせて再開し同議案を議決することに決定した。

○三月十八日 午後二時二十八分、各派交渉室において開議、午後二時四十七分散会。

議事日程について協議、本日の議事は、日程第一追加案件に対する提案理由の説明を聴取の後、一旦休憩、追加案件に対する質疑者について各派で協議することとし、質疑者のない場合はこれを各委員会に付託、日程第二は議案第二十七号、第七十三号乃至第九十一号、第百五号及び報告第一号に対する予算特別委員長の報告の後議決、日程第三は総務委員会付託の議案第四十八号、第六十四号、第六十五号、第六十七号、第百二号及び第百三号に対する総務委員長報告の後議決、日程第四は会議案第一号を議題とし、総務委員会に付託、日程第五は意見案第六号を趣旨弁明を省略の後議決、日程第六休会決定の件は三月十九日より二十六日まで八日間休会とする。

とに決定。

○三月二十七日

午後二時四十六分、各派交渉室において開議、午後四時十一分散会。

- ① 本会議は時間延長を行つて休憩することとし、午後二時五十一分休憩、午後四時八分再開。

- ② 日程第一追加提案の議案第百十七号乃至第百二十号及び日程第二議案第百二十一号を一括議題とし、知事より提案理由の説明を聴取の後、議案第百十七号及び第百十八号は即決、第百十九号は農務委員会に、第百二十号は文教林務委員会にそれぞれ付託することとし、議案第百二十一号は同意議決とすることに決定。

- ③ 日程第三町村合併関係議案第百十四号、第百十五号は総務委員長報告の後議決。

- ④ 日程第四休会決定の件は明二十八、九の両日休会し三十日再開とすることに決定。

○三月三十日

午後二時十六分、各派交渉室において開議、午後二時三十八分散会。

- ① 予算特別委員会の審議が終了していないため、会期延長について協議、明三十一日（休日）本会議を開くことについて各党で協議の上、更に打合せを行うこととし、午後二時二十八分休憩、午後二時三十七分再開。

- ② 明三十一日本会議を開会することに決定、明日の日程については追つて通知することとした。

○三月三十一日

午後二時四十三分、各派交渉室において開議、午後八時三十七分散会。

- ① 議事日程の取扱いについて協議、付託案件の審査を日程第一とす

ることに決定。

- ② 建設委員会及び商工委員会より提案の意見案第七号、第八号の審査を日程第二とすることに決定。

- ③ 日程第一、第二を議了した後、一旦休憩して会期の件を協議することとし、午後二時五十一分休憩、午後五時二十七分再開。

- ④ 会期延長の件について協議したが延長期間について意見がまとまらず午後五時四十七分休憩、午後六時十二分再開。

- ⑤ 会期延長の件について協議、意見がまとまらず午後七時一分休憩、午後八時十一分再開。

- ⑥ 会期延長の件について協議、意見がまとまらず午後八時二十五分休憩、午後八時三十四分再開。

- ⑦ 会期は四月四日まで四日間延長し、三、四の両日本会議を開くことに決定した。

○四月三日

午後二時三十分、各派交渉室において開議、午後二時四十分五分散会。

- ① 本日の議事は、日程第一昭和三十一年第四回定例会より継続審査の議案第二十三号及び第四十七号乃至第七十五号を委員長報告の後議決、日程第二議案第六十一号及び日程第三意見案第九号をそれぞれ議決することに決定。

- ② 原水爆反対の決議案の取扱いについては事務局で原案作成の上、明日協議することとした。

○四月四日

午後二時四十分、各派交渉室において開議、午後十一時二十一分散会。

- ① 自民党修正案の作業がすすめられているので、とりあえず時間延長のみを行うことに決定、午後二時四十三分休憩、午後十一時十九分再開。

- ② 予算特別委員会の審議状況より会期を一日延長することに決定、明五日は午前一時開議することとし、本会議は予算特別委員会の審議状況とにらみ合せて開議することに決定。

○四月五日 午前二時五分、各派交渉室において開議、午後五時五十六分散会。

- ① 本日の議事は、日程第一議案第一号乃至第二十六号、第二十八号乃至第四十号、第四十六号、第四十七号、第百六号乃至第百十号及び大島議員（自民）外十二名提出の決議案第二号を一括議題とし、予算特別委員長長の報告の後、議案第一号、第十九号及び第三十号に対する修正動議について林議員（自民）より趣旨弁明を行い、次に討論に入り、中野（与）議員より、修正案に反対、原案に賛成、中山議員（自民）より修正案に賛成、原案に反対、黒松議員（協）より修正案に反対、深山議員（自民）より、議案第四十六号に反対の討論をそれぞれ行つた後、採決を行い、まず議案第一号、第十九号及び第三十号について採決、ついで議案第一号、第十九号及び第三十号の委員長報告について採決、次に議案第四十六号について採決を行い、その他の議案については異議なきやを諮ることとし、採決の方法については無記名投票にて行うことに決定。
- ② 次に日程第二の決議案について大島議員より趣旨弁明を行い、岡田議員（社）より反対、伊藤（作）議員（自民）より賛成の討論の後、起立による採決を行うことに決定。
- ③ 次に決議案第六号の取扱いについては日程第二の次に日程を変更追加して議題とし、高橋（源）議員（自民）より、趣旨弁明を行い、橋本（清）議員（社）より反対、泉谷議員（自民）より賛成の討論の後、起立による採決を行うことに決定。
- ④ 日程第三は前会より継続審査の報告第六号について決算特別委員長長の報告の後議決、日程第四決議案第三号、日程第五決議案第四号

及び第五号、日程第六意見案第十号はそれぞれ趣旨弁明を省略して議決することに決定。

- ⑤ 日程第七請願、陳情審査の件は委員長報告を省略の後、委員会決定のとおり決定、日程第八閉会中請願、陳情継続審査の件及び日程第九閉会中事務継続調査の件は一括議題とし、委員会より申出のとおり付託することに決定。

- ⑥ 本会議は準備でき次第開くこととし、会議時間が長時間にわたるので日程第二の議了後、一旦休憩することとし、午前四時十八分休憩、午前十時三十八分再開。

- ⑦ 宮津議員（自民）より、橋本（清）議員（社）の決議案第六号に対する反対討論中不穏当な点があると思われるので速記録を調査のため、暫時休憩を求める発言を動議として取扱ひ、議事を続行しようとしたため、自民党議員が総退場して議事不能となつた事件について協議、午前十時四十六分休憩、午前十時五十一分再開。

- ⑧ 今後の議事促進について協議、協議調わなため午前十一時五十分一旦休憩、午後二時二十三分再開。

- ⑨ 議事促進の事態收拾について協議、協議調わなため、時間延長のみを行うこととし、午後二時四十分休憩、午後五時四十八分再開。

- ⑩ 橋本（清）議員（社）の発言中一部不穏当と思われる部分を橋本（清）議員（社）の取消し申出によりこれを許可する措置により本会議を継続することに決定した。

常任委員会

総務委員会

〇二月二十七日

午後零時十五分、第一委員室において開議、午後四時十五分散会、委員長齋藤正志（社）

一般議事

① 開議前、大久保（自民）岩田（自民）各委員より、税外収入内訳書の資料提出について質疑、総務部長、財政課長より答弁、三月三日頃提出することを了承。

② 次に第一回定例道議会提出予定の案件について総務部長、財政課長より説明を聴取して午後二時三十分一旦休憩、午後三時二十分再開。

③ 休憩前に引き続き各部所管の予算について財政課長より説明を聴取、堀委員（社）より、医科大学を衛生部より総務部に所管替えした根拠について、松尾委員（自民）より、東南アジア視察の時期、人的構成、知事の外地視察が行政上に及ぼす影響、道々昇格に伴う道路の維持管理等について、大久保委員（自民）より、売春婦保護法施行に伴う婦人更生施設の内容、労働会館新築の移転場所等について質疑、総務部長、財政課長より答弁。

④ 本日聴取した陳情は次のとおり。

医科大学の所管替えに伴う施設の拡充強化について

札幌医科大学学長

〇三月七日 午後一時二十分、第一委員室において開議、午後二時散会、委員長齋藤正志（社）

一般議事

① 追加提出の案件に対する説明聴取の前に麻里副委員長（自民）より、地方自治法第二百二十二条及び同法施行令第一百五十八条による予算説明資料の提出について特に税外収入に関する説明書の提出が法的に義務付けられたものであるかどうかの点について質疑、総務部長より答弁。

② 次に追加提出の案件について総務部長より説明を聴取した。

〇三月十一日

午後一時二十五分、第一委員室において開議、午後五時十五分散会、委員長齋藤正志（社）

請願、陳情の審査

陳情

〇第五一一号 相内村字泉区一円を留辺薬町に合併の件（採択）

〇第六六四号 北見市泉区三十二号線以西地区を留辺薬町に境界変更方勧告の件（採択）

〇第六七五号 北見市西相内地区を留辺薬町に境界変更方促進の件（採択）

① 陳情第五百十一号、第六百六十四号、第六百七十五号の三件に関する北見市相内地区境界変更問題に対する理事者の考え方について地方課長より説明を聴取、本問題に対して天谷委員（協ク）堀（社）小島（社）山内（社）各委員より質疑及び意見があり、地方課長より答弁があつて一旦休憩の後その取扱について諮り、天谷（協ク）山内（社）松尾（自民）堀（社）各委員より、関係地域住民の意向を尊重して早急に解決すべきである旨の意見が述べられ本件については異議なく採択することに決定。

② 次に今後の合併の見通しについて地方課長より説明を聴取、山内委員（社）より、提案の時期について質疑があり地方課長より答弁の後、合併町村の現地調査については予算委員会の状況をみて実施することとした。

○三月十六日

午前十一時三十五分、第一委員室において開議、午後一時散会、委員長 斎藤正志（社）

付託案件の審査

① 議案第四十八号を議題とし、異議なく原案可決に決定。

② 議案第五十一号について道警総務部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第六十四号、第六十五号、第六十六号について管財課長より説明を聴取の後、いずれも異議なく同意議決に決定。

④ 議案第六十七号について管財課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑤ 次に公有水面埋立地の区域編入関係議案第六十九号、第七十号、第七十一号、第七十二号、第一百四号はいずれも原案可決に決定。

⑥ 次に町村境界変更関係議案第二百二号、第二百三号について地方課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑦ 次に議案第一百一号について管財課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑧ 次に職員宿舍関係議案第四十一号、第四十二号、第四十三号、第九十二号について管財課長より説明を聴取の後、いずれも異議なく原案可決に決定。

⑨ 次に議案第四十九号について管財課長より説明を聴取、河野委員（社）より、本件については議会権限の問題で今暫く検討したい旨の発言があり、次回の委員会で更に検討することとした。

⑩ 次に議案第五十八号について総務部長より説明を聴取、堀（社）大久保（自民）小島（社）各委員より、本件は予算に関連あるので予算委員会における予算審議と併行して審議をすすめるべきである旨の意見があり、後日更に審議することとした。

一般議事

① 町村合併関係議案提出の模様について地方課長より説明を聴取の後、合併関係町村の現地調査については、自民社会各二名による二班編成で実施することに決定、派遣委員は後刻委員長に報告し、本月十八日頃出発することを目途において準備しておくこととした。

② 本日聴取した陳情は次のとおり

北見市 北見市長

○三月十八日

午後一時五十分、第二委員室において開議、午後二時二十五分散会、委員長 斎藤正志（社）

一般議事

① 追加提出の案件について財政課次長より説明を聴取後、岩田委員（自民）より、(1)繰越事業のうち教室の増築が繰越された理由及びその年次計画、(2)浅海増殖振興費のうち繰越されたものの繰越し理由等について、松尾委員（自民）より、昭和三十年、三十一年兩年度における石狩支庁管内の札幌市及び定山溪の遊興飲食税に関する滞納状況についての資料要求があり、総務部長、財政課次長より答弁、資料要求を了承した。

○三月二十七日

午前十一時五十五分、第三委員室において開議、午後零時五十分散会、委員長事故のため副委員長 麻里梯三（自民）

付託案件の審査

① 大久保委員（自民）より、川西村及び大正村を帯広市に編入する議案第百十四号について、小島委員（社）より、落部村を八雲町に編入する議案第百十五号に関する現地調査の経過についてそれぞれ報告があり、高田委員（社）より、合併後の帯広市議会議員の数について質疑、大久保委員（自民）地方課次長より応答。次に大久保委員（自民）より、大正村が帯広市に合併された場合合併計画より中札内村、更別村が残るがこの両村の取扱いについて質疑、総務部次長より答弁の後、議案第百十四号及び第百十五号はいずれも原案可決に決定した。

② 次に議案第百六号及び会議案第一号を議題とし、異議なく原案可決に決定。

③ 次に三十一年度追加予算及びこれに関連する追加案件について、総務部次長より説明を聴取、山内委員（社）より、地方交付税を共済金にあてた理由について質疑、総務部次長、財政課長より答弁、河野委員（社）より、追加案件の付託を省略して本会議において即決することを本委員会の意思として各派交渉会に申し入れてもらいたい旨の意見があり、その取扱いについては各党に諮つた上で決めることとした。

○三月三十一日

午前十一時五十五分、第三委員室において開議、午後零時五分散会、委員長事故のため副委員長 麻里悌三

（自民）

付託案件の審査

① 議案第四十九号について管財課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 次に議案第五十八号について総務部次長より説明を聴取の後、異

議なく原案可決に決定した。

○四月四日

午後二時五十五分、第二委員室において開議、午後三時散会、委員長事故のため副委員長 麻里悌三（自民）

一般議事

① 原水爆禁止に関する決議案の取扱いについて諮り、異議なく別紙案文のとおり本委員会委員の議員提案とすることに決定。

② 次に本決議案が議決された場合における中央折衝委員の派遣について諮り、異議なくそのことに決し、派遣委員については正副委員長に一任することとした。

厚生委員会

○三月十六日

午後一時十三分、第三委員室において開議、午後四時三十一分散会、委員長 佐久間貞江（自民）

付託案件の審査

① 議案第五十号を議題とし、民生部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第九十五号を議題とし、民生部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第四十四号を議題とし、保健予防課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

④ 議案第五十七号を議題とし、医務薬事課次長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑤ 議案第六十号を議題とし、環境衛生課長より説明を聴取の後、異

議なく原案可決に決定。

請願、陳情の審査

請願

○第三八一号 本道在住中国帰国日本戦犯者に対し援助措置の件

(不採択)

○第四〇七号 函館市に精神薄弱児通園施設設置の件

(採択)

○第四一五号 国民健康保険直営診療施設拡充強化の件

(採択)

○第四一七号 刑務所出所者に対する道立厚生施設の設置及び施設強化の件

(保留)

○第四〇八号 簡易水道事業に対し道費補助の件

(保留)

陳情

○第六〇四号 北方方面戦没者遺骨蒐集実現の件

(採択)

○第六六五号 在外財産処理促進要望の件

(採択)

○第七〇五号 私立保育所職員(保母)処遇の件

(採択)

○第七一四号 美唄市に道営教護施設設置の件

(保留)

○第七五八号 歌志内町隔離病舎新築に対し認可補助の件

(採択)

○第七二六号 大樹町の隔離病舎設置費に対し補助の件

(採択)

○第七〇六号 低位所得者に対する家族計画普及指導強化の件

(不採択)

○第五〇〇号 鷺泊村に稚内保健所出張所設置の件(保留)

① 請願第三百八十一号については、社会課長より説明を聴取の後、委員長及び塚田副委員長(社)井口委員(社)村本委員(社)より、他府県における戦犯者に対する援助措置の事例、本件の処理方法等

について質疑及び意見があり、民生部長、社会課長より答弁の後、本件については、他府県における実情の調査、理事者の積極的施策を要望して不採択とすることを諮り、異議なくそのことに決定。

② 請願第四百十七号については、社会課長より説明を聴取の後、塚田副委員長(社)及び井口委員(社)村本委員(社)より、希望寮に対する資金援助の問題、全国的にみた国の措置状況、希望寮の拡充整備計画の有無等について質疑があり、民生部長、社会課長より答弁の後、本件については一応調査の期間をおき更に検討するため保留することを諮り、異議なくそのことに決定。

③ 委員長より、請願第三百八十七号私立保育所並びに母子寮運営費に対し助成の件は請願者より取下げの申出があつた旨を述べこれを了承した。

④ 陳情第七百六号については、道財政の実情より要望に添うことは困難であるので不採択に決した。

一般議事

① 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 私立保育所及び母子寮運営費に対する助成方について

全道保育園連合会代表

○四月三日 午後二時十四分、第三委員会において開議、午後二時四十分散会、委員長 佐久間貞江(自民)

請願、陳情の審査

① 請願第四百八号及び第四百十七号、陳情第五百号及び第七百十四号の四件はなお精査を要するので閉会中継続審査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

一般議事

① 社会課長より、ソ連よりの引揚者受入れ対策についての状況説明を聴取の後、出迎えのための委員派遣について諮り、異議なくこれ

を決定、ついで環境衛生課長より、し尿消化槽に対する補助金問題について、民生部長より、保育所職員に対する諸給与及びお年玉付年賀ハガキによる青少年育成施設等の予算問題について協力方要請があり、ついで、休会中の委員会開催期日及び舞鶴出迎えの派遣委員等については委員長一任とすることに決定。

② 委員長より、昭和三十二年度委員会割当経費について配付の経費、内訳書により了承を求めた。ついで中山委員（自民）より、舞鶴出迎に要する費用は別途考慮されるよう委員長において善処されたい旨の発言があり、委員長は議長と諮り善処することとした。

商工労働委員会

○三月七日 午後一時二十分、第二委員室において開議、午後二時四十分散会、委員長 宮坂寿美雄（自民）

請願、陳情の審査

請願

○第四〇四号 函館大間新連絡航路開設要望の件（採択）

宮坂委員長（自民）より、過日西野（自民）大島（自民）両委員と共に青森県庁に出向き知事及び関係者と意見の交換を行った際の経過報告があつた後、委員長及び森川副委員長（社）大島（自民）新川（社）伊藤（作）（自民）舟木（社）山本（自民）橋本（清）（社）西野（自民）各委員間に、本航路開設に伴う輸送力緩和への効果、本問題推進のための予備調査の問題、青函隧道開設との競合問題等について質疑応答、意見の交換があつて午後二時七分一旦休憩（休憩中意見調整）、午後二時三十分再開後意見案を提出

することとし、その場合室蘭大畑間補助航路開設もいれることに決定した。なお意見案提出の時期は委員長一任とした。

一般議事

① 新川委員（社）より、冬期加給金についての説明要求があり、職業安定課次長より説明を聴取。

② 森川副委員長（社）より、地方議員連盟理事会に出席の経過報告があつた。

○三月十四日 午前十一時三分、第三委員室において開議、午前十一時六分散会、委員長 宮坂寿美雄（自民）

一般議事

① 委員長より北海道本州間補助航路開設に関する意見書案文について意見を求めたるも意見なく、これを本議会議案に提案し、その際趣旨弁明を省略し朗読することに決定した。

○三月二十七日 午後三時十四分、第二委員室において開議、午後四時十分散会、委員長 宮坂寿美雄（自民）

付託案件の審査

① 議案第五十六号を議題とし、工業試験場総務部長より説明を聴取の後、新川委員（社）より、現在までの使用料金額について質疑があり、答弁の後異議なく原案可決に決定。

② 議案第六十一号を議題とし、工業課長より説明を聴取の後、委員長より、第十三条の機械貸付市助成について各市との連絡状況、西野委員（自民）より、機械貸付制度に係る各市の予算措置状況、関連して道の予算計上額過少の点について、大島委員（自民）より、本条例の題名改正の問題、新機械貸付制度の運営特に五％の特別使

用料の問題等について質疑及び意見があり、工業課長より答弁の後、新川委員(社)より、明日までに各市の動向に関する資料の提出方、機械貸付の対象の問題、審議会会長選任の問題等について要求及び意見があつた後、本件については明日再審査することに決定。

一般議事

① 北海道労働金庫に対し政府資金導入について意見書を出すことを諮つて異議なく決定、文案については委員長一任、ついで北海道労働金庫理事長より挨拶があつた。

② 委員長より、四月十日頃別府、岡山における博覧会の視察かたがた北海道大博覧会への出品勧誘に行きたいが、これについては後日委員会を開いて決めた旨を述べた。

○三月二十八日

午前十時五十分、第二委員室において開議、午後零時十五分散会、委員長事故のため副委員長 森川清(社)

付託案件の審査

① 昨日に引き続き議案第六十一号を議題とし、山本委員(自民)より、機械貸付に係る使用料と所有権の問題(関連して、大島委員(自民)より、四年間使用料を完納し、五年目に事故があつて返納する場合機械価格が上廻つた場合の処置について質疑があつた)、第十三条の解釈等について、西野委員(自民)より、機械貸付に係る各市の予算措置に比較して道の予算計上額が過少であることに関連して予算補正までの運営の問題(関連して、新川委員(社)伊藤(作)委員(自民)より、運営については審議会にまかせ、本条例は認めたいとの意見があつた)について、大島委員(自民)より、予算提出の四市について議決の有無、条例制定の有無、各市の条例における内容の差異の問題(四市における予算化、条例化等の状況に関する資料の要求があり)、審議会の性格(関連して、新川委員(社)

及び副委員長より意見があつた)、特別使用料の問題等について、新川委員(社)より、機械貸付の対象に水産部所管のデール機関は含まれるかどうかについて質疑及び意見があり、工業課長より答弁の後調整のため午前十一時四十分一旦休憩、午前十一時四十八分再開、大島委員(自民)より、重ねて資料提出要求があつた後、新川(社)大島(自民)山本(自民)各委員及び工業課長の間に、本制度の運営問題特に機械転貸の問題について質疑応答があり、調整のため午後零時二分一旦休憩、午後零時十三分再開、副委員長より、資料提出要求の後、次の委員会では議題を利子にしばつて論議する旨を述べた。

○三月三十日

午後三時、第三委員室において開議、午後四時十分散会、委員長 宮坂寿美雄(自民)

付託案件の審査

① 前回に引き続き議案第六十一号を議題とし、工業課長より、二十八日の委員会提出要求があつた四市の予算化、条例化等の状況に関する配付の資料について説明を聴取の後、大島委員(自民)より、四市が措置した予算に道助成分を含むかどうか、各市における特別使用料の扱い方及び審議会設置の問題、十一市の予算措置が決定した場合の助成方法、本条例の題名改正の問題、関連して条例の性格、小型汽船のデール貸与条例と本条例一本化の問題、特別使用料五割についての総務部の見解等について、山本委員(自民)及び委員長より、特別使用料の収入額、支払い時期等について、西野委員(自民)より、特別使用料の支払い方法について、道下委員(協ク)より、償還までの期間の明確化について、新川委員(社)より、特別使用料の支払い時期について質疑及び意見があり、工業課長、商務課長より答弁の後、新川(社)伊藤(作)(自民)橋本(清)(社)

大島（自民）各委員より本問題のすすめ方について発言があり、結局大島委員（自民）が予算委員会において関連質問の上決めることとし、結論は次回に行うことに決定した。

一般議事

- ① 森川副委員長（社）より、ココム制限緩和について、国際貿易促進地方議員連盟より要請もあるので、当議会としても配布の如き意見書を提出したい旨の発言があり、これについて新川委員（社）より、本意見案と同時に、日ソ通商条約締結の意見案をも出す必要があるとの意見があつた後、一本にするか、二本にするかについて後日検討することに決定。

- ② 次に配付の北海道労働金庫に対し政府資金導入に関する意見書案文について異議なく、このとおり提出することに決定。

○四月三日

午前十一時四十六分、第三委員室において開議、午後零時五十分散会、委員長 宮坂寿美雄（自民）

付託案件の審査

- ① 前回に引き続き議案第六十一号を議題とし、大島委員（自民）より、特別手数料及び受益者負担金徴収の問題、関連して中小企業振興の問題、本制度を独立会計にする問題、市助成費の増額方等について質疑及び意見があり、総務部次長より答弁の後、原案可決に決定。

一般議事

- ① 配付の如き日中貿易促進に関する意見書を提案することについて諮り、異議なくそのことに決定。

- ② 北海道博覧会事務局副部長より、各府県の出品勧誘について協力方の要請を聴取の後、委員長より、市自体がもつと積極的にやつて欲しい旨を述べた。ついで中央折衝、博覧会出品勧誘についての人選につ

- いて諮り、博覧会出品勧誘については、別府佐賀班に橋本（清）（社）新川（社）大島（自民）各委員、中国四国班に伊藤（作）（自民）鈴木（社）山本（自民）各委員、中央折衝については、委員長及び森川副委員長（社）西野委員（自民）とし、出発時期は四月十五日に決定。
③ 請願、陳情の審査については、継続審査に決定。

農務委員会

○三月十八日 午前十一時三十分、第三委員室において開議、午後零時二十五分散会、委員長 朝日昇（協ク）

付託案件の審査

- ① 議案第五十九号を議題とし、畜産課長より説明を聴取の後、増田委員（社）より、現在道にある養ほう五万群の性格について、吉田委員（自民）より、希望地に地元業者が多い場合の許可証交付申請の問題について質疑があり、畜産課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

- ② 議案第九十四号を議題とし、異議なく原案可決に決定。

- ③ 議案第九十七号及び第九十八号を議題とし、畜産課長より説明を聴取の後、異議なく同意議決に決定。

- ④ 議案第九十九号及び第一百号を議題とし、異議なく同意議決に決定。

一般議事

- ① 寒地農業振興問題について

委員長より、本問題については総合開発委員会において審議中であるが、これについて当委員会の意見を反映したい旨を述べ、橋本（正）委員（社）より、寒地農業地帯の定義に関連して本道米作地

帯の安定について質疑及び意見があつた後、来る二十二日に開かれる開発審議会には開発小委員会の要望もあるので委員を派遣することとし、上京委員には吉田委員(自民)、日程は総合開発委員と同じに決定。

- ② 委員長より、緊急用務のため理事者よりの要請もあり、二月十九日より一週間心土耕混耕事業用機械貸付料及び畜産振興に關し農政課長と上京折衝したので了承願したい旨を述べた後、農政課長より、折衝経過について報告を聴取。

- ③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

(1) 農業試験場上川支場美深分場復活方について

美 深 町 長

○三月十九日 午後二時二分、第二委員室において開議、午後二時十五分散会、委員長 朝日昇(協ク)

付託案件の審査

- ① 議案第百十九号を議題とし、畜産課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。
- ② 十八日に議決を行つた議案第九十九号及び第百号の兩件について二十七日付で正誤表の提出があつたので、訂正された議案により同意議決に決定。

一般議事

- ① 寒地農業確立に關する審議及び請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決定。
- ② 内海副知事の就任挨拶の後、委員長より、次期委員会は出来るだけ今会期中に開催したい旨を述べた。

○四月一日 午後一時十五分、第二委員室において開議、午後三時七分散会、委員長 朝日昇(協ク)

一般議事

- ① 寒地農業確立恒久対策及び農家負債整理対策について

吉田委員(自民)より、三月二十二日に開催された開発審議会における寒地農業確立対策についての審議経過報告があつた後、来る四月五日開催予定の開発審議会には笠井副委員長(社)が出席することに決定。ついで農政課長より農家負債整理対策特に整理促進要綱案について説明並びに協力方要請を聴取の後、吉田委員(自民)より、農家負債整理資金源及び利率、償還期限の問題、負債整理資金貸付限度額を一戸当り五十万円に決めた場合の農家の負債整理進捗予想(委員長及び西島委員(自民)より、同様の質疑があつた。)等について、増田委員(社)より、寒地農業確立恒久対策について対象地域を積算温度二千六百度以上の地域とせずに本道一円と打出す問題(種谷委員(自民)より、関連質疑があつた。)について質疑及び意見があり、農政課長、農政課金融係長、農業改良課専門技術員より答弁。

請願、陳情の審査

- ① 甜菜製糖工場設置の件に關する請願第十号、第五十八号、第百二十号、第百六十七号、第百八十五号、陳情第四十一号、第五十四号、第六十三号、第三百四十三号、第三百八十号、第四百四十四号、第五百二十六号、第五百二十七号の十三件については国の方針も一応決定し、当委員会としても、各市町村の箇所まで決めることが出来ないもので審議を打切ることとし継続審査要求を行わないことに決定。
- ② その他の請願六件、陳情十二件についてはいずれも継続審査とすることに決定。

建設委員会

○三月十五日 午後五時二十分、第一委員室において開議、午後五時二十二分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

付託案件の審査

① 議案第六十八号を議題とし、本多委員（自民）より、本案はさきの委員会て充分審議を尽しているので説明及び質疑を省略し、直ちに原案可決すべきである旨の発言があり、これを諍つてそのことに決し、本案を異議なく原案可決に決定。なお本会議に対する報告は本日行い、委員長報告は委員長に一任することに決定。

○三月三十日 午前十時五十分、第一委員室において開議、午前十一時二十五分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

付託案件の審査

① 議案第六十二号及び第六十三号を一括議題とし、土木部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。
② 議案第百十一号、第百十二号、第百十三号を一括議題とし、工営課長より説明を聴取の後、いづれも異議なく同意議決に決定。

一般議事

① 過年度災害復旧工事に對する国庫負担金早期交付方について土木部長より配付の資料による説明を聴取の後、中央に對し強くその実現を要望するため意見案を提出するとともに委員を派遣し折衝することに決し、意見案文及び派遣委員、派遣期間はいづれも委員長一任とすることに決定。

② 前議会より継続審査となつてゐる道路整備十カ年計画策定に関する件についての事務調査はなお閉会中に審査することに異議なく決定。

定。

③ 付託請願、陳情の審査については、いずれも継続審査とすることに決定。

農地開拓委員会

○三月五日 午後一時三十五分、第三委員室において開議、午後三時十分散会、委員長 宮北三七郎（社）

請願、陳情の審査

請願

○第一七〇号 恵庭町自衛隊演習地買収反対の件（継続審査）

○第三〇八号 恵庭町盤尻地区の自衛隊演習用地買収反対の件（継続審査）

○第三四〇号 新冠村村有林アクマツプ地区開放中止の件（継続審査）

○第三五三号 農林省十勝種畜場を入殖地として開放の件（継続審査）

○第三六四号 由仁町伏見地区開拓促進の件（採択）

○第三九一号 土地改良区の賦課金を公租公課金に認定の件（採択）

○第三九二号 土地改良のかんがい揚水機の電力料金後払要望の件（採択）

陳情

○第三五四号 開拓林野行政の調査に関する件（継続審査）

○第六一五号 開拓林地調整の件（継続審査）

- 第六二二号 上川管内温水老朽溜池事業促進の件 (採択)
- 第六二三号 団体営かんがい排水事業新規地区着工の件 (採択)
- 第六二四号 道営かんがい排水事業実施の件 (採択)
- 第六二五号 国営土地改良事業実施の件 (採択)
- 第六二六号 耕地整備事業実施の件 (採択)
- 第六二七号 道営軌道客土事業実施の件 (採択)
- 第六二八号 道営土地改良事業の地元負担金延納の件 (採択)
- 第六二九号 農地農業用施設災害復興工事補助金未交付分の早期交付の件 (採択)
- 第六三〇号 農地災害防止施設事業推進の件 (採択)
- 第六六三三号 釧路管内開拓促進の件 (採択)
- 第七〇七号 道営天塩川土地改良区第二幹線頭首工改良工事施行の件 (採択)
- 第七〇八号 阿寒地区民有未墾地維持の件 (採択)

一般議事

- ① 昭和三十二年農地開拓関係予算について
総務課長より、昭和三十一年度農地開拓関係予算内容について、農地開拓部長より、これに関連する中央折衝の経過について説明を聴取の後、堀田委員(自民)より、土地買収に対する訴訟問題の解決方策について、岡林委員(社)より、冷害凶作救援物資の配給状況について質疑があり、農地開拓部長、開拓経営課次長より答弁。
- ② 委員長より、総合開発、農務、農地開拓合同委員会における審査経過については別紙配付の印刷物によつて了承を願う旨及び寒地農業確立に対する意見書が総合開発調査特別委員会において考えられている旨を述べた。

○四月三日 午後三時四十分、第二委員室において開議、午後四時十五分散会、委員長 宮北三七郎(社)

一般議事

- ① 委員長より、開拓地における不振地区、土地改良事業地区、開拓林野両行政の競合地区等の実情調査を五月中旬に行う予定があり、調査前に委員会を開きたい旨を述べた。
- ② ついで、(一)開拓不振地区における開拓者の経営安定をはかるため開拓不振地区振興対策に関する件、(二)開拓農家の累積負債等を整理促進し経営安定をはかるため開拓農家負債整理促進対策に関する件、(三)土地条件の整備充実をはかるため土地改良事業(排水、客土、水温上昇施設)の拡充対策に関する件を事務調査することについて諮り、異議なくそのことに決定。
- ③ 次に、開拓林野両行政の競合調整問題については、農地開拓、文教林務両委員会で各二名の小委員と委員長より成る小委員会を設置し、この合同審査によつて調整をはかることを諮り、異議なくそのことに決定、委員の選任は委員長一任と決し、蒔田委員(自民)岡林委員(社)を指名。ついで委員長及び岡林(社)津川(社)堀田(自民)各委員より、本問題のすめ方について意見があつた後、本問題を事務調査することについて諮り、異議なくそのことに決定。
- ④ 委員長及び津川(社)坂下(社)各委員より、部の委員会に対する連絡が不十分であるので今後充分考慮されたい旨の要望があり、農地開拓部長より今後充分配慮する旨の答弁があつた。ついで委員長より、総合開発に関する中谷論文において、開拓行政が貧困であると結ばれているというが、なぜ貧困なのか開拓行政を根本的に掘り下げ検討して資料を提出されたいとの要望があつた。

水産委員会

○三月九日 午前十一時四十五分、第二委員室において開議、午前十一時四十八分散会、委員長 時田政次郎（社）

一般議事

① 近海漁業安全操業確保について、黒沢委員（社）より文案作成経過について報告があつた後、近海漁業暫定協定締結に関する要望意見書及び日ソ漁業交渉に関する要望意見書の案文を朗読。ついで両案を意見案として本会議に上程することに決し、案文の内容はそれぞれ外交交渉等デリケートな面があるので、各党議員会にかけた結果により提案するため再開後各党の意見を持ち寄ることとして午前十一時四十八分一旦休憩（休憩中両意見案に対し各党議員会をもちそれぞれ協議されたが、社会党において近海漁業暫定協定締結に関する要望意見書の文案に異論があるのでこれは暫時留保することとし、日ソ漁業交渉に関する要望意見書を四号として本日の本会議に提案することについて各委員の了承を得た。従つて委員会とは再開に至らなかつた）。

○三月十八日 午後四時二十分、第三委員室において開議、午後四時四十二分散会、委員長 時田政次郎（社）

付託案件の審査

① 議案第二十三号北海道漁港管理条例制定の件について 水産部長より、継続審査となつている北海道漁港管理条例制定の件については提出予算案に関連する案件であるので適當時期に検討されたい旨の要請があり、松平委員（自民）、川村委員（社）より、それぞれ意見があつた後、暫時休憩の上協議することとして午後四時三十分一旦休憩（休憩中阿部（自民）、松平（自民）、黒沢（社）川

村（社）川瀬（協ク）の五小委員をあげて明十九日より検討することとした）、午後四時四十分再開、直ちに休憩中協議のとおり五人の小委員をあげることを諮り、異議なくそのことに決定、ついで小委員を指名した。

一般議事

① 日ソ漁業交渉に関する要望意見書及び近海漁業暫定協定締結に関する要望意見書についての中央折衝委員及び日程等については委員長一任に決定（派遣委員黒沢（社）松平（自民）両委員、日程は三月二十一日より三月二十七日までの七日間）。

○三月三十一日 午後五時十五分、第三委員室において開議、午後五時三十七分散会、委員長 時田政次郎（社）

付託案件の審査

① 議案第二十三号北海道漁港管理条例制定の件について 沖野委員（自民）より委員長に提出された本件に関する意見具申書の朗読の後、川瀬小委員長（協ク）より、小委員会における本件の審査結果は別紙配布の報告書のとおり修正議決した旨の報告があつた後、ついで阿部委員（自民）より、修正趣旨について報告があつた。小委員会報告のとおり決定することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 議案第四十七号乃至第七十五号漁港施設の維持管理に関する事務の事務委託に関する協議の件については、各案件とも同意議決に決定。

一般議事

① 松平委員（自民）より、日ソ漁業交渉に関する要望意見書及び近海漁業暫定協定に対する要望意見書についての中央折衝報告があり、

この際後者については、中央関係者においてこれを正式に衆議院、参議院に対し紹介議員を立てて請願すべきであるとの強い意見がある。この点委員会として検討されたい旨の発言があり、これを諒つて異議なくそのことに決し、その際の派遣委員は委員長一任に決定した。

小 委 員 会

○三月十九日 午前十時三十五分、第三委員室において水産小委員会を開議、午後一時四分散会、小委員長 川瀬徳三郎(協ク)

付託案件の審査

- ① 議案第二十三号北海道漁港管理条例制定の件を審査するに先立ち川瀬臨時小委員長(協ク)より、小委員長の選任方法について諮り、松平委員(自民)より、臨時小委員長がそのまま小委員長となることについての動議があり、賛成あつて動議成立、これを諒つて異議なく決定、川瀬小委員長(協ク)より就任の挨拶があつて一旦休憩。
- ② 本件審査の方法について諮り、黒沢委員(社)より、全国的に見て漁港管理条例を制定している方所について、川村委員(社)より、本条例制定義務の有無及び条例中に使用料、利用料等を記載する義務の有無並びに利用料等徴収額の算定基礎について、阿部委員(自民)より、緊急を要する道内各漁港の補修を三カ年で実施する計画の問題、使用料等を市町村あるいは組合等で既に徴収している場合の措置、既に徴収している町村が本条例を適用された場合の金額面に及ぼす影響、物揚場の使用料等を当該自治体が負担する問題等について、松平委員(自民)より、本道における漁港の大部分が未完成漁港であるのに使用料等を徴収する問題について質疑及び意見があり、水産課長より答弁があつて、午前十一時二十四分休憩、午後一時三分再開、次回は小委員長において適當時期に招集することとした。

○三月三十一日 午後二時五十五分、第三委員室において水産小委員会を開議、午後三時三分散会、小委員長 川瀬徳三郎(協ク)

付託案件の審査

- ① 議案第二十三号北海道漁港管理条例制定の件について阿部委員(自民)より、物揚場等の使用料は漁獲量を算定の基礎としているが、漁獲量の確認把握に困難を伴うので、これを定額制とし泊地利用料に包含して徴収する方法に修正決定されたい旨の意見があり、これを諒つて異議なくそのことに決定、この旨を委員会に報告することとした。

文 教 林 務 委 員 会

○三月三十日 午後一時四十五分、第三委員室において開議、午後二時十八分散会、委員長 中野定敏(社)

付託案件の審査

- ① 議案第四十五号について学校管理課長より説明を聴取、高橋(長)委員(社)より、釧路湖陵高等学校校舎の焼失と運動場増築の問題について、大沢委員(自民)より、敷地買収の条件についてそれぞれ質疑、学校管理課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。
- ② 次に議案第五十二号について財務課長補佐より説明を聴取、福島委員(自民)より、通信教育についての面接指導の期間に対する規定について質疑、財務課長補佐より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

- ③ 次に議案第五十三号について学校教育課長より説明を聴取、福島

特別委員会

委員（自民）より、教員養成所の生徒募集を打切っているのに条例を制定する理由について、高橋（辰）委員（社）より、教員養成所存廃に対する教育委員会の態度についてそれぞれ質疑、学校教育課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

④ 次に議案第五十四号について学校教育課長より説明を聴取、高橋（辰）委員（社）より、市町村で設置している教育研究所の新教育法による取扱いについて質疑、学校教育課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

⑤ 次に保健体育課長より、議案第五十五号について、学校教育課長より、議案第九十三号について、財務課長補佐より、議案第九十六号についてそれぞれ説明を聴取の後、いずれも異議なく原案可決に決定。

⑥ 次に議案第二百二十号について財務課長補佐より説明を聴取、佐野委員（社）より、厚岸高校の漁業練習船建造についての完成時期について質疑、財務課長補佐より答弁の後、異議なく同意議決とすることに決定。

⑦ ついで教育長より、冷害関係の育英資金に対する枠の問題について報告を聴取した。

予算特別委員会

○三月十五日

午後六時二十三分、第一委員室において開議、午後六時五十二分散会、委員長 山内広（社）

① 川瀬臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、各派の代表者をあげ休憩して協議することとし、暫時休憩、午後六時四十七分再開、ついで天谷委員（協ク）より、指名推選の方法により山内委員（社）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 山内委員長（社）より、副委員長互選の方法について諮り、天谷委員（協ク）より、指名推選の方法により沖野委員（自民）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定、暫時休憩の後、午後六時五十三分再開。

③ 次に委員会の会議時間は会議規則第九条の規定にかかわらず随時開くこと、質疑は通告の形式により通告順によること、質疑の方法は原則として一括質疑とすることとし、

④ 次に予算審査の日程は十六日に三十一年度予算関係議案を一括審査し、十八日教育委員会、商工部、十九日水産部、建築部、農地開拓部、二十日林務部、労働部、土木部、二十二日民生部、衛生部、農務部、二十三日公安委員会、総務部、二十五日総務部の各部所管毎に審査を行うこととした。

○三月十六日

午後一時五十三分、議場において開議、午後四時五分散会、委員長 山内広（社）

① 議案第二十七号、第七十三号乃至第九十一号、第百五号及び報告

第一号の昭和三十一年度予算関係議案を一括議題に供し、川村委員(社)より、(1)厚岸高等学校実習船建造の問題、(2)水産高等学校共同練習船管理規則等について質疑、教育長より答弁があつて、暫時休憩、午後二時六分再開、大島委員(自民)より、(1)性病病院の土地購入費を三十一年度予算に計上した理由、(2)婦人相談所の自動車購入費を三十一年度予算に計上した理由、(3)労働会館の敷地借上料が単年度の借上料としては多額である理由、(4)年度末に至つて特に不急と思われる予算が追加計上されている点に關連し予算執行の可能性の有無、(5)公債償還費の更正額が年度末に至つて大きい理由等について、阿部委員(自民)より、(1)道税の滞納繰越、欠損処分が年々巨額である理由及び今後の対策、(2)三十一年度道財政の健全化に關する計画の推移(資料)における雑収入の増収の問題、(3)法人事業税の三十一年度一月より三月までの調定見込額、(4)本年度法人事業税の伸び等について、林委員(自民)より、(1)人事課、財政課、医务課課関係の予算中繰入金減額の内容及びその理由、(2)婦人相談所が購入する予定自動車の型及び用途、(3)用品事業特別会計における消耗品費減額と印刷製本費増額の理由等についてそれぞれ質疑、総務部長、財政課長、管財課長、税務課長、保健予防課長、劳政課長よりそれぞれ答弁があつて質疑を終結、暫時休憩の後、午後四時再開。

② ついで議案第二十七号、第七十三号乃至第九十一号及び第百五号はいずれも原案可決、報告第一号は承認議決に決し、委員長報告の文案については委員長一任とした。

○三月十八日

午前十一時三十分、議場において開議、午後五時十六分散会、委員長 山内広(社)

① 三十二年度予算関係議案のうち教育委員会所管に対する質疑に入

り、沖野委員(自民)より、(1)道立高等学校改築工事のうち三十年
度より三十一年度に繰り越された学校名、(2)三十一年度における教
職員数の欠員数と補充人数及び三十二年度予算に組まれた欠員見込み
数と補充見込み数、(3)非常勤職員の中小高校別人員数、(4)日直及び
宿直等の時間外勤務手当の一人当たり配分額、(5)食糧費の中小高校別
割当基準、(6)赴任旅費の見積り人員と金額、(7)旅費の教職員一人当
り配分額の算定基礎、(8)へき地教員に対する赴任旅費の特別措置の
問題、(9)水産実習船の運営に關連し各船の年間使用日数、各船別乗
組員数と実習目的及び実習内容、船舶の貸付先、各船の実習による
水産物売払収入の内訳と漁獲高、(10)老朽危険の道立高等学校(三十
年以上)に対する指定状況と学校名、(11)改築中の道立高校校舎の完
成年度と予算の見通し、(12)防火施設に対する予算措置、(13)無資格教
員の解消対策と今後の取扱い方針及び支庁別人員数、(14)産業教育施
設設備費に対する使途、(15)理科教育振興費に対する配分方法とその
使途、(16)成人教育費中自動車購入資金補助の内容、(17)学校給食費貸
付金回収の状況と今後の見通し、公宅建築費の内訳、(18)道立高等学
校授業料の徴収状況と減免者数及び三十二年度徴収に対する見通
し、(19)教員保養所費に關連して入所者の数、入所者一人当たり必要経
費、看護婦一日の賄料、(20)移動図書館の内容と配置先等について、
川瀬委員(協ク)より、江差高等学校屋内運動場の改築に対する予
算措置特に起債承認の見通し、工事入札の時期等について、新川委
員(社)より、(1)高等学校以上の教育に対する長期計画の樹立に關連
して市町村立高等学校を道立に移管する場合の観点、(2)都市におけ
る高等学校入学難緩和に対する考え方及び各高等学校の間口状況、
(3)小中学校における二部授業の実態とこれに対する解消策、(4)教育
委員会事務局の機構改革問題、(5)私学教育の今後のあり方、(6)教職
員の定数増加と全国対比、(7)高校設置に対する地方公共団体相互間
の財政負担区分の正常化等について(關連して高田委員(社)より、

高等学校の間口拡張対策、越境入学に対する考え方、札幌市における高等学校入学難緩和に関連して札幌市が高等学校を設置した場合の受入れ体制についての考え方について質疑)、高橋源)委員(自民)より、(1)通信教育の充実対策、(2)設置認可のない岩見沢商業高等学校の入学試験問題等についてそれぞれ質疑、教育長、学校管理課長、財務課長、行政課長、保健体育課長より答弁があつて、午後零時十五分暫時休憩、午後一時十五分再開、中野(与)委員(社)より、(1)教職員の旅費不足に対する対策、(2)教員定数増に対する考え方、(3)へき地教育振興対策特に二部授業等不正常授業解消対策等について、泉谷委員(自民)より、(1)公立学校共済組合給与金が減額更正になつた理由、(2)教員養成所費減額に対する考え方、(3)無資格教員に対する退職勧奨問題等についてそれぞれ質疑、教育長、財務課長、行政課長より答弁があつて、午後五時十四分暫時休憩、午後五時十五分再開。

② 日程の変更について諮り、教育委員会所管、商工部所管の質疑を明日に繰延べすることに決定した。

○三月十九日 午前十一時十一分、議場において開議、午後五時十三分

散会、委員長 山内広(社)

① 昨日に引き続き教育委員会所管に対する質疑に入り、黒沢委員(社)より、(1)教育委員会事務局の組織再編成に対する構想、(2)社会教育の推進対策と職員の充実に對する考え方、(3)へき地教育の充実に関連してその具体的方策、教員養成所に対する新規募集中止の理由及び今後募集の見通し、へき地教育研究集会に対する費用配分の方法と交付目的、地方教育研究所補助金の内容、(4)学校教育と社会教育のあり方に対する考え方特に社会教育諸団体相互間の連絡状況等について、川口委員(自民)より、(1)職業課程高等学校の整備計画に對する考え方及び同高等学校卒業者の就職先と就職状況、(2)

退職手当算定の基礎、三十一年度に支払うべき退職手当及びベースアップ分を三十二年度予算に組んでいることの有無、(3)道立高等学校の間口増に伴う教職員の定数増加問題、(4)三十一年度及び三十二年度における小中高教職員給与算定に対する単価の喰い違い、(5)三十一年度昇給分の支払繰延べと未措置の理由、(6)道立高等学校改築年次計画と老朽度測定の算定基礎、(7)北海道へき地振興会の活動状況、(8)地方公民館拡充に對する考え方及び助成問題、(9)全道公民館の活動状況、(10)図書購入費過少の問題と購入図書名、(11)養護学校及び定時制高等学校教職員の給与費が昨年度に比べ減額計上されている理由、(12)養護学校教職員の薪陳代謝による入替え状況、(13)へき地振興法の本道に与えた効果とその影響、(14)教育の機会均等と学区制是非の問題、(15)高等学校の間口狭隘と男女共学の是非等について、川村委員(社)より、(1)道立高等学校管理規則(仮案)制定に関連してその性格と立案に對する考え方、同規則の市町村教委に對する指導助言の方法、従来の管理規則による校長の学校運営のあり方に對する相違点、教頭事務長等の機関設置に對する法的根拠、教職員に對する日直宿直等の時間外勤務の義務付けとその法的根拠、学校施設の保全管理と防火責任者の所在、(2)水産高等学校実習船の問題特にその運営費及び維持管理費の内容、運営費の各学校別配分状況及び実習による漁種別漁獲高と売払収入状況、大型実習船の収入率が特に低い理由、高等学校実習船として中型船使用に對する考え方等について(関連して沖野委員(自民)より、各実習船の配置先と実習目的及び維持運営に要する費用、専門技術教員の充実と高度の技術教育必要性の問題、各船の魚種別漁獲高と漁具漁網の關係、北洋漁業に関連して高等学校実習船の大型化に對する考え方等について質疑があり)、大久保委員(自民)より、(1)難聴児対策特にこれら難聴児教育に對する従来の啓蒙指導方針、難聴学級の設置に對する考え方及びこれら施設の強化策、(2)高等学校生徒の桃色遊戯に對する

考え方特に男女共学との関係、不良映画の生徒に及ぼす影響とこれら生徒に対する補導取締りの方法、家庭と母親教育に対する考え方、PTAとの連絡状況、(3)職業教育特に農業教育の拡充強化策等について、山元委員(自民)より、(1)高等学校における家庭科教育に対する施設の整備とこれに対する考え方及び社会教育主事の欠員補充問題、(2)定時制高等学校の充実方策特に専任教員の配置とこれに対する心構え、(3)冷害地における貧困児童に対する給食問題及びこれら児童の健康調査と発育状況、(4)高等学校におけるPTA会費の父兄に対する負担過重とこれに対する考え方、(5)定時制高等学校より全日制高等学校に入学許可される場合の許可基準の内容等について、林委員(自民)より、(1)教育委員会事務局の組織再編成について特に組織合理化の基本構想、部課の増減及び係の統廃合等に対する考え方、(2)市町村教委に対する適切な指導助言の範囲特にその基本的考え方、組合活動に対する指導助言のあり方、(3)高等学校以上の教育に対する地域的長期計画の策定に関連して間口の狹隘状況、将来における公立私立学校分布の状況、職業課程学校整備計画の内容とそのあり方、(4)教職員の研修強化策特にその具体的計画、研修方法、教職員の長期府県視察と児童の学業低下に関連してその研修のあり方、(5)教育研究所の定員問題、(6)同研究所の研究テーマの決定方法及び同研究の教育行政に及ぼす効果、(7)地方教育研究所のあり方及び同研究所に対する補助金配分の方法、(8)昇給予算計上の積算基礎、延伸条例適用者と新給与法成立により適用を受けなくなる者との不均衡は正に対する考え方、(9)校長の学校管理分任権について特にその法的根拠、校長が校務を運営するに当つて教職員の意見を聞いて行う方法に対する適不適の問題、校長の学校管理権に対する見解、(10)本年度高等学校入学選抜における準備の進捗状況等について、福島委員(自民)より、(1)二十九年以降の昇給支払繰延べ及び三十一年十月以降の昇給延延による差額の予算措置問題及び道職

員に対する取扱いとの相違している理由、(2)学校生活協同組合の運営に対する考え方等について、道下委員(協ク)より、(1)文化財の保護管理に対する考え方及び保護指定の方法、(2)教育委員会事務局職員の給与に対する凹凸是正に対する考え方及び実態調査のその後の経過等について(関連して太田委員(社)より、厚岸国泰寺に対する文化財指定の調査を行う意思の有無について質疑があり)それぞれ質疑、教育長、学校管理課長、財務課長、行政課長、保健体育課長よりそれぞれ答弁があつて、教育委員会所管に対する質疑を終結、午後五時六分休憩、午後五時十二分再開。

② 審査日程の変更について諮り、本日举行予定の商工部、水産部、建設部、農地開拓部各所管に対する質疑は明二十日に繰延べすることとした。

○三月二十日 午前十一時四分、議場において開議、午後五時二十七分

散会、委員長 山内広(社)

① 冒頭福島委員(自民)より、知事に対する出席要求の取扱いについて質疑、総務部次長より答弁、本問題の取扱いについて福島委員(自民)山内委員長(社)総務部次長との間に質疑応答があつて、暫時休憩、午後零時十四分再開。

② 商工部所管に対する質疑に入り、中牧委員(自民)より、(1)観光客誘致のための宣伝面における予算増額の問題、(2)北海道観光事業促進協議会を廃止した理由及びこれを復活して継続する意思の有無、(3)温泉旅館の増改築に伴う資金あつせん問題、(4)売春防止法成立に伴う観光地における料理店経営の問題等について、黒沢委員(社)より、(1)本道物産の市場開拓及び優秀商品製造の指導対策等について、渡部委員(社)より、(1)坑内ガス利用の設計構想に関連してその事業計画特に資金計画、工事着手時期の見通し、(2)平原地帯における天然ガスの利用計画及び天然ガス開発促進費、坑内ガス需給対

策費、天然ガス開発調査費の内容、(3)温泉旅館におけるサービスの不行届及び温泉地におけるハイヤー料金の高い理由等についてそれぞれ質疑、商工部長、商務課長、資源課長、工業課長より答弁があつて、午後一時二十一分休憩、午後二時三十八分再開、大久保委員(自民)より、(1)予算案審議中に東南アジア貿易調査団派遣の準備を進捗せしめている事実と議会軽視に対する考え方、(2)商業協同組合の実態とその育成強化策、(3)中小企業等協同組合中央会の現況と同会に対する負担金納入の状況、(4)信用組合の現況とこれに対する指導対策、(5)三十三年度開催予定の博覧会に対する資金援助の問題、(6)三十三年度設置予定の北海道簿記学校の内容及びこれ等学校に対する助成措置の考え方、(7)中小企業の技術向上のため工業試験場の強化問題、(8)支庁商工課の業務方針、(9)信用保証協会に対する未払い損失補償金の問題等について、新川委員(社)より、(1)中国経済視察団が派遣される場合これ等団体に対する助成問題、(2)青函貨物の海送転換による滞貨処理の問題等について、高橋(源)委員(自民)より、(1)博覧会開催に対する予算補助と札幌小樽共通の入場券発行の問題、(2)対中ソ貿易促進に対する見解、(3)小樽貿易会館が一時間閉鎖を計画された理由及び会館の利用状況と移転計画の有無、(4)消費生活協同組合と弱小小売業者の競合問題、(5)中小企業維持振興資金貸付金の配分計画等について、増田委員(社)より、(1)空港整備の見通しと北日本航空株式会社の資産内容及び経営概況、(2)中小企業診断実施状況と本年度の見通し及び小売商店の経営合理化についての指導方針、(3)日中第四次貿易協定と本道への影響、(4)道南いか凶漁地帯における中小企業者に対する融資対策の状況等について、松尾委員(自民)より、(1)機械貸付予算に対する追加計上の意思、(2)岩内町北海パルプ株式会社の再建構想、(3)公定歩合引上げが信用保証協会に及ぼす影響、(4)道内地下資源調査の完全実施の問題等について、山元委員(自民)より、(1)機械貸付予算増額の問題、(2)中

央卸売市場設置が近郊市場へ及ぼす影響、(3)工場誘致が進展しない理由と今後の対策等について、泉谷委員(自民)より、(1)機械貸付金の貸付方法及び運営の問題、(2)自転車振興会連合会の性格と事業内容、(3)中小企業等協同組合中央会に対する負担金の賦課基準、(4)三笠町におけるガス化学工場のばい煙が住民に及ぼす影響の問題等についてそれぞれ質疑、商工部長、商務課長、工業課長、資源課長より答弁があり、

③ 次に審査日程の変更について諮り、商工部所管の質疑は明後日も引き続き行うこととし、明後二十三日は商工部、水産部各所管に対する質疑を行うことに決定した。

○三月二十二日 午前十一時二分、議場において開議、午後六時三十五

分散会、委員長 山内広(社)

① 一昨日に引き続き商工部所管に対する質疑に入り、阿部委員(自民)より、(1)信用保証協会の業務拡大に対する国の強化措置に伴う本道への影響、(2)中小企業実態調査に関する今後の方針、(3)中小企業の育成強化に関連して能率指導所、中小企業相談所及び金融機関の連けい状況、(4)機械貸付市助成費の性格、(5)信用保証協会運営資金の金融機関別予託状況、三十一年度決算見込み額、代位弁済額の三十一年度残高、三十一年度中に行つた損失補償の内訳、保証なしで金融機関より借入れることのできる企業者に対する保証状況、(6)国民金融公庫及び中小企業金融公庫資金の末端への浸透問題、(7)昨年の中小企業に対する冷害凶作対策資金の消化問題、(8)中小企業組織関係法案に対する見解等について、伊藤(作)委員(自民)より、(1)機械貸付制度における貸付申請窓口が二つある理由及び旧機械貸付制度時代の使用料を財源に見込んでいたがこれが回収不能の場合の財源措置、(2)中小企業相談所に対する補助金減少の問題、(3)夕張川二股電源開発地域内における砂金鉱区の補償問題、(4)木材糖化に

関し民間にも研究させることに對する見解等について、福島委員（自民）より、(1)中国に優先して東南アジア貿易に焦点を向けた理由と香港貿易事務所拡大の問題、(2)中小企業維持振興資金貸付の内容等についてそれぞれ質疑、商工部長、商務課長、資源課長、工業課長より答弁があつて、午後一時三十五分休憩、午後二時十二分再開、次に沖野委員（自民）より、(1)北日本航空株式会社の資産及び経理内容並びに同会社に対する貸付金回収の可能性の有無、(2)観光宣伝費過少の理由及び列車内における写真ポスター等による観光宣伝の状況と今後の方針、(3)道内中小炭鉱に対する融資資金の回収状況、(4)天北地区への低品位炭乾溜工場誘致の問題、(5)東南アジアへのなまこ輸出の問題、(6)香港駐在員よりの情報が一般末端へ流れている状況、(7)留萌網走宗谷地方に信用保証協会支所開設計画の有無、(8)輸送対策費の内容等について、大島委員（自民）より、(1)中小企業振興のための新規施策の有無とこれに対する見解、(2)中小企業相談所に対する予算過少の問題とこれに対する追加意思の有無、(3)中小企業者に加えられる消費生活協同組合の圧迫及びデパート等の資本的圧力を回避する具体的方策、(4)機械貸付制度の内容及び運営の問題、(5)信用保証協会の性格のあり方、(6)海外通信員手当の内容、(7)東南アジア調査費の内容及び当初要求額を上回つた理由、(8)能率指導所の業務を道が行わない理由、(9)設立当初の考え方に反して北日本航空株式会社会を内地航空会社と合併せしめる理由及び同会社に対する資金援助を開発公庫に肩代りする考への有無等について、川口委員（自民）より、(1)中小企業相談所に対する補助金減少の問題、(2)中小企業等協同組合共同施設資金貸付金の予算措置に一貫性がない理由、(3)石油資源開発株式会社の実績内容及び道内での原油精製の構想、北日本石油株式会社精製の石油が東北地方へ流出している事実の有無とその理由等について、林委員（自民）より、(1)香港駐在員の活動成果及び香港貿易事務所の定員と業務内容、(2)信用保証

協会に對する損失補償の状況、(3)中小企業設備合理化資金の貸付制度を特別会計にして継続する意思の有無、(4)旧機械貸付制度時代の使用料の納入状況及び今後の納入見通しとその対策、(5)東南アジア視察に関連して東南アジアの購買力、中ソ及び東南アジアの本道貿易に占める地位、これら諸国との貿易を進展せしめるに當つての国との関連、視察に先立つべき基礎調査の状況、本年度に至り東南アジア貿易を第一にとり上げた理由等について、杉本委員（自民）より、青果物卸売市場及び魚菜卸売市場の指導監督権一本化に對する考え方についてそれぞれ質疑、商工部長、商務課長、資源課長、工業課長より答弁があつて、知事への保留分を除き商工部所管の質疑を終結。

② 次に建築部所管に對する質疑に入り、大久保委員（自民）より、(1)総合開発推進に関連して住宅対策に對する熱意、住宅建築に付随する宅地開発に對するの対策、(2)寒地建築研究所における研究概要特にブロックに對する耐吸湿性の研究成果等について、伊藤（作）委員（自民）より、(1)第一種公営住宅と第二種公営住宅の規格上の相違及び補助率、(2)同住宅の各市町村に對する本年度の配分枠、(3)北海道住宅公社に對する貸付金償還の方法と貸付条件等についてそれぞれ質疑、建築部長、住宅課長より答弁。

③ 次に審査日程の変更について語り、本日举行予定の水産部所管に對する質疑は明二十三日に繰延べすることとし、明日以降の日程については二十三日水産部、農地開拓部各所管、二十五日農務部、林務部、労働部各所管、二十六日民生部、衛生部、土木部各所管、二十七日公安委員会、総務部各所管、二十八日総務部所管の質疑を行うことに決定した。

○三月二十三日

午前十一時二十分、議場において開議、午後七時四十分散会、委員長 山内広（社）

① 水産部所管に対する質疑に入り、岡林委員(社)より、淡水魚の増殖方針について、大島委員(自民)より、日ソ漁業委員会におけるさけ、ます漁獲数量の決定に関連して本年度独航船及び母船が採算のとれる配分割合、独航船二割削減必至に対する考え方、独航船削減の場合における内地船との割振り、北洋と北緯四十八度以南海域のかみあわせ等について、林委員(自民)より、(1)零組沿岸漁業の根本対策に関連して沖合転換計画、兼業導入促進策、浅海増殖事業推進に対する熱意、(2)提案された水産関係予算額過少の問題と第二次五カ年計画遂行に対する考え方、(3)沿岸魚田改良施設奨励費の内訳、(4)浅海増殖対策費における国の補助金に見合う道費上置きに対する考え方、(5)浅海増殖振興費に対する道の全額枠に対する割合と三十二年度における今後の見通し等について(関連して沖野委員(自民)より、(1)浅海増殖費の町村負担過重に対する考え方及び負担できない町村に対する資金貸付の意思、同事業に対する各支庁の取扱いが相違していることに対する考え方、(2)貝類種苗の輸送費補助に対する考え方等について、また高橋(源)委員(自民)より、沿岸漁業転換計画について質疑があり)、増田委員(社)より、(1)道南のいか凶漁対策の進行状況、(2)漁業協同組合の再建整備促進策、(3)水産改良指導員設置に対する考え方、(4)漁業協同組合中央会設置に対する考え方、(5)沿岸漁業者に対する副業奨励等の土地解放に必要な金融特例措置に対する考え方、(6)モデル部落設置の増加措置に対する考え方、(7)道南のさけ釣り漁業開発に関連して地元船と内地船の競合問題に対する見解等について、山元委員(自民)より、(1)にしん沖刺網試験操業問題に関連して操業についての指導と取締りに対する重点のおき方、取締りの適正化、底曳船との紛争防止地域の重点方所、試験操業地域と定置沿岸漁業権の指定地域の競合問題、オホーツク海のにしん流網試験費の全額削除と今後の計画に対する齟齬、にしん沖刺網試験操業船の許可隻数、試験操業指揮船と地元

漁業協同組合及び取締り船の連絡方法、指揮船に対する指導方針等について、川瀬委員(協ク)より、(1)さけ、ますふ化事業に関連して河川外でふ化することの可否、(2)河川にそ上するさけ、ます捕獲の取締り方針と保護対策、(3)水産改良普及員の配置状況と普及員に監視権を与えることに対する考え方、(4)森町のにじますふ化事業施設拡充問題、(5)凶漁対策として行う漁村の淡水魚増殖事業に対する助成措置、(6)水産加工の普及方策に関連して北海道のりの品質改善の方途等について、阿部委員(自民)より、(1)北洋開発要綱に関連してたら延なわ漁業の知事許可と内地船に対する規制措置、(2)水産物輸送円滑化の改善方策、(3)さけ、ます稚魚漁獲防止取締要綱に規定する罰則と漁業協同組合の責任、(4)さけ、ます増殖組合の経営概況特に収支の実態と同組合の活動状況、同組合員の資格、事業実施方法と事業委託先、(5)たら延なわ漁業に従事する内地船の所持する日ソ漁業対策協議会発行の証明書の問題等についてそれぞれ質疑、水産部長、水産課長、水産製品課長、漁業調整課長より答弁があつて、午後三時休憩、午後三時四十七分再開、次に杉本委員(自民)より、(1)水産加工振興対策に関連して予算額過少の問題、未組織加工業者の組織化に対する考え方、加工組合育成強化策、加工業振興のための審議機関等の設置問題、(2)漁獲量の減少に伴う水産物検査特別会計の赤字補てん対策、(3)水産物検査機構の改革により検査機能低下の傾向にあり不評を買っているがこれに対する考え方等について、高橋(源)委員(自民)より、(1)北洋開発に対する基本的考え方、(2)零組沿岸漁民の救済策に関連して沖合転換方策、オホーツク海結氷海域に出漁せしめることに対する考え方、(3)にしん沖刺網試験操業が成功した場合の今後の許可方針、(4)漁業根拠地における背後施設特に陸揚げ施設、輸送、貯蔵、乗組員の厚生施設等の整備に対する考え方、(5)水産業団体等の整備促進の対象組合に対する経営内容、(6)道漁連に対する貸付金に関連して同連合会の事業収

支状況及び貸借対照表、(7)漁家経済の安定対策特に水産物の消流対策、(8)漁業卸売市場等に入出入りする仲買人の地位向上策と条例改正問題、(9)水産物売払の手續に關連して特にその品目別売払方法、(10)明年の博覧会開催に當り小樽に水族館が設立されるがこれに対する経済援助継続の問題、(11)北洋漁獲物の加工対策と冷蔵庫設置に対する融資金の獲得方策、(12)中型底曳網漁業者に対する北洋への出漁手續の進捗状況等について(關連して阿部委員(自民)より、開發公庫の水産冷蔵施設に対する融資問題について質疑があり)、大久保委員(自民)より、(1)水質汚濁防止調査指導費の内容とこれがさけ、ますふ化放流事業へ与える影響、(2)漁村文化の向上方策等について、泉谷委員(自民)より、(1)漁業取締船の借上げ料に關連して傭船の種類と借上げ隻数、(2)漁業共済基金協会に対する三十一年度事業成績特に漁業種別毎の補償額及び同協会出資金に対する国、道の負担区分、(3)農山漁村建設費に対する使途と予算の流れ方、(4)北方領土復帰対策本部で行っている漁業対策の企画・立案・調査等の主導権の所在及び北方漁業対策本部との關係、(5)地方振興奨励費のうち道南漁業安定対策補助金の交付先とその使途等について、沖野委員(自民)より、(1)松山、渡島管内すけそ漁業のあり方、(2)北見沿岸の資源枯渇問題に關連して沿岸漁業者の沖合転換計画、(3)日本海宗谷留萌地方のしん沖刺網試験操業が不成功に終つた場合の転換計画とその対策、(4)トトン未満のさば釣り、いわし漁業対策、(5)本道漁業従事者の数及び世帯数、(6)転換計画の見通し、(7)春にしん沖刺網操業に対する金融措置とその見通し、(8)北見地区における漁田開発入植者に対する救済対策、(9)水産加工施設に対する指導強化策及び機械貸付の配分割合、(10)水産物検査機構改革以後における規格不統一の問題、(11)洞游多獲漁のうち転換できるものとできないものの種類と資源量の状態、(12)冬にしん試験操業の経過及びその結果、(13)試験操業に従事した各単協の事業収支の状況、(14)漁業協同組合の常任理

事が定款もしくは議決の範圍を越えて不正貸付を行い当該組合に損失を与えた場合の責任の所在及び検査官がこれを発見した場合の告發義務の有無、(5)漁業協同組合に対する監査の適正強化策等についてそれぞれ質疑、漁政課長、漁業調整課長、水産製品課長より答弁があつて、通告の質疑を終結。

② 次に審査日程の変更について諮り、本日举行予定の農地開拓部所管に対する質疑は明後二十五日に繰延べすることとし、明後二十五日は農地開拓部、公安委員会、労働部各所管に対する質疑を行うことに決定した。

○三月二十五日 午前十一時十五分、議場において開議、午後七時二十

分散会、委員長 山内広(社)

① 農地開拓部所管に対する質疑に入り、岡田委員(社)より、(1)冷害等による開拓者の営農支障に対する今後の対策方針、(2)林地と開拓地の競合の問題、(3)上磯町における農地等買収売渡關係訴訟の問題等について、伊藤(作)委員(自民)より、(1)不振開拓地区対策及び三十二年度以降における新規入植の方針、(2)開拓農道補修費、開拓水道、貸付牛予算の問題、(3)不振開拓地区の実績、(4)上川、空知、石狩地区における入植適地の面積等について、宮津委員(自民)より、戦後取得の開拓不能地返還の問題について、杉本委員(自民)より、(1)代行工事にかかる不正防止のための今後の対策方針及び入植地における委託工事の残事業量、(2)開拓地における保健婦の増員及び身分保障の問題、(3)新冠村村有林の買収問題等について、福島委員(自民)より、(1)あと地入植の問題及び今後の一般入植選衡の方針、(2)既存農家間における農地の権利移動に關する紛争調整の対策、(3)自作農維持創設資金の貸出状況及びその推進、(4)開拓農協と一般農協との調整の問題等について、川瀬委員(協ク)より、道南地区開拓者に対する養蚕奨励費の計上問題について質疑及び意見が

あり、農地開拓部長、開拓経営課長より答弁。

- ② ついで山内委員長（社）より、総務部所管の質疑に際し知事の出席要求を申入れることについて諮り、異議なくそのことに決定。次に沖野委員（自民）より、(1)三十二年度開拓部予算における食糧費、(2)天北平野の開発計画における河川の問題、(3)開拓地における食糧費の増員及び身分保障の問題、(4)融雪期における水害予防対策、(5)入殖施設費、営農促進費、開拓不振地区救済、開拓補助事業事務費、開墾建設事業費、開墾建設附帯工事費、簡易軌道費、開拓地農道補修費の内容等について質疑及び意見があり、農地開拓部長、総務課長、開拓経営課長より答弁があつて、農地開拓部所管に対する質疑を終結、午後一時五十二分休憩、午後三時十二分再開。

- ③ 次に公安委員会、労働部各所管に対する質疑を一括議題とし、まず福島委員（自民）より、失業対策事業に関連してその事業量及び財源の見通しについて、新川委員（社）より、売春防止法の施行（四月一日）に関連して最近における業者の動向、取締りのすめ方、温泉地帯における取締り方法、関係機関相互の連絡等について（関連して大島委員（自民）より、地方における取締り方法の相違について質疑があり）、次に林委員（自民）より、(1)賃金実態調査費が労政課及び労働科学研究所所管にそれぞれ組まれているがその理由と内容、(2)札幌労働会館新築費に関連して従来の労働会館に対する運営上の相違点、労働会館を労働会館に改めた理由、労働会館維持運営費の内容、札幌労働会館の名称変更に伴う他の労働会館に対する名称変更の問題、札幌労働会館の腐朽程度と現在までの使用状況、新設労働会館の規模、設置場所、部屋の使用区分と使用団体名、建築完成の時期とその見通し等について、沖野委員（自民）より、(1)公安委員会における交際費の額と同交際費を各警察署に配分の問題及び食糧費過少の問題、(2)海上における取締り方針、(3)稚内職業安定所庁舎に対する改築計画、(4)稚内職業補導所に無線通信士養成の

機関を設置する意思の有無、(5)離島における冬期間雪上車の配置に対する考え方、(6)へき地の駐在所におけるスキー配置の問題等について、杉本委員（自民）より、(1)少年刑法犯に関連して最近における少年犯罪の動向と犯罪件数及びこれに対する対策、少年補導専門員の設置とモデル補導組織の結成等に対する考え方、(2)警察官の未帰還者に対する給与支給状況と家族の動向等について、松尾委員（自民）より、日本海ます流網試験操業船の許可問題に関連して犯罪の調査経過及び現段階における捜査方法と今後の方針について、川口委員（自民）より、(1)本道在住の北鮮及び南鮮系朝鮮人の数と就職状況、最近における朝鮮人の犯罪状況と出入国管理令違反件数、(2)三十一年度における漁船捕事件と抑留者の数及び沿岸警備状況、(3)外国人登録者の国籍別人員数、(4)改正後の定数条例による定数と現員との比較、(5)燃料費及び消耗品費過少の問題、(6)自家用車の営業行為に対する取締り等について、阿部委員（自民）より、(1)労働部における中小企業相談所運営費の内容と仕事の性格及びこれに対する基本的指導方針、(2)労働金庫における資金貸出しの状況、(3)中央における中小企業組織法案成立の動きに対し道労働福祉協会が反対のスローガンを掲げていることに対する考え方等について、泉谷委員（自民）より、(1)失業対策事業の内容特に就労者の労働条件、(2)労働金庫検査の方法、(3)駐在所、派出所等の管理問題、(4)警察官の公宅及び給与是正に対する考え方等について、山元委員（自民）より、(1)売春防止法施行に関して最近の業者の動きとこれに対する取締り方針、(2)押売防止条例実施に当たつての運用方針特に業者との間に話し合いが行われた事実の有無等について、宮津委員（自民）より、交通事故に関連して自動車の速度制限に対する考え方についてそれぞれ質疑、道警本部長、労働部長、労政課長、職業安定補導課長より答弁があつて、公安委員会、労働部所管の質疑を終結。

- ④ 次に審査日程の変更について諮り、明二十六日は林務部、衛生部、

民生部各所管、二十七日は農務部、土木部、総務部各所管、二十八日は総務部所管の質疑をそれぞれ行うこととし、審議の方法については一部ずつ単独に行うことに決定した。

○三月二十六日 午後一時十七分、議場において開議、午後六時六分散

会、委員長 山内広(社)

① 林務部所管に対する質疑に入り、福島委員(自民)より、(1)造林補助事業の義務負担に対する考え方及び道費補助打ち切りによる関係業者の混乱打開の方法、(2)緊急造林に対する今後の取扱い方針、(3)林道予算の道費上置きに対する考え方、(4)奨励苗圃に対する今後の取扱い方針と計画変更の見通し、(5)林産工業立地条件調査費の内容と道負担額過少の問題等について、松尾委員(自民)より、(1)林務行政経費の削減と今後の林業行政のあり方、(2)木材取引市場設置に対する考え方、(3)なら、せん等の貴重材に対する培養とこれに対する所見等について、伊藤(作)委員(自民)より、(1)一般会計に計上されている森林資源造成事業費と特別会計に組まれている造林費の内容、(2)道有林野事業費の財産売払代金に関連してその内訳、売払先、売払方法、(3)道有林野事業特別会計の道職員費の内訳等について、川口委員(自民)より、(1)木材糖化中間工業試験に関連して企業化の見通しと採算の合う計算基礎、生産品目と品目別生産量、輸送運賃、労働賃金等その内容、プラント工場の規模、試験機械の導入時期と試験完了の見通し、企業経営に参加する方法、今次提案の予算金額による今年度完成の見通し、原料材として利用する廃材集荷の方法、補助金及び寄付金の見通し等について、川瀬委員(協ク)より、(1)道営苗圃の運営状況特に松山支庁管内の苗圃不振に対する措置とこれ等苗圃の育成方針について、泉谷委員(自民)より、(1)造林補助事業費及び森林保護費等林務行政経費の大巾削減に関連して今後の林業行政のあり方、(2)道立公園予算過少の問題と本年度

の指定カ所、(3)樹前価格安定対策費の貸付先及びその団体の経営内容等について、林委員(自民)より、(1)風倒木の処理に関連してその後の処理状況、未処理分のうち利用価値のないものの量、処理後の木材需給対策、(2)造林費及び林道施設費等の予算過少の問題と第二次五カ年計画推進に対する考え方、(3)繊維板生産中間試験完成の状況と企業化に対する見通し及び当該予算が特別会計で組まれている理由、(4)ハードボードの工場設置と普及の見通し等についてそれぞれ質疑、林務部長、林業指導課長より答弁があつて、林務部所管の質疑を終結、午後五時二十八分休憩、午後六時三分再開。

② 審査日程の変更について諮り、本日举行う予定の衛生部、民生部各所管は明二十七日繰延べし、明二十七日は衛生部、民生部、農務部各所管の質疑を行うこととした。

三月二十七日 午前十一時一分、議場において開議、午後五時十五分散

会、委員長 山内広(社)

① 衛生部所管に対する質疑に入り、山元委員(自民)より、(1)売春防止法施行に伴う性病の潜在急増に対する予防対策、(2)凶漁凶作地帯婦女子対策としての准看護婦養成所設置の問題及び国立准看護婦養成所への受験成績、(3)三十二年度結核予防対策において特に老人、乳幼児について考慮すべき点等について、林委員(自民)より、(1)自動車その他の物品購入に際しての地方業者に対する配慮の問題、(2)血液銀行費、衛生研究所費における薬品売払代の問題、(3)財団法人北海道救済協会の性格、事業内容及びらい感染予防対策並びに本日の部長の出張用務内容、(4)簡易水道補助金打ち切りの問題等について、高橋(源)委員(自民)より、調理士条例中の知事指定養成施設設置意思の有無及び調理士試験適正化の問題並びに栄養士に対して調理士免許を与えていない事についての見解について、大島委員(自民)より、(1)保健所運営費における工事請負費及び備品費の

内容、(2) 覚せい剤使用者の概数、(3) 薬用植物指導研究費打ちりの理由、(4) 血液銀行における乾燥製剤業務の有無と今後の方針及び副資材購入費の性格並びに血液銀行の民間移譲についての見解、(5) 受胎調節費の対象人員、対象決定の方法及び本道における妊娠中絶による死亡率、(6) がん予防研究の進捗状況及びがん予防対策費の増額強化、(7) 疥癬虫駆除費減少の問題及び協力団体育成のため助成予算計上の問題、(8) 興行場における換気の問題、(9) 稚内離島に保健所出張所を設置する計画の有無、(10) 医大病院の総務部移管の問題、(11) 道立病院特別会計の赤字解消の見込みと黒字転向策等について、**佐々木委員（自民）**より、(1) らい病院への見舞と予算審議との比較重要度に対する部長の見解、(2) 衛生会館問題が部長の確約通り三月中旬に解決しない理由及び解決時期の見通し等について質疑及び意見があり、衛生部長、保健予防課長より答弁があつて、衛生部所管に対する質疑を終結、民生部所管に対する質疑は本会議終了後直ちに審査に入ることとして午後一時四十八分休憩、午後五時十四分再開。

② **委員長**より、本日举行予定であつた民生、農務両部所管に対する質疑を明二十八日に繰延べたい旨を語り、異議なくそのことに決定、明二十八日は民生、農務、土木各部所管に対する質疑を行うこととした。

○三月二十八日 午前十時四十四分、議場において開議、午後三時五十分散会、委員長 山内広（社）

① **民生部所管**に対する質疑に入り、**中牧委員（自民）**より、戦没者遺児対策費減少の問題について、**本多委員（自民）**より、(1) 国民健康保険の赤字対策特に直営診療所整備費補助金打ちりの理由及び今後の方針、(2) 売春婦の更正対策特に予算額減少の問題等について、**佐々木委員（自民）**より、(1) 消費生活協同組合及び学校生活協同組合について特にその組合数と組合員数、活動中の組合と活動停止中

の組合の数及び組合員数、これら組合に対する資金貸付につき厚生省に認可申請の状況、貸付を受けている組合の数、学校生活協同組合に対する行政監督の状況、認可なしで類似行為を行っている組合に対する行政措置及び学校生活協同組合が特定の指定店に行わせて手数料を徴収している事実に対する考え方、(2) 青少年不良化防止に関する予算の過少問題等についてそれぞれ質疑、民生部長、社会課長より答弁があつて、午前十一時三十分休憩、午後零時四十五分再開。

② 次に農務部所管に対する質疑に入り、**沖野委員（自民）**より、(1) 農業試験場費の各支場別予算配分額及び指定試験事業費の内容、(2) 病害虫発生予察事業の内容及び予算額減少の理由、(3) 飼料対策費、草地改良造成事業費及び牛馬の伝染病予防費等の畜産関係予算が昨年度に比べ減額になつている理由、(4) 宗谷支場に対する拡充方策等について、**黒松委員（協）**より、(1) 冷害恒久対策推進のための組織機関設置に対する考え方、(2) 集約酪農振興に関連して集乳合理化に対する考え方、(3) 北海道農業再生産自立推進委員会及び農家経済復興委員会の構成員及び業務内容、(4) 農業協同組合育成費減少の問題に関連して一般農協と開拓農協に対する指導統一問題、(5) 今次予算に提案されている労働会館の新築に関してその運営等について相談を受けた事実の有無等について、**杉本委員（自民）**より、道営競馬振興方策特に勝馬に対する賞金増額の意思及び補助馬制度設置に対する考え方について、**伊藤（作）委員（自民）**より、(1) 貸付牛制度継続に対する考え方、(2) 道経済連に対する貸付金打ちりの理由、(3) 馬鈴薯の販路拡張のための種馬鈴薯展示圃設置委託料減少の問題及び種馬鈴薯価格安定対策等について、**福島委員（自民）**より、(1) 農家負債整理貸付金の貸付状況と利子補給法案成立の見通し、(2) 耕地防風林の道担補助打ちりの理由、(3) 昨年度における農災共済金の割当不適正の問題とこれに対してとつた指導措置等についてそれぞれ質疑、

農務部長事務取扱、農政課長、農業改良課長、畜産課長より答弁があつて、農務部所管に対する質疑を終結、午後二時三十九分休憩、午後二時五十六分再開。

- ③ 次に土木部所管に対する質疑に入り、中牧委員（自民）より、(1)町村道路改良費補助金が毎年度過少である理由及びこれが増額の問題、(2)道々昇格が大巾であるにもかかわらず道々維持整備費が過少である理由及びこれが増額の問題、(3)工事請負の業者指名に際して地元業者を優先せしめる問題等について、伊藤（作）委員（自民）より、(1)中小上水道補助金打切りの問題、(2)夕張二股電源開発地域内における砂金鉱区に対する補償問題及び河川敷地使用権不許可の問題等について、沖野委員（自民）より、(1)宗谷管内漁港の早急整備の問題、(2)離島航路特に稚内利札間に対する補助金増額の問題、(3)香深元地間隧道の早急修理の問題、(4)利尻、礼文島にブルトーザ配置計画の有無等について質疑及び意見があり、土木部長より答弁があつて土木部所管に対する質疑を終結。
- ④ 山内委員長（社）より、明日は総務部所管に対する質疑に入ることにし、知事には出席要求の申入れをしてある旨を述べ、商工部所管で保留になつていた知事に対する質疑は総務部所管に入る前に行うこととした。

○三月二十九日 午前十一時十五分、議場において開議、午後四時十分

散会、委員長 山内広（社）

- ① 総務部所管に対する質疑に入る前に先に保留のあつた商工部所管の知事に対する質疑に入り、中牧委員（自民）より、(1)観光事業予算過少の問題と観光事業振興方策、(2)観光事業促進協議会廃止の理由、(3)三十三年度開催予定の大博覧会に対する助成方針等について、大久保委員（自民）より、東南アジア視察に関連して議会審議中に視察準備をすすめていることと議会軽視の問題、対中ソ貿易の比較

重要度の問題について、西野委員（自民）より、中小企業設備合理化促進費に関する機械貸付市助成費過少の問題とこれに対する熱意について、福島委員（自民）より、東南アジア視察に関連して対中国貿易に優先して東南アジア貿易に焦点を向けた理由、中国貿易に対する今後の具体的方針、香港貿易事務所拡大の意図について、林委員（自民）より、東南アジア視察に関連して(1)基礎調査の有無、(2)視察の効果、(3)提案の時期と実施時期が差し迫っているがこれに対する考え方、(4)視察計画を意図した時期、(5)最近における本道貿易の各国別貿易額、(6)戦前における中ソの品目別貿易額、(7)戦後における貿易の現況、(8)今後のコム制限に対する緩和措置と貿易の見通し、(9)東南アジア諸国の各国別輸出状況、(10)貿易による経済援助を受けている国との貿易上の制限に対する考え方、(11)コム計画の内容、(12)これら各国の自主的経済開発の動き、(13)コム計画の後退せしめて東南アジアを第一に取上げた理由、(14)本問題の扱い方が政治的であると思うがこれに対する考え方等についてそれぞれ質疑、知事、商務課長より答弁があつて、商工部所管の知事に対する質疑を終結、午後一時五十分休憩、午後二時三十分再開。

- ② 次に総務部所管に対する質疑に入り、佐々木委員（自民）より、

(1)自動車取得税創設問題に関連して三十二年度道財政再建計画を提示しないで本税を創設した理由、三十二年度道財政再建計画提出に対する意思の有無、再提案の自動車取得税に農業団体等を除いてある理由、一月以降の法定外普通税についての中央の見解、議会で可決された場合の自治庁に対する許可の見通し、(2)道道昇格に伴う地方交付税の算定基礎等について、松尾委員（自民）より、(1)公給領収制度廃止の動きに関連して遊興飲食税の課税適正化の問題、徴税に対する道の指導方針及び道関係未払飲食代の有無、(2)北海道自治会館建設に対する助成の問題、(3)寒冷地手当及び石炭手当一本化に

対する中央の動きとこれが一本化された場合の不合理是正に対する考え方及び一千億減税に伴う北海道への影響と石炭手当免税折衝の問題等について、高橋（源）委員（自民）より、(1)岩見沢商業高等学校が学校法人の認可なしで生徒募集を行つて混乱を起したがこれに對してとつた措置及びその後の経過、(2)私立学校に対する貸付金の貸付条件が消費生活協同組合等に対する貸付条件と相違している理由等について、山元委員（自民）より、私立学校に対する貸付金制度を高等学校に限つた理由及び今後の方針について、深山委員（自民）より、(1)道における囑託者の数が多い理由と新規採用者に対する考え方、(2)慰労出張の問題等についてそれぞれ質疑、知事、総務部長、財政課長、税務課長、人事委員会委員長より答弁。

③ 総務部所管に対する質疑は明日引き続き行うこととした。

○三月三十日 午前十時四十六分、議場において開議、午後六時散会、

委員長 山内広（社）

① 昨日に引き続き総務部所管に対する質疑に入り、阿部委員（自民）より、(1)昭和三十一年度道財政の見通しとこれに対する考え方、(2)予算提案に際し赤字克服対策を明示しない理由、(3)三十一年度道財政再建計画提示の時期及びこれに対する基本的考え方、(4)税収の伸びについての見通し、(5)毎年滞納繰越が多い理由特に道民税地区税が多い理由、(6)自動車税の滞納繰越と自動車取得税創設の問題、(7)国税局による三十一年度確定申告所得額と道税の事業所得算定の基礎になつた所得額の間になかなか隔差がある理由、(8)自動車取得税再提案に対する態度と所信、(9)三十一年度交付税道分の内容及び基準財政需要額、基準財政収入額並びに今後の伸びに対する見通し、(10)三十一年度地方交付税に対する国の補正措置による見込み額の内容、(11)事業繰越が毎年多額である理由特に三十一年度繰越分のうち盲ろう学校費が繰越された理由、(12)三十一年度決算見込み、(13)法人事業

税の伸びに付する考え方、(14)事業税が非課税で所得税がかかる事業の種類、(15)個人事業税の営業別課税標準と算定の基礎、(16)三十一年度における道有財産の処分見込みとこれに対する考え方、(17)三十一年度特別交付税過少の問題、(18)未計上の義務費に対する財源の見通し等について、伊藤（作）委員（自民）より、(1)道職員の勤務時間変更の問題、(2)農産物価格安定資金貸付金打ち切りの理由と今後の方針等についてそれぞれ質疑、知事、総務部長、財政課長、税務課長より答弁があつて、午後一時三十五分休憩、午後三時二十六分再開、山元委員（自民）より、(1)小樽地方における商工業発展の条件に関連して余市川の総合開発調査問題、(2)札幌医大研究費過少の問題、(3)支庁商工課の設置に伴う人事行政に対する考え方等について、(関連して深山委員（自民）より、札幌医大に歯科学部を設置することに対する考え方とその見通しについて質疑があり) 林委員（自民）より、(1)教育委員未補充の理由、提案時期の見通し及び委員の選定方針、(2)本年度における人事行政の根本方針に関連して総合的人事管理の方針、勤務評定に対する考え方、行政民主化に対する具体的方策、給与改訂に伴う職員給与の不合理是正に対する考え方及び延伸条例の効力、給与費増嵩に対する考え方、(3)第二次総合開発五カ年計画推進の具体的方策、(4)開発事業の大幅増加に伴う道負担能力とその対策、(5)賃金実態調査費に関連してその目的、性格、中央における最低賃金制の動きに対する考え方、(6)労働会館設置に関連して旧労働会館の腐朽度、予算査定経過における計画変更とこれに対する考え方、労働会館における各種機関の利用状況と狭隘状況、新築建物の規模、設置場所、敷地の坪数、着工時期及び竣工の見通し、新築会館の運営費が計上されていない理由、労働会館を労働会館に改名した理由及び性格上運営上の相違点、水産漁業者及び中小企業者等の未組織労働者の収容施設設置に対する考え方、本問題計画に当り農務部との話合いの状況、札幌労働会館の名称変更に伴う各地

の労働会館改名に対する考え方、農民センター設置に対する考え方、(7)財政問題特に義務費未計上の予算編成に対する考え方、健全財政維持と公約履行に対する考え方、三十二年度赤字の見通し、財政再建年次計画の提示と不確定要素の確定時期、長期財政再建の見通し、自主財政再建計画の樹立と起債制限の問題、簡易水道中小水道等に対する補助打ちりの理由とこれに対する対策、(8)労働会館内にある平和センター、北海道労働福祉協会の内容及び同会館を特定団体に特約することの可否等についてそれぞれ質疑、知事、総務部長、労働部長、企画本部長、財政課長より答弁。

② 総務部所管に対する質疑は明三十一日も引き続き行うこととした。

○三月三十一日 午前十時四十二分、議場において開議、午後九時二分

散会、委員長 山内広 (社)

① 昨日に引き続き総務部所管に対する質疑に入り、福島委員(自民)より、(1)地方税制改正に伴う住民税の減収と市町村に対する指導方針、(2)道税の見積り過大、(3)融雪災害に対する具体的方策、(4)三十二年以降の昇給支払繰延べに伴う差額保留分の処置状況、(5)三十二年度林道予算の道負担打ちりに対する考え方、(6)浅海増殖事業の道負担打ちりの理由と沿岸資源培養方策等について、松尾委員(自民)より、監査委員の職務権限について特に監査委員の指摘事項に対する執行責任者の処置、監査委員の監査執行の態度と道政運営の關係等について、大島委員(自民)より、機械貸付制度における特別使用料徴収の問題について、川口委員(自民)より、(1)中小企業相談所補助金過少の問題と支庁商工課設置に対する考え方、(2)財政問題特に三十二年度道財政の見通しにおける営農資金利子補給金の問題、三十二年度道財政の見通し、三十二年度予算未計上の義務費及びその他の支出増に対する対策とその見通し、三十一年度冷害凶

作による歳入減の問題、税率を全国平均まで高めることに対する考え方、税外収入増徴に対する考え方、(3)木材糖化問題特に中間試験工場設置と事業収支の問題、企業化を行う場合における経営参加の具体的方法とその計画、原材料として使用する廃材利用と採算の見通し、森林資源の枯渇と治山治水対策、(4)自動車取得税の問題特に時限立法に変更した理由、道財政再建計画の提出と本税創設の關係、道財政赤字の原因と道税徴収率の低率に対する考え方及びその対策、自動車取得税撤回に対する考え方等についてそれぞれ質疑、知事、総務部長、総務部次長、財政課長より答弁があつて、総務部所管に対する質疑を終結、以上をもつて付託案件に対する質疑を全部終了することとし、午後二時十分休憩、午後八時五十五分再開。

② 付託議案については更に検討の上結論を得るため十名よりなる小委員会を設置してこれ等の案件を付託することに決し、小委員に宮北(社) 太田(社) 新川(社) 川村(社) 林(自民) 大島(自民) 川口(自民) 高橋(源) (自民) 天谷(協ク) 川瀬(協ク) 各委員を選任した。

○四月四日 午後十時四十二分、議場において開議、午後十一時二十五

分散会、委員長 山内広 (社)

① 山内委員長(社)より小委員会における審査の結果について報告を求め、太田小委員長(社)より報告があり、ついで林委員(自民)より、議案第一号、第十九号及び第三十号に対する修正動議について、天谷委員(協ク)より議案第一号に対する付帯決議及び議案第四十六号に対する修正案について、大島委員(自民)より昭和三十三年度予算案に関連する要望決議案についてそれぞれ趣旨説明があつた後、討論に入り、川村委員(社)より、議案第四十六号の修正案及び議案第一号に対する付帯決議に賛成、要望決議案に反対の討論があり、起立による採決の結果、議案第一号、第十九号及び第三

十号に対する修正案は起立者少数にて否決、次に議案第一号、第九号及び第三十号の原案は起立者多数にて可決、次に議案第四十六号の修正案について起立による採決の結果、起立者多数にて修正可決、次に議案第四十七号、第九号及び第一百十号を議題とし、各条例とも付則を「公布の日から施行し四月一日より適用する」ことに修正し他の部分は原案のとおり可決することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に残余の議案第二号乃至第十八号、第二十号乃至第二十六号、第二十八号、第二十九号、第三十一号乃至第四十号、第六号乃至第八号の三十九件を一括議題とし、異議なく原案のとおり可決することに決定、次に三十二年度予算案に関連する要望決議案について起立による採決の結果、起立者少数にて否決、次に議案第一号に対する付帯決議を問題とし、起立による採決の結果、起立者多数にて可決した。

② 次に委員長報告の文案については委員長一任とすることとし、委員長より付託案件に対する審査終了の挨拶を述べた。

小 委 員 会

○三月三十一日 午後九時五分、第三委員室において開議、午後九時二十五分散会、小委員長 太田益夫(社)

① 川瀬臨時小委員長(協ク)より、小委員長互選の方法について諮り、大島委員(自民)より、指名推選の方法により太田委員(社)を小委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 太田小委員長(社)より、予算審議に対する各党の意見提出の日程について諮り、二日午後三時までに最後の意見を提出するように努力することとした。

○四月二日 午後三時五十分、第三委員室において開議、午後四時十五分散会、小委員長 太田益夫(社)

① 小委員長より各党の意見を求め、川口委員(自民)より、自民党の修正案の概要について説明の後、なお単独決議案の提出を考えている旨、高橋(源)委員(自民)より、明日まで作業を完了する予定なる旨、天谷委員(協ク)より、正式に提示できるまでに至っていないが作業は大体完了した旨、新川委員(社)より、本日方針をきめることになっていたので各党の作業内容について発表されたい旨それぞれ意見の開陳並びに要望があり、川口委員(自民)より、明日の午前中に作業を終り正午より党議に諮る旨、天谷委員(協ク)より、明日はいつでも提出できる旨の意見があり、

② 次に小委員長より、日程及び時間を連絡する世話人を各党より一名ずつ選出することについて諮り異議なくそのことに決し、林(自民)川瀬(協ク)新川(社)の各委員を選出した。

○四月三日 午後十一時五分、第三委員室において開議、午後十一時五十分散会、小委員長 太田益夫(社)

① 小委員長より、付託案件に対する各党の最終意見を求め、林委員(自民)より、予算関係議案に対する修正案の提出を考えているが発表の段階に至っていない旨の意見があり、小委員長、山内委員長(社)より、数字の概要について発表されたい旨の発言があり、林委員(自民)より、数字の概要について説明の後、なおその外に単独決議案の提出を考えている旨の意見があつて、次に天谷委員(協ク)より、予算案に対する数字の修正は行わず、予算に伴う事業執行について付帯決議を提出する予定なる旨意見の提出があり、宮北委員(社)より、一応の線がでたので代表者で協議してはどうかについて発言があり、異議なくそのことに決定、午後十一時三十八分休憩、午後十一時五十分再開。

② 小委員長より、休憩中における代表者会議の結果について報告、

なお以後の日程については四日午前十一時開議し、各党の最終案を提示の上、結論を出すことになった旨を述べた。

○四月四日 午後九時五十二分、第三委員室において開議、午後十時五分散会、小委員長 太田益夫（社）

天谷委員（協ク）より、議案第四十六号に対する修正案及び議案第一号、第四十六号に対する付帯決議案を協同クラブより提出する旨、新川委員（社）より、協同クラブの提案事項について社会党として賛成である旨、また林委員（自民）より、議案第一号、第十九号及び第三十号に対する修正案並びに昭和三十二年予算案に関連する要望決議案を自民党より提出する旨それぞれ意見の開陳並びに修正案の提示があり、小委員長より、天谷委員（協ク）及び林委員（自民）提案の事項はいずれも意見調整が不可能であり、小委員会としては付託案件について各委員の意見が一致しないものもあるので本委員会に提出する取扱いにしたい旨を述べ、異議なくそのことに決した。

決算審査特別委員会

○十二月二十七日 午後二時二分、第一委員室において開議、午後二時二十三分散会、委員長 中牧保（自民）

① 高橋（石）臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、暫時休憩、午後二時十分再開。

② 河野委員（社）より、委員長の互選は、指名推選の方法により中牧委員（自民）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 中牧委員長（自民）より、副委員長互選の方法について諮り、河野委員（社）より、指名推選の方法により二瓶委員（協ク）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

④ 次に決算審査の日程について諮り、明年一月二十五日頃に委員会を開き、二月十日頃までに終了するよう申し合せ、審査方法については、第一日は提案説明、監査意見説明及び大体質疑、日程等の打合せ、第二日より書面審査を行うこととし、所管部別の順序については、初日に協議することに決定。

○一月二十六日 午前十一時三十七分、第一委員室において開議、午後零時八分散会、委員長 中牧保（自民）

① 決算審査の日程について諮り、暫時休憩（休憩中審議日程を協議）午後零時一分再開。

② 本日は、取りあえず決算の説明と監査意見の説明を聴取することとし、その後の日程については、次回委員会に改めて協議することに決定、総務部長、能木監査委員より説明を聴取。

○一月二十八日 午後二時二十七分、第一委員室において開議、午後二時三十七分散会、委員長 中牧保（自民）

① 決算審査の日程について諮り、税条例改正審査特別委員会の審議日程との関連上、本委員会の審議は二月一日より行うこととし、一旦休憩、（休憩中協議）午後二時三十五分再開。

② 二月一日以後の審議日程については、税条例審査特別委員会と競合しない範囲において二月一日更に協議することに決定。

○二月一日 午前十一時四十分、第一委員室において開議、午後零時七分散会、委員長 中牧保（自民）

① 決算審査の日程について諮り、暫時休憩、(休憩中協議) 午前十一時五十六分再開。

② 決算審査の日程について諮り、二日より十日まで書面審査のため休会とし、十一日再開して昭和三十年度決算説明及び監査意見に対する一般質問、十二日以降十六日まで各部所管事項に対する質疑、各部の審議順序については、先に決定した順序によることに決定。

○二月十一日 午後一時五十一分、第一委員室において開議、午後一時五十八分散会、委員長 中牧保(自民)

① 昭和三十年度決算及び監査意見説明に対する質疑日程について諮り、本日及び明十二日を書面審査として休会し、明後十三日再開し、先に決定の日程どおり審査することに決定。

○二月十三日 午後零時十四分、第一委員室において開議、午後四時十分散会、委員長 中牧保(自民)

① 昭和三十年度北海道費各会計歳入歳出決算及び監査委員の決算審査意見の説明に対する質疑に入り、深山委員(自民)より、職員の年度末出張に関連して、(1)出勤簿に名前が記載されていない職員があり得るか、(2)他の部の用務で出張する場合があるかどうか、(3)課の出勤簿に名前がついていない職員が出張している事実があるがその理由及び他の部に関係する用務で出張する場合いずれの部の出張命令簿に記載されるものか、(4)旅費支払の場合他人の印鑑で支払う場合があるかどうか、(5)出張不在の者が出勤簿に印鑑を押されている事実があるがこれに対する考え方、(6)出張用務の経過を報告する復命書に対する監査方法、(7)旅費の支払に際し他人の印鑑である場合においても旅費を支出することができるかどうかということ等について質疑、総務部長、出納長、監査事務局長、出納局歳

出課長、監査委員(能木)よりそれぞれ答弁があり、旅行者以外の者の印鑑で旅費を支出している事実があるかどうかについて質疑応答が繰り返され、本問題に対する事実を調べた上、答弁を求めることとし、午後零時四十五分一旦休憩、午後一時四十分再開、監査事務局次長より答弁があり、深山委員(自民)より、資料の提示があるまで一旦休憩されたい旨の発言があつて、午後一時五十分休憩、午後二時三十分再開、深山委員(自民)より、本問題に対する質疑は、更に調査の上行うこととして質疑を保留、次に川口委員(自民)より、(1)昭和二十九年における決算審査の結果報告の中に付された付帯決議に対してとつた具体的措置、(2)昭和三十年度道財政健全化計画に対する措置、(3)昭和二十九年における予算未措置額の内容、(4)昭和二十九年における教職員給与の未措置額の問題、(5)昭和三十年度における予算の未措置額及び支払繰延べの状況、(6)決算審査意見報告の中にある「何月現在」という表現の妥当性、(7)監査報告は義務付けられるものであるが監査後において数字を動かしていることに對する考え方、(8)信用保証協会損失金に對するその後の措置、(9)三十年度の道税徴収率が全国平均より低率にあるが三十一年度の徴収に對する考え方等について、林委員(自民)より、(1)税の不納欠損処分中時効完成によるものが高い比率を示しているがこれに對する考え方、(2)三十一年度の徴税目標及び徴収に對する熱意等について質疑、監査委員(能木)、総務部長、出納長、総務部次長より答弁、林委員(自民)より税の過年度徴収に對する熱意について再質疑、総務部長より答弁、次に総務部次長より、川口委員(自民)の質疑に對する補足答弁があつた後、佐々木委員(自民)より、(1)団体に使用した競走馬の売払代金未納の理由、(2)衛生会館建設に對する道の監査権限の問題について質疑、監査事務局次長より答弁、川口委員(自民)より、道の法人税率が他府県より高いのに徴収率が低い理由について質疑、総務部長より答弁、福島委員(自民)より、(1)

出納閉鎖期が迫つてから多額の予算を支出していることに對する考え方、(2)貸付金に對する回収が悪いがこれに對する考え方、(3)真駒内の土地代金納入と繰上充用の問題、(4)一時借入金金の処理時期等について質疑、総務部長、監査事務局次長、財政課長より答弁。

② 次に委員長より、本日の質疑は、この程度とし、明日は午前十時より開議する旨を述べた。

○二月十四日 午前十一時七分、議場において開議、午後一時五十二分

散会、委員長 中牧保(自民)

① 商工部、労働部各所管に對する質疑に入り、深山委員(自民)より、職員の年度末出張が多いことに關連して、(1)課員中大半が出張しなければならぬ理由特に三月に出張が多い理由、(2)出張命令簿に對する監査を行つたかどうか、(3)空出張に對する事実の有無等について、(關連して川口委員(自民)より、予算の費目流用に對し監査委員の指摘がないがこれに對する見解について質疑があり)林委員(自民)より、自転車競按費特別会計の歳出において費目流用を行つて乗用車を購入したことに關連してその購入方法に對する妥当性及び乗用車購入の理由、また購入した車が収入減を救うためのものであるという答弁に對しこれを購入することによる収入減緩和の状況等についてそれぞれ質疑、監査委員(能木)、労働部長、工業課長、監査事務局長より答弁、ついで林委員(自民)より、不納欠損処分に對する明細内訳書、補助金、交付金、委託料の明細内訳書及び三十三年度実質赤字額の明細内訳書について、川口委員(自民)より、予算不用額の内容について、深山委員(自民)より、過誤納還付金の内容についてそれぞれ資料の提出方要望があり、午前十一時五十九分一旦休憩、午後零時三分再開。

② 委員長より労働部、商工部各所管に對する質疑は終了し、午後一時より衛生部、民生部各所管に對する質疑に入る旨を述べ、暫時休

憩、再開後、

③ 衛生部、民生部各所管に對する質疑に入り、昨日の佐々木委員(自民)の衛生会館に對する監査権限の問題についての質疑に對し、監査事務局次長より答弁があつて、佐々木委員(自民)より、衛生公社の機能充実方要望があり、次に本多委員(自民)より、消費生活協同組合に對する貸付金が返済されていない理由及び三十三年度貸付金の返済見通し等について質疑、社会課長より答弁があつて、衛生部、民生部に對する質疑を終結した。

○二月十五日 午前十一時四十八分、議場において開議、午後三時二十

六分散会、委員長 中牧保(自民)

① 土木部、建築部各所管に對する質疑に入り、小島委員(社)より、土木現業所の堤塘使用料収入が調定額より下廻つている理由及び使用料の調定基準、使用面積等について、福島委員(自民)より、(1)事業用仮設建物は公有財産として認めるかどうか、(2)雑産物売払代金未収納に對する取扱い方法、(3)機械が書類上購入済みになつているのに現品が入つていない理由等について、佐々木委員(自民)より、札幌市内北二条西四丁目南角の建物の帰属について特に当地区は防火地区であり当該建物の存置が建築基準法上適當かどうか、当該建物は車庫であり不燃性のものに限るがこれに對する考え方、また建物の三分の一は住宅となつており火災予防上いかに考えるか、今後当該建物を取除かせる意思があるかどうか、更に建築指導上における道民への影響等についてそれぞれ質疑、土木部長、建築部長より答弁があつて、土木部、建築部所管に對する質疑を終結、午後零時二十三分休憩、午後一時四十分再開。

② 農務部、農地開拓部各所管に對する質疑に入り、深山委員(自民)より、馬の伝食研究のため道費を補助して委託研究を行わせている蓮見研究所の研究成果報告が提出されていないがその理由につい

て、小島委員（社）より、耕土培養事業その他の補助事業の実施に際し、補助金交付の基準となる条件及び事業効果確認の措置がとられているかどうかについてまた貸付牛の子返し状況等について、福島委員（自民）より、(1)草地改良地区に対する機械の購入及び予算割当が均衡を欠いているがこれが不均衡は正の措置、(2)事業用仮設建物に対する取扱い方法、(3)開拓財産で不用地となつたものの売却措置及びこれら売却財産の価格算定の基準、(4)道営客土事業における契約方法の取扱い方について、本多委員（自民）より、国の代行事業の実施に際し、会計検査院に指摘されている件数が多いがこの点に対する考え方、留萌藤山地区の永久橋架設に多額の費用をかけているが経済効果を考へて行つたかどうか等について、佐々木委員（自民）より、(1)開拓農協が土建業者に下請させることは建設業法違反にならないかという点、(2)会計検査院より指摘された開拓地における建設工事の事業内容及び措置の実態等についてそれぞれ質疑、農務部長、農地開拓部長、畜産課長、開拓計画課長より答弁、なお佐々木委員（自民）の質疑に対する答弁については関係資料をとりまとめた上行うこととし、農務部所管に対する質疑は終結、農地開拓部所管に対する質疑は、明日午前十時より引き続き行うことに決した。

○二月十六日 午前十一時十九分、議場において開議、午後一時二十七分散会、委員長 中牧保（自民）

① 昨日に引き続き農地開拓部所管に対する質疑に入り、昨日の佐々木委員（自民）の開拓農協が土建業者に下請させる工事請負が法規違反になるのではないかという質疑に対して農地開拓部長より答弁、佐々木委員（自民）より、再質疑、農地開拓部長、監査事務局長より答弁、津川委員（社）より、同問題に関連して、農協が一つの仕事をするために一部の業者を使うというような事ではないかと思う

がこの点に対する調査を行つたかどうかまた、正式に下請させているかどうかについて質疑、農地開拓部長より答弁、次に昨日の佐々木委員（自民）の質疑に対する調査経過について、開拓計画課長より答弁、佐々木委員（自民）より再質疑、午前十一時三十九分休憩、午後零時二十六分再開。

③ ついで委員長より、明日午前十時より引き続き農地開拓部所管に対する質疑を続行する旨を述べた。

○二月十八日 午前十一時四十分、議場において開議、午後二時四十五分散会、委員長 中牧保（自民）

① 一昨日に引き続き農地開拓部所管に対する質疑に入り、一昨日佐々木委員（自民）が行つた二十九、三十両年度における代行建設工事、代行災害復旧工事のうち会計検査院に指摘された事項及びその原因今後の対策等について農地開拓部長より答弁、佐々木委員（自民）より、代行事業に対しては今後道において手がない場合国に一部行つてもらうという考え方について質疑、農地開拓部長より答弁があつて、農地開拓部所管の質疑を終結することとし、午前十一時五十三分休憩、午後一時三十五分再開。

② 次に水産部、林務部各所管に対する質疑に入り、沖野委員（自民）より、(1)昭和二十三年度においてふ化場の塩さけを北水商事に売渡した代金未納の問題特に今後の回収見通し、回収不能の場合における決算処置に対する考え方、(2)漁船用小型機関に対する機械貸付使用料未納の問題特に今後の回収見通し、当該協同組合及び漁家の出荷内容より未納金を天引する方法等が考えられるがその出荷内容等を調査した事例の有無、(3)浅海増殖補助事業について部分検定等充分未調査のまま補助金を交付している事実が監査意見書において指摘されているが当該工事実施の町村名並びに所属単協名、(4)浅海増殖事業及び漁港簡易工事予算が相当多額翌年度へ繰越されている理

由、(5)水産物売払代金未徴収の内容等について質疑、水産課長、監査事務局長より答弁、沖野委員(自民)より、浅海増殖、機械貸与、北水商事の問題について再質疑、水産課長より答弁、沖野委員(自民)より、北水商事問題について再質疑があつて、暫時休憩、午後二時二十四分再開、沖野委員(自民)より、北水商事の未回収分については適当な措置をとりたい旨を要望、次に佐々木委員(自民)より、林業指導所及び各林務署におけるしいたけ栽培試験にかかる残量処分の問題特に処分の方法、払下げ先、払下げ単価等について質疑、林業指導所長、道有林課長より答弁があつて、水産部、林務部各所管の質疑を終結、なお川口(自民)林(自民)各委員より要求資料の早期提出方要望があつた。

○二月十九日 午前十一時四十五分、議場において開議、午後三時五十

三分散会、委員長 中牧保(自民)

① 教育委員会、公安委員会各所管に対する質疑に入り、川口委員(自民)より、道教委の人事権に関連して道教委と北海道教職員組合との団体協約の中に教職員の罷免転任に対する意見を具申する規定があり、また道内小中学校教員が各個の身上について投票を行つたり、学校長の人気投票を行う等教員人事に圧力を加えている実情であるが、このような姿を正常と考えるかどうかについて、若し間違ひとすればこれが対策並びに職員団体に対する対策等について質疑、教育長より答弁、更に川口委員(自民)より、組合関係者で二十歳台の若い教員が校長に栄転している事例があるがこのような人事の正当性について質疑、教育長より答弁、川口委員(自民)より、教員同志の投票及び校長の人気投票の問題について再質疑、人事課長より答弁、川口委員(自民)より、市町村教育委員会決定の内申にのみもつていて任免する人事であるという答弁に関連して労働協約事項に対する履行義務について質疑、午後零時四十分休憩、午後二

時十五分再開、教育長より答弁、人気投票と教員組合の意見具申の関係及びこれが人事異動に及ぼす影響等について教育長との間に質疑応答が繰り返されて暫時休憩、再開後、教育長より答弁、川口委員(自民)納得せず、次に林委員(自民)より、(1)教員組合との協約による意見具申の問題について特にその内容、締結するに至つた経緯、真びよう性の把握状況、(2)意見具申の適否を判断する場合の基準、(3)団体協約に対する考え方、(4)組合内部のことについて干渉できないという答弁に関連して教育長が組合に対し勧告または意思表明を行うことに対する妥当性について質疑、教育長より答弁、林委員(自民)より、意見具申に至る経緯の把握状況について再質疑、教育長より答弁、川口委員(自民)より、道教育研究所の設置について現在内規をもつて設置しているが、これが条例化に対する考え方、地方教育研究所の運営に対する指導方針、自動車等のスピード制限等に対する考え方について質疑、教育長、道警本部警ら交通課長より答弁があつて、教育委員会、公安委員会各所管に対する質疑を終結した。

○二月二十日 午後一時十九分、議場において開議、午後一時二十一

分散会、委員長 中牧保(自民)

① 委員長より、先に知事に対し要求していた資料の提出があり、資料審査のため、本日の議事はこの程度にとどめ明日は休会とし、明後二十二日午前十時開議することについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで知事より提出されている証拠書類等を撤去することについて諮り、異議なくそのことに決し、二十二日午前十時開議し、総務部所管の質疑を行うこととした。

○二月二十二日 午後一時二十分、議場において開議、午後三時三十分

散会、委員長 中牧保(自民)

- ① 総務部所管に対する質疑に入り、林委員（自民）より、(1)道庁費の諸手当において多額の不用額を残している理由及びこれに対し予算更正を行わなかった理由、(2)酪農振興施設費の不用額に關連して当初九十頭購入予定の牝牛を七百八頭しか購入しなかった理由、(3)教職員の日宿直手当を支払繰延べした理由及び昨年の決算委員会で指摘されているにもかかわらず再度行つた理由等について、川口委員（自民）より、(1)三十二年度実質赤字調書によると伝染病予防費七百七十八千円が予算未措置となつてゐるがこれは既に措置されていること、(2)信用補償損失金調書によると支払繰延べされたもの一億三千万余円となつてゐるが一千万円多くなつてゐること、(3)公債費利子についての付記説明が二通りあるがいずれが正しいか、(4)教職員の退職手当について昨年の決算委員会において支払繰延べはしてゐないと答弁してゐるが本年度繰延べした理由、(5)税の不能欠損が多い理由及び今後の不能欠損の見通し、(6)水利使用料一千三百六十六万九千円未納の理由等について、深山委員（自民）より、(1)慰勞出張の有無、出勤簿、命令簿等の完全整理対策、(2)道職員費の一部を旅費に流用している理由、(3)道立病院費の需要費より諸手当に流用した理由等について（關連して佐々木委員（自民）より、慰勞出張の絶無及び出勤簿、命令簿等の完全実施について質疑があり）それぞれ質疑があり、総務部長、総務部次長、税務課長より答弁、林委員（自民）より、支払繰延べに対する今後の考え方及び貸付牝牛に対する資料と答弁の喰ひ違いについて再質疑、総務部長より答弁があつて、総務部所管の質疑を終結、午後三時二十八分休憩、午後三時三十二分再開。
- ② 各部所管の質疑は本日をもつて打ち切り、意見調整のため二十三日より二十五日まで休会とし、その間意見調整を行うことについて諮り、異議なくそのことに決定、二十六日午前十時開議することとし

○四月一日 午前十一時五十分、第一委員室において開議、午後零時十

分散会、委員長 中牧保（自民）

- ① 決算審査に対する意見調整について諮り、河野委員（社）より、社会、自民各二、協ク一の五名をもつて構成する小委員会を設置して検討することについて意見があり、異議なくそのことに決定、暫時休憩の後、午後零時五分再開。

- ② 小委員に中野（定）（社）河野（社）本多（自民）福島（自民）二瓶（協ク）の各委員を選任、佐々木委員（自民）より、配付の質疑抽出事項は結論を出す上における参考資料であるかどうかについて質疑、委員長より応答の後、小委員会においてはなるべく早く結論を得て本委員会に報告されたい旨を述べた。

○四月五日 午前一時二十五分、第一委員室において開議、午前一時四

十五分散会、委員長 中牧保（自民）

- ① 昭和三十一年十二月二十六日付託された報告第六号昭和三十年年度北海道各会計歳入歳出決算に關する件を議題とし、二瓶小委員長（協ク）より、小委員会における審査の経過並びに結果について報告があり、小委員長報告のとおり意見を付して認定議決とすることに決定。

- ② ついで委員長報告については委員長一任とすることに決定し、諮り、異議なくそのことに決定した。

小委員 会

○四月一日 午後零時三分、第一委員室において開議、午後零時五分散

会、小委員長 二瓶栄吾（協ク）

- ① 二瓶臨時小委員長（協ク）より、小委員長互選の方法について諮り、河野委員（社）より、指名推選の方法により二瓶委員（協ク）

を小委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

② 小委員長より明四月二日午前十時開議する旨を述べた。

○四月二日 午後一時三十分、副議長室において開議、午後三時三十分

散会、小委員長 二瓶栄吾（協ク）

小委員長より、本委員会における質疑及び論議が行われた事項、問題点等について協議したい旨を述べ、暫時休憩、（休憩中協議）午後三時二十九分再開、明四月三日は午後一時開議する旨を述べた。

○四月三日 午後一時、副議長室において開議、午後三時三十一分散会、

小委員長 二瓶栄吾（協ク）

小委員長より、決算審査に対する結論を協議する旨を述べ、暫時休憩、（休憩中協議）午後三時三十分再開、明四月四日は午前十時開議する旨を述べた。

○四月四日 午前十一時十分、副議長室において開議、午前十一時三十分

七分散会、小委員長 二瓶栄吾（協ク）

小委員長より、決算審査の結論について協議する旨を述べ、暫時休憩、（休憩中協議）午前十一時三十五分再開、決算審査についての小委員会における結論については、配付の報告書のとおり報告することに決定した。

総合開発調査特別委員会

○三月六日 午後二時、第一委員室において開議、午後二時四十五分散

会、委員長 岩田留吉（自民）

① 大石委員（社）より、青函ずい道釐工促進に関する意見書提案の理由について説明の後、本問題について現在までに行つて来た中央折衝の経過について報告、委員長より大石委員（社）の意見を求め、

大石委員（社）より、東北七県との協力の問題で態度をはつきりしないと四国にもつていかれる心配があり早急に手を打つべきである旨の意見があり、井口委員（社）より、東北七県に働きかけることについては議長、知事協議の上、行つて欲しい旨を要望、委員長より運動の時期については議長、知事と相談して決めることにしたい旨を述べ、意見書を本会議に提案することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 次に二瓶委員（協ク）より、北海道農業振興確立に関する意見書提案の理由について説明聴取の後、本意見書を本会議に提案することについて諮り、異議なくそのことに決定。

③ 次に窪田委員（社）より、未開発地文化厚生事業促進に関する意見書提案の理由について説明聴取の後、本意見書を本会議に提案することについて諮り、異議なくそのことに決定した。

○三月三十日 午後二時五分、第一委員室において開議、午後四時五十分散会、委員長 岩田留吉（自民）

① 井口委員（社）より、未開発地の文化厚生事業促進に関して、岩本委員（自民）より、青函ずい道建設促進に関する中央折衝の経過についてそれぞれ報告書によつて報告、ついで児玉委員（自民）より、三月二十二日開かれた北海道開発審議会農林水産小委員会特別委員会で審議された寒地農業確立対策に関する中央の動きについて報告の後、同審議会に対しオブザーバーを派遣する必要がある旨の意見があり、開発審議会に対するオブザーバーの派遣、寒地農業確立対策、未開発地文化厚生事業促進及び青函ずい道建設促進についての中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員、

派遣期間については委員長一任に決した。

② 次に本委員会の昭和三十二年度における調査重点事項について諮り、異議なく次のとおり決した。

一 総合開発第二次五カ年計画完全実施に関する調査

二 寒地農業確立に関する調査

三 未開発地における文化厚生事業促進に関する調査

四 青函ずい道建設促進に関する調査

五 その他必要に応じ調査事項を追加する

③ 次に本委員会の三十二年度中における調査経費について諮り、笠井委員(社)より、昨年の当初どおり三百万円とすることについて意見があり、各委員も異議なくこれを了承、調査経費は三百万円とし、今議会に決議案を提出することに決定、各委員は各党に説明の上、了解を求めることを申し合せた。

④ 次に第二次五カ年計画実施に関し措置すべき事項について、道が措置したその後の経過について開発調査課長より説明を聴取、笠井委員(社)より、先に文芸春秋に発表された北大中谷教授の北海道開発に対する意見及び産業計画会議の同意見が巷間に流布された問題について特に道のこれに対する考え方及び今後のとるべき措置について質疑、午後三時五十五分休憩、(休憩中企画本部長より説明を聴取、笠井(社)塚田(社)各委員及び委員長より質疑及び意見があり、企画本部長より答弁の後、西田参議院議員より、青函ずい道建設促進についての中央の動きについて説明を聴取した)午後四時五十分再開。

小 委 員 会

○三月九日

午前九時四十五分、第一委員室において特殊気象地帯農業確立対策小委員会を開議、午前十一時二十分散会、小委員

長 兄玉由一(自民)

① 小委員長より、三月十三日開会される開発審議会農林水産小委員会特別委員会は、二月二十日同特別委員会で寒地農業振興対策に関する論議事項を整理したものを中心として検討をすすめる状況にあり、従って寒地農業振興対策樹立上問題となる事項について本委員会の意見を決定しなければならない段階にある旨を述べ、まず企画本部長より、道が作成した寒地農業振興対策樹立上の問題点に対する意見の「一地域を全道とするか特定地域に限定するか」の問題について説明を聴取、津川委員(社)より、積算温度二千六百度に近い水田地域に対する措置及び本道全体を寒地農業とする特別立法に対する考え方について、笠井委員(社)より、二千六百度以下の場合に各支庁で除外されるところについて、二瓶委員(協ク)より、秋山博士(農林省顧問)が二千六百度以下の地域を寒地農業として打出した理由について、小委員長より、土性等の自然条件を加味した地域を限定するということは、二千六百度以上のところと考えてよいが、また寒地農業の定義、問題となる二千六百度の限界地点に対する考え方について、蒔田委員(自民)より、二千六百度に線を引いた場合の限界線にある水田地帯は除外されることにならないかどうか、また線をはつきり引いた場合都合が悪くならないかどうかについてそれぞれ質疑、企画本部長より答弁、小委員長より、秋山博士の資料提出方について要望があり、本問題については直ちに決定できないので中央の意見をみることにした。

② 次に意見の二「対策樹立のための地帯別當農類型をいかにするか」の問題について企画本部長より説明を聴取、小委員長より本問題の資料を十三日まで提出方について要望。

③ 次に意見の三「対策を融資事業のみに限定するか」の問題について企画本部長より説明を聴取、小委員長より本問題の表現をもっと具体的に打出することについて述べ、

④ 次に意見の四「今後の開拓事業のあり方をどうするか」の問題に

ついで企画本部長より説明を聴取、小委員長よりばらばらの入植をやめて集団入植一本で行うかどうかについて質疑、企画本部長より答弁。

⑤ 次に意見の五「資金調達の方法をどうするか」の問題について企画本部長より説明を聴取、笠井委員（社）より、本問題について特別会計を設定することに對する政府の考え方について質疑、企画本部長より答弁。

⑥ 次に意見の六「融資対象及び条件をどうするか」の問題について企画本部長より説明を聴取、議長より、農林漁業金融公庫の運営資金量、同資金の本道に流れている額、民間資金吸収の必要性及び資金源確保の方法、民間資金を確保する場合に政府より補償を得ることの必要性について、小委員長より、公庫に特別枠を設ける場合の資金源、国の財政資金を確保してこれを農林漁業金融公庫に取扱わせる方法の是非についてそれぞれ質疑及び意見があり、企画本部長より答弁、小委員長より、意見の五に政府の財政出資と民間資金に對する国の補償及び利子補給の途を追加して早急に文案を作成すること及び意見の六は原文のままとする旨を述べ、

⑦ 次に意見の七「指導及び事業実施機關をどうするか」の問題について企画本部長より説明を聴取、小委員長より、行政機關の拡充を具体的に表現すること及び事業の実施機關に關して一方には会社方式で行くという構想が打出されている現状において原案の条文では中央で議論になった場合困るのではないかという点について、議長より、行政機關が事業を実施する場合には行政機關を拡充するだけでは適當でなくより具体的に表現する必要性について特に開拓、農務兩行政の一貫していない欠陥を充分調査の上表現することについてそれぞれ質疑及び意見があり、企画本部長より答弁、小委員長より、意見の七について更に検討されたい旨を述べ、

⑧ 次に意見の八「農家負債整理の対策」の問題について農務部長より

り説明を聴取、朝日委員（協ク）より、普及員の再教育について、議長より、市町村における負債整理委員会構成員の重要性について、津川委員（社）より、一年間における資金の必要量についてそれぞれ質疑及び意見があり、農務部長より答弁、小委員長より、意見の八は大体適當である旨を述べ、

⑨ 次に議長より、十三日開会の道開発審議会農林水産小委員会特別委員会に出席できないので代理出席の人選を願いたい旨を述べ、人選については議長、岩田委員長（自民）相談の上、決めることとし、小委員長より、意見の一より八までの補足については十三日朝までに作文化されたい旨を述べた。

○三月十五日 午後五時二十五分、第三委員室において青函ずい道建設促進小委員会を開議、午後五時四十分散会、小委員長

岩本政一（自民）

① 小委員長より、中央における青函ずい道建設促進決議案提案の動きについて報告、本問題の内容について自民党本部政調会より相談のため委員派遣要請の依頼があつた旨を述べ、天谷委員（協ク）より、本問題は都合よく進行しているように思われるので小委員長が上京されることが適當である旨の意見があり、岩田委員長（自民）と相談の上、上京することとし、小委員長より、中央の状況をかためた後更に東北、本道の知事、議長会に諮ることがよいと考えている旨が述べられた。

○三月十八日 午前九時五十分、第一委員室において特殊気象地帯農業確立対策小委員会を開議、午前十一時十五分散会、小委

員長 児玉由一（自民）

① 小委員長より、三月十三日開発庁長官室において開かれた北海道開発審議会農林水産小委員会特別委員会に出席（議長代理）の経過

について報告書により報告、ついで二瓶委員（協ク）より、資金調達の方法については特別会計をもたれるとよい旨の意見があり、小委員長、企画本部長もこれに同感の意を表明、小委員長より、二十二日開会の特別委員会は十三日に審議された具体的な問題を開発庁が更に検討の上、作文化することになつてゐる旨の状況報告があり、二瓶委員（協ク）より、二十二日の特別委員会に道の意見を提出すべきである旨の意見があり、小委員長、企画本部長より応答。また二瓶委員（協ク）より、農林省の対策審議室の所管対象地域及び道の冷害対策本部は解消されたのかどうかについて質疑、企画本部長より答弁。

② 次に二十二日開会の開発審議会特別委員会に対する委員派遣の必要性について諮り、岩田委員長（自民）より、道の意見で大体進行しているが更に反映させる必要がある旨、また朝日委員（協ク）より、農務委員会、農地開拓委員会、総合開発調査特別委員会より一名ずつ三名派遣することについてそれぞれ意見があり、農務、農地開拓両委員会より各一名派遣について両委員会で決めてもらうこととし、本委員会より一名派遣については岩田委員長（自民）と相談の上、決めることとした。なお小委員長より寒地農業確立対策のため道に対策室を設けることについては岩田委員長（自民）と共に知事に相談する旨が述べられた。

○三月三十日 午前九時四十分、第一委員室において特殊気象地帯農業確立対策小委員会を開議、午前十時五十分散会、小委員長 児玉由一（自民）

① 小委員長より、去る二十二日開かれた北海道開発審議会農林水産小委員会特別委員会の審議経過について報告があり、笠井委員（社）より、農家負債整理について別途に計画案を提出する考え方について質疑、小委員長より応答、笠井委員（社）より、恒久対策と平行

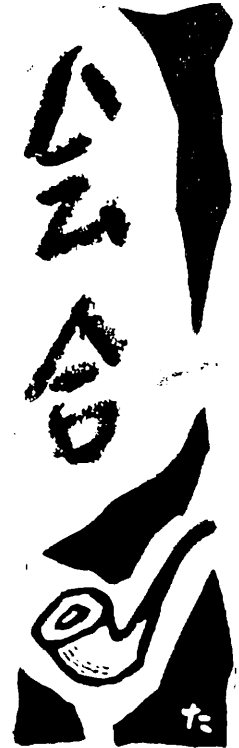
して負債整理の具体的計画案を早急に立てるべきである旨の意見があり、ついで朝日委員（協ク）より、農林省における対策室設置の状況と道の協力について質疑、開拓経営課次長より答弁、朝日委員（協ク）より、対策室の活動開始と同時に負債整理の問題を持ち込む必要がある旨の意見があり、小委員長より、負債整理の資料がまとまつていないので後日具体案を作成することになつており一応寒地農業確立のための恒久対策に関する建議案を提出するに至つた経緯が述べられた。

② 次に笠井委員（社）より、負債整理の資料要求及び先に産業計画会議並びに北大中谷教授が文芸春秋に発表した本道開発問題に関する意見についての道の考え方について報告を求め、企画本部長より報告があり、小委員長より、建議案は一応了承することとし、四月五日開かれる開発審議会に委員を派遣することについて諮り、本問題を本委員会に報告の上、委員派遣を決めてもらうこととした。

道南のいか凶漁対策特別委員会

○三月三十一日 午後五時三十七分、第二委員室において開議、午後五時四十二分散会、委員長 時田政次郎（社）

道南のいか凶漁対策についての恒久対策及び経営資金面における問題を処理するため、なお特別委員会を存続して活動を行うことについて諮り、異議なくそのことに決定、ついで特別委員会の調査経費二十万円を本会議に上程して議決することとした。



全国都道府県議会議長会

○三月二日 東京都議会第四委員会において幹事会を開催、郡問題に伴う都道府県議会議員の選挙区について協議、本日まで検討された意見を総合、更に自治庁とも打合せの上事務局試案を作り、これに対する全国の意見を求め、三月十四日幹事会を開き更に協議することとした。

○三月十四日 東京都議会会議室において幹事会を開催、坂下全国都道府県議会事務局長より地方制度調査会第五回総会の経過について報告があり、ついで協議に入り、都道府県議会議員の選挙区については公選法中、都道府県議会議員の選挙区の改正方要望書を決定し、この改正は今国会において成立するよう強く関係方面に要望することとした。ついで会長外遊中の代理については大橋大阪府議会議長を会長代理とすることを了承した。





地方行政疑義問答集

地方自治法第百九十九条の二の解釈

(昭和三二、二、一三自庁行発第二十九号)
兵庫県監査委員宛 行政課 長

照会

県議会開会中の費用弁償(条例第四条第三項)の支給について地方自治法第二百四十三条の二第二項により監査委員に対し当該違法、不当行為の禁止の措置請求があつたが監査委員中議員の中から選任された監査委員はこれを監査することができかどうかについて地方自治法第百九十九条の二の規定の解釈に疑義があるが、左記いずれによるべきか。

一 法第百九十九条の二の「従事する業務に直接の利害関係のある事件」とはその利害がある特定のものについてのみ生ずる場合をいうのであつて、議員全員に対し利害が共通している場合は本条適用から除外されるものと解し議員の中から選任された監査委員は監査して差支えない。

二 費用弁償の支給について議員は直接利害関係があるので公正な監査を期待する法の趣旨にかんがみ、本件の場合には議員の中から選任された監査委員は監査できないと解して差支えない。

回答 設問の場合においては、議会選出の監査委員は監査すること

ができないものと解する。

議会の解散及び議員の解職請求について

(昭和三二、二、二八 自内選発第八号)
山口県選管委員長宛 自治庁選挙部長回答

問

甲町、乙町が合併(合体合併)し、丙町が設置され、甲、乙両町の議員が町村合併促進法第九条第一項第一号の規定により、引き続き一年間丙町の議員に在任することになっている場合に、

一 議会の解散及び議員の解職の請求をなし得る時期は次のいずれによるべきか。

(イ) 旧町の議会の議員の一般選挙又は議員の就職の日から起算して一年を経過した日から。

(ロ) 合併の日から起算して一年を経過した日から。

二 (イ)によるとすれば、甲町の議員であつたものは一年以上となるが、乙町の議員は丙町の期間を通算して一カ年に満たない場合は、甲町の議員であつたものについては、解職請求をすることができるが、議会の解散及び乙町の議員であつたものについては、解職請求はできないことになると思うがどうか。

(ロ)によるとすれば、任期満了となり、実質的には行うことができないうことになる。

答

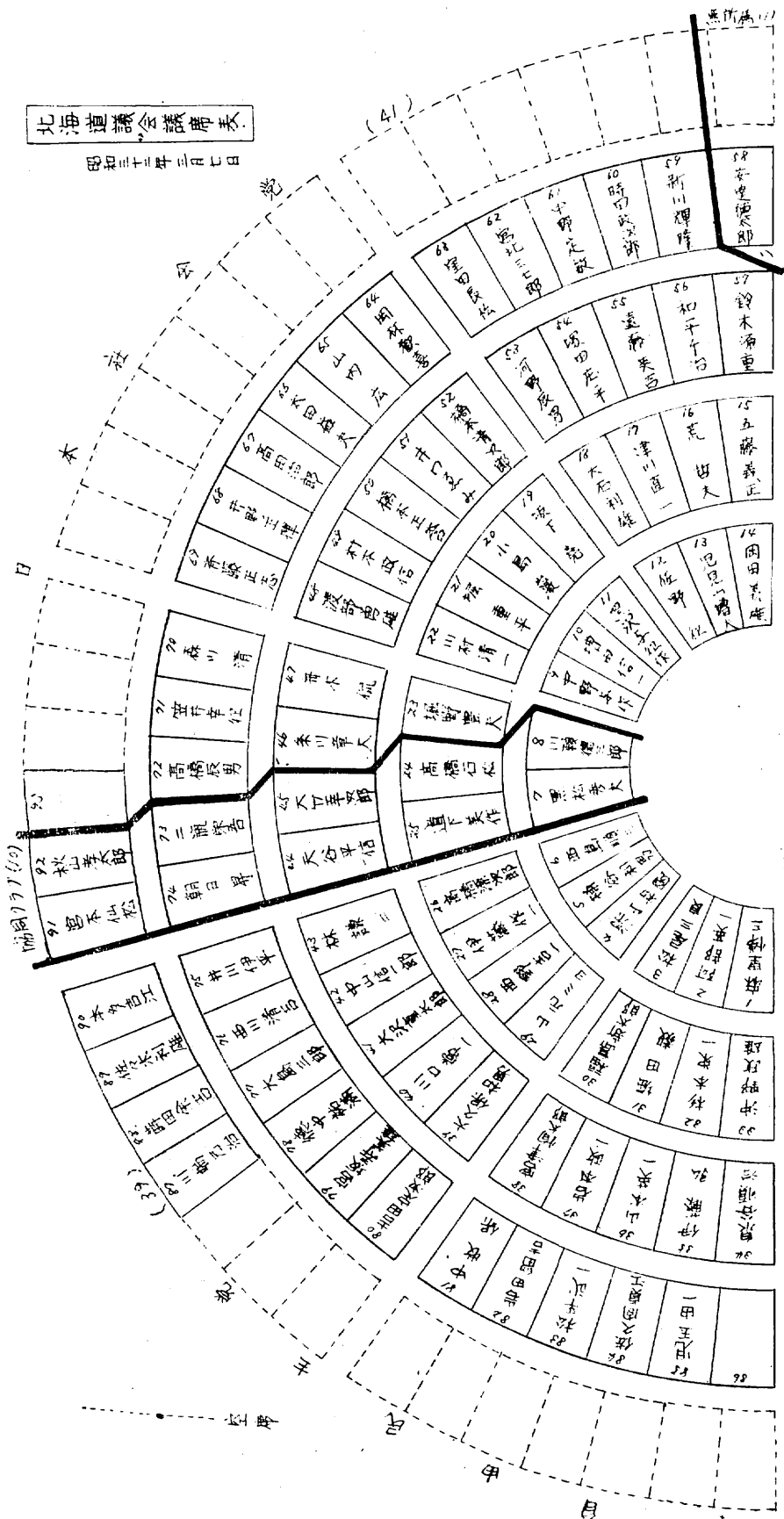
一 議会の解散請求については、合併関係町村の議会の議員の一般選挙のあつた日から起算する。ただし、一般選挙の日が合併関係町村によつて異なる場合においては、合併した日に最も近い一般選挙の日から起算する。

議員の解職請求については、それぞれ合併関係町村の議会の議員に就職した日から起算する。

二 (イ)お見込みのとおり。

北海道議会議席表

昭和三十三年三月七日



説	明	員
---	---	---

説	明	員
---	---	---

説	明	員
---	---	---

知	亭
---	---

運	記
---	---

各	種	員
全	説	明
	明	員

説	明	員
---	---	---

説	明	員
---	---	---

説	明	員
---	---	---

事務局長

議長

事務局長

三月のメモ

- 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 2 1
- 米・仏・イスラエル三国イ軍撤退に意見一致、ガザは国際管理。
 - 英水爆実験阻止大会行われる。(東京)
 - 全日本スビードスケート開幕(三日閉幕、阿寒湖リンク)
 - 桂沢ダム貯水開始。
 - タイで五万人余反政府デモ、非常事態宣言公布さる。
 - 大蔵省、省議で地方債金利引下げ決定。
 - 中共化纖使館閉来日。
 - 厚生省、無医村に出張診療所新設地を決定、本道は千歳町泉郷など八カ所。
 - 自衛隊輸送機墜落(鳥取県美保基地)
 - 英クミラン首相英水爆実験やめぬと下院で言明。
 - 清議会労働党四道議社会党入党。
 - 道南に大雪、青函連絡船十三本運休。(三月二十七日真駒内)
 - 道南に大雪、青函連絡船十三本運休。(三月二十七日真駒内)
 - 西駐英大使水爆実験への三回日の抗議の覚書を英政府へ手交す。
 - 第二十四回世界卓球選手権大会開幕(ストックホルム)
 - アイクドクトリン議決通過。
 - 旅客列車貨車に追突、乗客ら九名負傷(渡島大野駅)
 - 炭労四十八時間ストに突入。
 - 国連総会閉幕。
 - 細正予算衆院通過。
 - 札幌・小樽で春闘総決起大会。
 - 第三十五回全日本スキー大会開幕(長野県志賀高原)
 - ソ連で核爆発実験と米原子力委員長長発表。
 - 外務省、ソ連に対し核爆発実験中止申入れ。
 - 明年度予算案政府原案のとおり衆院可決。
 - 道南地方に猛吹雪、列車八本立往生。
 - 上ノ国今井鉾山で雪崩、死亡七、重軽傷十八。
 - 道北に猛吹雪、運休五十四本。
 - 道東・道南に高潮、広尾では家屋八戸が全半壊、浸水五十戸。
 - 大相撲春場所開幕。
 - 世界卓球選手権団体男女とも優勝。
 - 水産部、北洋漁業開港要綱発表。
 - 総評第三波実力行使に突入。
 - ソ連、東独駐留条約に調印。
 - 防衛庁、死の行軍関係者に処分、金山総監ら減給。
 - 日本学士院補員決着。
 - キユー・パで学生暴動、大統領官邸を襲撃。
 - 炭労協議妥結、基準給千三百円引上げ。
 - 最高裁、チャタレイ裁判で上告棄却の判決、有罪確定。
 - タイ国外相来日。
 - 菅生事件の謎の人物戸高公徳氏現わる。
 - ッだいおう抑留漁夫四十名と漁船一隻を取り帰航。
 - 厚岸でニシン七百貫とれる。

- 31 30 29 28 27 26 24 22 21 20 19 18 17 16 15
- 世界卓球選手権大会閉幕、五種目優勝。
 - ビート糖工場問題、北連・日甜に新設許可、道知事に通過。
 - 労働党正式解消。
 - テウオシヤン駐日ソ連大使消息不明の在ソ邦人の調査結果回答、生存者九三名。
 - 小樽近海で初にしん。
 - マクミラン首相、ソ連大統領、飛行機事故で死亡。
 - 日本医師会、健保法改正問題で幹部不信任、幹部総辞職。
 - ガルシア氏、ソ連大統領に就任。
 - 畑中氏、在ソ日本人七百九十三名の名簿手渡受く。
 - マクミラン首相、下院で水爆実験中止せずと重ねて言明。
 - 衆院第二次補正予算可決。
 - 日銀公定歩合一厘引上げに決定、二十日より実施。
 - 道炭労の北海道予当要求解決。
 - 日本大使館、ソ連残留者名簿受領。
 - エジプトと文化協定調印。
 - 国鉄運賃改正法案衆院可決。
 - 道立高校入学選抜学力検査行われる。
 - 仙台高裁米兵に戦後初の死刑の判決。
 - 日民党臨時党大会開く、総裁に岸信介氏選出。
 - 外務省・厚生省、在ソ日本人の帰国希望者名簿発表。
 - 元清議会議員北林屹郎氏死去。
 - 第一・二次補正予算原案どおり成立。
 - 湯川博士、原子力委員長辞任を閣議で承認。
 - 米英首脳会談(バミューダ島) 共同声明、附属文書を発表、核爆発実験は自粛して続行。
 - 大相撲春場所終る、技能賞北ノ洋、敢闘賞琴ヶ浜、殊勲賞玉乃海、優勝朝汐。
 - 外務省、英からの回答書簡を発表、英水爆実験中止せず。
 - 仙台高裁で鈴木代議士に当選無効の判決、公選法違反連座制適用初ケース。
 - 日・仏印特別議定書調印、日本約十六億円支払う。
 - 道警六百名の人事異動。
 - 真駒内女子寮問題米側回答発表。
 - 内海氏副知事発令。
 - 福岡県副知事・出納長ら公金不正流用、横領で逮捕さる。
 - エジプト、スエズ運河十日から大規模な通航許可と発表。
 - チリ外相来日。
 - 日本火災のテンプル・ファイアー事件で前社長逮捕。
 - 積丹沿岸でニシン四千貫とれる。
 - 永田隊長、山本航海長空路帰国。
 - 所得税・法人税・租税特別措置三法成立。
 - 大通会館全焼。
 - クリスマス島水爆実験中止要請のため松下首相特使出発。
 - 尻札部村・白尻村・鹿部村・戸井村・尻岸内村・榎法華村に第二次合併勧告。
 - 三十二年度国家予算成立。
 - 河西郡中札内村で雪崩、六十八名生埋。